

信用保証の実務解説

〔様式編〕

保証制度・商品

令和 7 年 4 月

- ☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。
- ☆ 本書の転載・目的外使用等は一切禁止します。

兵庫県信用保証協会

目 次

(金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」、金融機関提携保証「ひやくライト」、小規模企業支援型保証「エール」、兵庫県制度融資「経営活性化資金」)

「飛躍(ひやく)」 「ひやくライト」 事前相談書	1
「エール」 事前相談書	2
「経営活性化資金」 事前相談書	3
設備計画書(飛躍、ひやくライト、エール、経営活性化資金)	4

当座貸越根保証、カードローン

当座貸越・カードローン事前相談書	5
資格要件申告欄	6
誓約書(当座貸越(貸付専用型)・事業者カードローン当座貸越根保証用)	7
一時中止通知書	8
一時中止解除通知書	9

特定社債保証(私募債)

特定社債事前相談書	10
保証委託申込書(特定社債保証用)	12
特定社債保証資格要件申告書	14
保証委託ならびに共同保証契約書(定時償還用)	15
保証委託ならびに共同保証契約書(一括償還用)	19
社債要項・諸契約(定時償還用)	23
社債要項・諸契約(一括償還用)	34
名称・住所等変更報告書	45
現況報告書	46
買入消却通知書	47
期限の利益喪失通知書(共同保証人)	48
期限の利益喪失通知書(社債権者)	49
保証債務履行請求書	50
保証債務履行完了報告	51
特定社債に係る保証債務消滅報告(期日償還用)	52
特定社債に係る保証債務消滅報告(定時償還用)	53

流動資産担保融資保証(ABL)

「流動資産担保融資」チェックシート	54
信用保証委託申込書(流動資産担保融資保証用)	66
信用保証委託契約書(流動資産担保融資保証用)	69
信用保証委託契約変更契約書(保証人加入用)(流動資産担保融資保証用)	71
譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表	73
譲渡担保対象売掛先明細書【根保証用】	74
譲渡担保対象売掛先明細書(兼借入申込書)【個別保証用】	75
棚卸資産売上代金入金口座届出書【根保証用】	76
「未発生債権」引当借入限度額算出表	77
債権譲渡制限特約解除依頼書(雛形)	78
担保手形等差入証(根保証用)(雛形)	79
担保手形等差入証(個別保証用)(雛形)	81
売掛先(第三債務者)に関する変更報告書【流動資産担保融資保証用】(雛形)	83
譲渡担保流動資産報告書【流動資産担保融資保証用】(雛形)	84
「流動資産担保融資保証制度」モニタリング記入表(棚卸資産)	85

「流動資産担保融資保証制度」モニタリング記入表（売掛債権）	87
一時中止通知書	88
一時中止解除通知書	89

創業関連保証・再挑戦支援保証

創業・再挑戦計画書	90
創業関連保証・再挑戦支援保証チェックリスト	94
資格要件申告書（再挑戦支援保証用）	96
事業着手の確認書	98
会社設立の確認書	99
個人創業者事業状況報告書（借入1ヵ月後）	100
法人創業者事業状況報告書（借入2ヵ月後）	101

スタートアップ創出促進保証制度

創業計画書【スタートアップ創出促進保証制度用】	102
ガバナンス体制の整備に関するチェックシート【スタートアップ創出促進保証制度用】	105
スタートアップ創出促進保証チェックリスト	106

借換保証

事業計画書（借換保証用）	108
状況説明書【条件変更改善型借換保証用】	109

輸入与信保証

輸入実績および計画書	110
保証付輸入保証L／C明細書	111

割引根保証

商業手形明細書	112
念書（手形・電子記録債権割引根保証更新用）	113
根保証期間確定報告書	114

長期経営資金保証（やくしん）

長期経営資金保証（やくしん）利用申請書	115
---------------------	-----

災害時発動型予約保証「そなえ」

「そなえ」予約申込書	116
「そなえ」予約依頼書	119
「そなえ」予約中止通知書	120
「そなえ」予約中止解除通知書	121
「そなえ」取扱可否通知書	122
推薦書（中央会推薦BCP）	123

ひょうご発展支援保証「リードα」

ひょうご発展支援保証「リードα」推薦書兼資格要件確認書	124
-----------------------------	-----

事業承継保証「リレー」

事業承継計画書の表紙	125
事業承継計画書（事業用財産取得資金用）（雛形）	126
事業承継計画書（代表者変更に係る資金用）（雛形）	128
事業承継計画書（M&A株式取得資金用）（雛形）	129

事業承継計画書（持株会社株式取得資金用）（雛形）	132
株式評価算定書の表紙	135
財産評価算定書の表紙	136
ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）	
推薦願兼推薦書	137
事業性評価保証「タッグ」	
事業性評価保証「タッグ」推薦書	138
地域活力向上保証「ふるさと」	
地域活力向上保証「ふるさと」確認書兼推薦書	140
財務要件型無保証人保証、財務要件型無保証人・当座貸越根保証	
「財務要件型無保証人保証制度」資格要件確認書	141
事業承継特別保証制度	
事業承継計画書	142
財務要件等確認書【事業承継特別保証制度用】	143
借換債務等確認書【事業承継特別保証制度用】	144
他行借換依頼書兼確認書【事業承継特別保証制度用】	145
ガバナンス体制の整備に関するチェックシート【事業承継特別保証制度／経営承継借換関連保証用】	146
経営力強化保証	
「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書	147
事業行動計画書	148
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	
「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書	149
プロパー融資借換特別保証制度	
財務要件等確認書【プロパー融資借換特別保証制度用】	151
借換債務等確認書【プロパー融資借換特別保証制度用】	152
協調支援型特別保証制度	
「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書	153
「協調支援型特別保証制度用」経営行動計画書	154

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」「ひやくライト」事前相談書

事前相談を希望する保証について、選択欄に○印を記入してください（両方選択可）。 ※個人事業者の場合はひやくライトのみ

保証		選択欄
①	飛躍（ひやく）	
②	ひやくライト	

※①、②両方選択の場合、回答金額の高い保証で回答します。
回答金額が同額の場合に回答を希望する保証に○を記入してください。

飛躍（ひやく）	ひやくライト
---------	--------

記入欄
県長期資金の利用

※兵庫県融資制度「長期資金（一般運転）」（県所定利率の固定金利、1事業年度1億円以内）の利用を希望する場合は、○印を記入してください。

顧 客 番 号			
金融機関名		勤定店 _____ 取扱店 _____ 金融機関コード _____	
代表者名		TEL	
		FAX	
		担当者	不在時
申 込 人	本店所在地	〒 _____ TEL _____	主たる営業所
	氏名 又は 法人名	フリガナ _____	
	業種		
	取扱品目（％で表示）	_____ % _____ %	
申 込 内 容	資本金	_____ 千円	従業員数
	法人設立日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	常用（役員・家族除く） 常用（役員・家族） 臨時（パート含む）
	創業年月（開業）	_____ 年 _____ 月 _____ 日	許認可等
	資金使途	運転・設備・運転設備	期 間
代 表 者 (保証人)	金 額	_____ 千円	(据置)
	返済方法	1 元金均等分割返済 _____ か月目から _____ か月目まで1か月毎、 円宛返済し、最終回 _____ 円返済する	固定・変動
	借入希望日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	他協会の保証利用（申込中分を含む） 1 無 2 有 (_____ 信用保証協会)
	この貸付で完済する保証がある場合の保証番号 _____		
要 件	申込者の資格要件チェック ☆()内に○印を記入してください。 【①から④の全てに該当していることが条件です（④は該当するア～ウの何れかに○印を記入してください（複数可）。）。】		
	①兵庫県信用保証協会の保証対象要件に該当している。 ()		
	②引き続き2年以上事業を営んでいる。 ()		
	③確定申告書（決算書）の写し（※）を直近2期分（各決算は、1期を12か月とする。）提出できる。 ()		
当 店 と の 取 引 状 況	※ 個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があるもの		
	④取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当する。		
	ア 与信取引（※1）が1年以上ある（信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く。）。 ()		
	イ 申込時において、プロパー融資（※2）の残高がある。 ()		
金 融 機 関 所 見 欄	ウ 本保証と同時にプロパー融資を行う。 ()		
	※1 与信取引とは、事業資金に係る貸付、割引又は当座貸越をいう。		
	※2 プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいう。		
	年 _____ 月 _____ 日現在の残高 取引開始：当座・普通預金 _____ 年 _____ 月 / 融資 _____ 年 _____ 月 内、貴協会保証付		
金 融 機 関 所 見 欄	固定性	定期	_____ 千円
	融 資	積立	_____ 千円
		その他	_____ 千円
		普通	_____ 千円
金 融 機 関 所 見 欄	当座	_____ 千円	代理貸付
	合計	_____ 千円	その他
	流動性平残	_____ 千円	合計
			担保設定
金 融 機 関 所 見 欄	1 有 2 無		
	企業の現況・経営者の人柄・今後の見通し・取組方針等		
	今回の資金必要理由と効果、返済能力と財源		

※ 設備資金の場合は、所定の設備計画書を添付してください。
※ 事前相談時に設備資金に係る見積書の提出は不要としますが、保証申込時には見積書写し（契約書写し）等の提出が必要です。

小規模企業支援型保証「エール」事前相談書

顧客番号											
金融機関名		勘定店				TEL					
		取扱店				FAX					
		金融機関コード				担当者		不在時			
代表者名											
申込内容	住所	〒 TEL				主たる営業所		〒 TEL			
	氏名 又は 法人名	フリガナ						業種			
								取扱品目（％で表示） ％			
	資本金	千円		従業員数	常用（役員・家族除く）		許認可等 名 名 名	有 ・ 無 （有りの場合、名義人は 申込入・その他）			
	生年月日 又は法人設立日	年	月		日	常用（役員・家族）					
創業年月 （開業）	年	月	日		臨時（パート含む）						
資金使途	運転・設備・運転設備		期 間	月 月 月		固定・変動	借入希望日		年 月 日		
金 額	千円		(据置)	()		利 率	年 %				
返済方法	1 元金均等分割返済 月 月 月 から 月 月 月 まで 1 月 月 毎、 円宛返済し、最終回 円返済する						他協会の保証利用（申込中分を含む） 1 無 2 有 (信用保証協会)				
希望制度	1 一般 2 一般（小口零細企業保証） 3 制度融資（ ）										
※ 小口零細企業保証（同保証に基づく制度融資を含む）を利用する場合は、責任共有対象外となります。											
この貸付で完済する保証がある場合の保証番号											
代表者（保証人）	フリガナ										
	氏 名	TEL				年 月 日生					
	住所										
要件	申込人の資格要件チェック ☆()内は日付又は○印を記入してください。 【①②⑤⑥のいずれにも該当すること、③④のいずれかに該当することが条件です。】 【小口零細企業保証（同保証に基づく制度融資を含む）を利用する場合は、⑦にも該当することが条件です。】										
	①取引停止処分を受けていないかつ不渡処分を受けている場合は1年以上経過している ()										
	②延滞している貸付金の本人及び関係人でない ()										
	③兵庫県信用保証協会の利用実績がある ()										
	④当金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある () 取引開始日 (. .)										
	※与信取引が6ヵ月以下の場合はア～ウのいずれかが必要										
	ア 当金融機関との当座取引(事業性の普通預金取引を含む)が6ヵ月以上ある () 取引開始日 (. .)										
	イ 当金融機関との定期預金取引(定期積金を含む)が6ヵ月以上ある () 取引開始日 (. .)										
	ウ 当金融機関との与信取引が過去3年以内にあった () 取引開始日 (. .)										
	⑤当金融機関が申込人の事業内容を把握している ()										
⑥当金融機関が本保証と共に経営支援等に取組む ()											
⑦申込人において、プロパー融資の残高がある 又は 本保証と同時にプロパー融資を行う ()											
当店との取引状況	年 月 日現在の残高										
	取引開始：当座・普通預金 年 月 / 融資 年 月						内、貴協会保証付				
	預 金	固 定 性	定 期	千円		融 資	証貸・手形貸付	千円		千円	
			積 立	千円			手形割引	千円		千円	
			その他	千円			当座貸越	千円		千円	
		普 通	千円		代理貸付		千円		千円		
	金	当 座	千円		その他	千円		千円		千円	
		合 計	〇 千円		合 計	千円		千円		千円	
流動性平残		千円		担保設定		1 有 2 無					
金融機関所見欄	企業の現況・経営者の人柄・今後の見通し・取組方針等 ※本保証と共に取り組む経営支援等を含む。					今回の資金必要理由と効果、返済能力と財源					

※ 本保証と同時にプロパー融資を実行する場合は、「金融機関所見欄」にその旨を記載してください。
 ※ 設備資金の場合は、設備計画書を添付してください。
 ※ 事前相談時に設備資金に係る見積書の提出は不要としますが、保証申込時には見積書写し（契約書写し）等の提出が必要です。

兵庫県信用保証協会 御中

兵庫県融資制度「経営活性化資金」事前相談書

顧 客 番 号											
金融機関名		勤定店 _____				T E L					
		取扱店 _____				F A X					
		金融機関コード _____				担 当 者				不在時	
代表者名											
申 込 人	住所	〒 _____ TEL _____				主たる営業所	〒 _____ TEL _____				
	氏名 又は 法人名	フリガナ _____				業種					
	資本金	_____ 千円		従業員数	常用（役員・家族除く）	許 認 可 等 名 名 名	有 ・ 無 （有りの場合、名義人は 申込人・その他）				
	生年月日 又は法人設立日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	常用（役員・家族）								
	創業年月 （開 業）	_____ 年 _____ 月 _____ 日	臨時（パート含む）								
資金使途	運転 ・ 設備 ・ 運転設備	期 間	_____ か月	利 率	固定 ・ 変動	借入 希望日	_____ 年 _____ 月 _____ 日				
金 額	_____ 千円	(据置)	()		年 _____ %						
申 込 内 容	返済方法	1 元金均等分割返済 _____ か月目から _____ か月目まで1 か月毎、 円宛返済し、最終回 _____ 円返済する				他協会の保証利用（申込中分を含む） 1 無 2 有 (_____ 信用保証協会)					
	この貸付で完済する保証がある場合の保証番号										
代 表 者 (保証人)	フリガナ _____										
	氏 名	_____ TEL _____				_____ 年 _____ 月 _____ 日生					
要 件	フリガナ _____										
	住 所	_____									
当 店 と の 取 引 状 況	申込人の資格要件チェック ☆()内は○印を記入してください。 【①から④の全てに該当していることが条件です。】										
	①兵庫県信用保証協会の保証対象要件に該当している。()										
	②引き続き1年以上事業を営んでいる。()										
	③直近1期分（12か月）の確定申告書（決算書）の写しを提出できる。() ※ 個人事業者の場合は、青色申告を行っているもの										
	④取扱金融機関と1年以上の与信取引がある。() ※ 与信取引とは、事業資金に係る貸付、割引又は当座貸越をいう。										
	年 _____ 月 _____ 日現在の残高										
	取引開始：当座・普通預金 _____ 年 _____ 月 / 融資 _____ 年 _____ 月										
預 金	固 定 性	定 期	_____ 千円	融 資	証貸・手形貸付	_____ 千円	内、貴協会保証付 _____ 千円				
		積 立	_____ 千円		手形割引	_____ 千円	_____ 千円				
		その他	_____ 千円		当座貸越	_____ 千円	_____ 千円				
	普 通	_____ 千円	代理貸付		_____ 千円	_____ 千円					
	当 座	_____ 千円	その他		_____ 千円	_____ 千円					
	合 計	_____ 千円	合 計		_____ 千円	_____ 千円					
流動性平残		_____ 千円	担保設定		1 有 2 無						
金 融 機 関 所 見 欄	企業の現況・経営者の人柄・今後の見通し・取組方針等				今回の資金必要理由と効果、返済能力と財源						

※ 設備資金の場合は、設備計画書を添付してください。
 ※ 事前相談時に設備資金に係る見積書の提出は不要としますが、保証申込時には見積書写し（契約書写し）等の提出が必要です。
 ※ 保証限度額は運転資金のみ30,000千円以内、設備資金、運転設備資金50,000千円以内（既存同制度残高含む）。

設 備 計 画 書

金融機関名

申込人	
-----	--

① 設備の内容

設備内容			
設備場所		工期	/ ~ /

② 設備の必要理由及び効果（売上増加の見込等について具体的に記載）

--

③ 所要資金及び資金調達方法

所要資金		調達方法	
購入設備	金額（単位：千円）		金額（単位：千円）
		本借入金	
		他の借入金	
		自己資金	
合計		合計	

※ 運転資金の借入金額については、記載不要

当座貸越・カードローン事前相談書

様式 1

年 月 日

兵庫県信用保証協会 行

- ◆本事前相談に係る個人情報の利用目的、双方の個人情報の授受について申込人等について申込人等の同意を得ています。
- ◆信用保証委託申込後の審査により取消・減額となっても異議ありません。

金融機関名

担当者名

TEL

FAX

申 込 人	フリガナ		本 社 または 住 所	〒□□□ - □□□□ Tel () -	
	法 人 名			フリガナ	
	フリガナ		営 業 所 または 工 場 等	〒□□□ - □□□□ Tel () -	
	氏 名 ま た は 代表者名 1 男 2 女			フリガナ	
	フリガナ				
	商 号 (個人の場合のみ記入)				
	資本金	従 業 員	常用(役員・家族除く) 常用(役員・家族) 臨時(パート含む)	名 名 名	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
		円			年 月 日
	業 種	(主たる業種) (従たる業種)			取 扱 品 目 (%で表示)
	申告区分	1 青色申告 2 白色申告	貸借対照表(B/S)作成の有無 1 無 2 有		
	許認可等	1 不要 2 有	許認可(名義人) (有効期限)		

申 込 内 容	希望制度	1 当座貸越(無担保) ・ 2 当座貸越(有担保) ・ 3 カードローン				
	借入金額 (極度額)					円 期 間 年 月 日から か月
担 保 有 無	1 無 2 有	担 保 種 類	1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他 ()			
設 定 区 分	1 協会 2 金融機関	担 保 流 用 区 分	1 新規 2 既存(同条件) 3 既存(変更)			
金 融 機 関 所 見						

資格要件申告欄

当座貸越(貸付専用型)根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越(貸付専用型)根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当_____として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2)当_____との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越(貸付専用型)根保証

*該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。
4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

*該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

<法人>

1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。
2. 当_____の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以 上

誓 約 書

(当座貸越（貸付専用型）・事業者カードローン当座貸越根保証用)

年 月 日

(金融機関)

御中

(申込人)

住 所

氏 名

印

私は、兵庫県信用保証協会の保証に基づく

との

当座貸越契約 ・ 事業者カードローン当座貸越契約 (○印をご記入願います)

による借入金は、私の事業経営のためにのみ使用します。

また、事業資金以外に使用したことによって、本契約上の取引を中止または解約されても異議がないことを確約します。

〒
神戸市

支店

御中

平成 23 年 6 月 2 日

兵庫県信用保証協会

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町
6 2 - 1

TEL 078-393-3904
担当者

一時中止通知書

次の被保証人について、根保証の一時中止を決定しましたので、
速やかに対応措置をおとりください。

記

顧客番号

被保証人 (株

保証番号

極度額 67,000,000 円

保証割合 100 %

制度 当座貸越非約定

保証期限 平成 24 年 9 月 7 日

中止申入日 平成 23 年 5 月 30 日

中止残高 67,000,000 円

一時中止の解除について

根保証の再開については、協会から改めて通知します。
当協会が提供した情報の取扱については、十分ご注意ください。

〒
神戸市

支店

御中

平成 23 年 6 月 2 日

兵庫県信用保証協会

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町
6 2 - 1

TEL 078-393-3904
担当者

一時中止解除通知書

次の被保証人について、根保証の一時中止の解除を決定しましたので、
速やかに対応措置をおとりください。

記

顧客番号

被保証人 (株

保証番号

極度額 67,000,000 円

保証割合 100 %

制度 当座貸越非約定

保証期限 平成 24 年 9 月 7 日

解除日 平成 23 年 6 月 1 日

特定社債事前相談書（発行体の依頼を受けて事前相談いたします）

兵庫県信用保証協会 経営支援部 支援推進課			（ 宛 ） 御 中			年	月	日				
金融機関名	銀行	本	担当者									
	信用金庫	支店										
			TEL - - FAX - -									
発行予定金額			百万円		☐ 総額引受方式				☐ 私募取扱者設置方式			
発行予定年月日			年 月 日		☒ 無担保扱い				☐ 有担保扱い			
期間			年		財務代理人名							
償還方法			☐ 一括償還 ☐ 定時償還									
具体的償還方法（定時償還の場合）												
年 月			から 年 月		まで 月		ごと 日に		円あて 残額 円期日決済			
申込予定人（フリガナ）					本社所在地							
設立年月日											年 月 日	
資本金											千円	
役員数											名 従業員数 名	
業種					営業所所在地							
取扱品目												
許認可 ☐ 有 ☐ 無												
代表者名（フリガナ）					代表者住所							
生年月日											年 月 日	
					TEL - -							

【資 格 要 件】下表の基準(1)～(3)のいずれかの資格要件を満たすこと
 (下表の①と、②③のいずれか1つ、④⑤のいずれか1つの計3項目を満たすことが必要)

項 目	年 月 期 (直 近)	資格基準(1)	資格基準(2)	資格基準(3)
		☐	☐	☐
①純資産額(資本金含む)	億円	☐ 5千万円以上3億円未満	☐ 3億円以上5億円未満	☐ 5億円以上
②自己資本比率	%	☐ 20%以上	☐ 20%以上	☐ 15%以上
③純資産倍率	倍	☐ 2.0倍以上	☐ 1.5倍以上	☐ 1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	%	☐ 10%以上	☐ 10%以上	☐ 5%以上
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	倍	☐ 2.0倍以上	☐ 1.5倍以上	☐ 1.0倍以上

※上記資格要件欄の直近期の資格基準について、該当する□欄にチェック(✓)をしてください。

【裏面もご記入・ご参照願います。】

【共同保証人となる取扱金融機関との取引状況】

(年 月 日現在)

預金取引開始日 年 月		貸付取引開始日 年 月	
定期	千円	手 貸	千円
積 立		証 貸	
普 通		割 引	
当 座		当貸・カード	
(平残)		社 債	
合 計		合 計	
保 全 状 況	根抵当権(極度額) 千円 名義人		
	抵当権(債権残額) 千円 名義人		
	その他(預金、有価証券、商手等) 千円 名義人		
取引ウエイト		☐ 主力 ☐ 準主力 ☐ その他	

【金融機関の所見欄】

(申込会社の特色、現況、将来性等について)

(本件の資金使途、資金効果・返済原資等について)

【添付資料】

- ①決算書の写し(3期分、税務署受付印があり別表・付属明細書・法人事業概況説明書等を全て添付のこと)
 ②貸借対照表上の流動資産、固定資産の評価額(時価)が確認できるもの。

○上記内容についての補足事項(資産確認資料の例)

- ・土地・建物については固定資産税評価額の分かるもの
 (固定資産評価証明書又は課税(納税)通知書(課税明細書を含む:課税明細書に評価額が出る場合が多いです)等で、固定資産税評価額が表示されているものをお願いします。
 - ・投資有価証券、出資金については評価額が確認できる資料の添付
 上場株式:証券コード・株数・時価。非上場株式は当該会社の決算状況の確認できるもの。
 債権、投資商品については、概要と基準価格や現在の収支状況等時価査定ができるもの。
 - ・会員権(ゴルフ、リゾート):相場表等価格がわかるもの。
 - ・貸付金:貸付の理由と貸付先の業況(決算状況等)が把握できるもの。
- ※ その他の資産については、不良債権、評価ができないものがないか確認願います。

③直近の試算表(決算後6か月経過している場合は必須)

④有担保の場合(保証申込額と同額を設定額とし、十分な担保評価があるもの。原則として申込会社名義の不動産)

- ・全部事項証明書(不動産登記簿謄本)(又は写し)
- ・公図、地積測量図
- ・建物図面・各階平面図
- ・住宅地図

本制度は、経営支援部 支援推進課が担当します。
 経営支援部 支援推進課:TEL 078-393-4024 FAX 078-393-3980

保証委託申込書

令和

行(以下甲という)

西曆

年

月

日

兵庫県信用保証協会 行(以下乙という)

(どちらかに○をしてください)

次のとおり社債を発行したいので、保証をお願いします。なお、保証の審査にあたり甲、乙および信用保証協会間の情報の授受に関しては承諾いたします。

申	協 会 顧 客 番 号				〒□□□□ - □□□□ □□ TEL () -	
	フリガナ				フリガナ	
	会 社 名				本 社	
	フリガナ					
込	代表者名				〒□□□□ - □□□□ □□ TEL () -	
	1 男 2 女				フリガナ	
	組 織	1 株式 2 有限 3 合名 4 合資 5 合同		営業所 または 工場等		
	資 本 金	円	従業員	常用(役員除く)	名	設立年月日
後 継 者	1 無 2 有		常用(役員)	名		年 月 日
人	業 種	(主たる業種) (従たる業種)			取 扱 品 目 (% で 表 示)	% %
	会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置				
	許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)				

発 行 予 定 内 容 等	社債名称	第 回 無担保社債 (・兵庫県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)																					
	発行金額										円	期 間			年	発 行 予 定 年				年			月
	発行形式	振 替 債			方 式		1 総額引受			2 私募取扱者設置			債 還 方 法		1 一括償還			2 定時償還					
	具 体 的 償還方法	※ 定時償還の場合に記載してください																					
	財 務 代 理 人																						
	資金使途	1 運転資金		2 設備資金		3 運転・設備資金		必 理		要 由		※ 本件社債発行により調達した資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません											

保 証 の 割 合	甲は社債総額の100%、乙は社債総額の80%		
本 申 込 に あ た り 乙 へ 提 供 す る 担 保	1 無	2 有	担保の種類 ()

業 況 等	最 近 12 か 月 の 売 上	／	千円	／	千円	／	千円	他 協 会 の 保 証 利 用 (信用保証協会) (信用保証協会)	1 無	2 有
		／	千円	／	千円	／	千円		(信用保証協会) (信用保証協会)	
		／	千円	／	千円	／	千円			
		／	千円	／	千円	／	千円			納 税 状 況

※ 別添資料がある場合には記入不要です。

金融機関使用欄

甲の住所・名称	〒□□□ - □□□□										電 話 番 号	()	—
											F A X 番 号	()	—
											担当部署・担当者		
金融機関コード					—								

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

申 込 人 (企 業) 概 要

令和

年

月

日

西暦

※ 前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です(初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください)。

申 込 人 (企 業) の 概 要	創業年月 (開業)	西暦 1 明治前 2 明 3 大 4 昭 5 平 6 令			年		月
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等						

経 営 者 略 歴	生 年 月 日	西暦 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令				年		月		日

特 許	特許保有 1 無 2 有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号 (内容)		

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)

所有不動産有無		1 無 2 有					
所 有 不 動 産 概 要	種類	所在地	名義人	土地		建物	時価
				自己所有	借地		
	本 社			m ²	m ²	m ²	百万円
	営 業 所						
	工 場 ・ 店 舗						
	自 宅						
	そ の 他						
						時価合計	百万円
						債務(借入)合計	百万円

特定社債保証資格要件申告書

信用保証協会 殿

令和 年 月 日
西暦

住 所
会社名
代表者

当社は、直前の決算において①を満たしたうえ、次の②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに該当し、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えています。

【資格要件】

項 目	基準(1)		基準(2)		基準(3)	
		該 当 事 項 (○を付ける)		該 当 事 項 (○を付ける)		該 当 事 項 (○を付ける)
① 純 資 産 の 額	5千万円以上		3億円以上		5億円以上	
② 自 己 資 本 比 率	20%以上		20%以上		15%以上	
③ 純 資 産 倍 率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上	
④ 使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上	
⑤ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上	

【資格要件算出根拠 …… 令和 年 月期決算】

(単位:円, %)

① 純資産の額

② 自己資本比率 = 純資産の額 ÷ (純資産の額 + 負債の額) × 100

% = ÷ (+) × 100

③ 純資産倍率 = 純資産の額 ÷ 資本金

= ÷

④ 使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100

% = (+) ÷ × 100

⑤ インタレスト・カバレッジ・レーシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

=
$$\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息・受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

第 回無担保社債

(兵庫県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)
保証委託ならびに共同保証契約書

主要項目の表示

(1)発行体名	(以下「甲」という。)
(2)社債発行決定日	年 月 日
(3)社債の名称	第 回無担保社債 (兵庫県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)
(4)社債の総額	金 円
(5)各社債の金額(*)	円の1種
(6)利 率	年 %
(7)払込期日(発行日)	年 月 日
(8)利息支払期日	毎年 月 日および 月 日
(9)最終償還期日	年 月 日
(10)初回定時償還期日	年 月 日
(11)定時償還期日	初回定時償還期日以降の毎年 月 日および 月 日
(12)定時償還額	各社債の金額あたり金 円
(13)共同保証人 (以下「保証人」という。)	(以下「乙」という。):保証割合 100% 兵庫県信用保証協会 (以下「丙」という。):保証割合 80%
(14)財務代理人(発行代理人 および支払代理人の地位を 含む)およびその連絡先	
(15)保証債務履行事務代理人	
(16)総額引受人	
(17)振替機関	株式会社証券保管振替機構
(18)社債権者集会開催地	

(*) 社債の総額が5億円以上の場合のみ2千万円の1種と記入

手数料に関する表示

(1)乙の保証料	料 率 % 計算方法 1年を365日とする日割計算
(2)丙の保証料	料 率 % 計算方法 信用保証協会所定の計算方法による

保証委託ならびに共同保証契約書

甲、乙および丙は、甲が主要項目(7)で示す日に発行する主要項目(3)で示す名称の社債(以下「本社債」という。)に関し、甲が負担する元金および利息の支払債務の保証について、次の通り契約を締結した。

第1条 保証の委託

- (1) 甲は、乙に対し、別に差し入れた
約定書の各条項を承認のうえ、本社債に関し、本契約および本社債の要項にしたがって、甲が負担する元金および利息の支払債務(以下「原債務」という。)につき、乙と丙と共同のうえ、甲と連帯して保証することを委託した。
- (2) 乙は、前項の委託にもとづき、原債務につき、本契約および本社債の要項にしたがって、丙と共同にて、甲と連帯して保証することを約諾した。

第2条 協会保証の委託

- (1) 甲は、丙に対し、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第1項第4号にもとづき、原債務につき、その債務額の80%を限度として、本契約および本社債の要項にしたがって、乙と丙と共同にて、甲と連帯して保証することを委託した。
- (2) 丙は、前項の委託にもとづき、原債務につき、その債務額の80%を限度として、本契約および本社債の要項にしたがって、乙と共同にて、甲と連帯して保証することを約諾した。

第3条 保証の成立

前2条の保証委託にもとづく乙および丙の本社債に対する保証は、主要項目(16)で示す総額引受人が甲に対して行う本社債取得代金の払込完了の時点で成立するものとする。ただし、この払込は丙の発行する信用保証書に記載される保証日より30日以内になされたときに成立する条件とする。

第4条 保証割合

- (1) 乙と丙は、原債務につき、乙丙間で別に締結した「共同保証に関する覚書」にもとづき本条第2項で定める保証割合により共同して保証する。
- (2) 保証割合
乙および丙各自の保証債務は、以下の保証割合をもってその限度とする。
乙 原債務額の100/100
丙 原債務額の80/100
- (3) 乙および丙が同時にその負担する保証債務を履行する場合には、乙丙間で別途合意する場合を除き、乙と丙はそれぞれ以下の割合で保証債務を履行する。
乙 履行時に支払う原債務額の20/100
丙 履行時に支払う原債務額の80/100

第5条 保証債務履行金支払事務

甲は、本契約および社債要項にもとづき、乙および丙が保証債務を履行する場合は、その保証債務履行金の支払方法は、乙丙間で別に締結した「共同保証に関する覚書」にもとづくことを承認する。

第6条 反社会的勢力の排除

- (1) 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約した。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約した。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、または乙もしくは丙の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

第7条 保証料率および保証料支払方法

甲は、乙および丙が保証債務を負担する期間につき、次に定めるところによる保証料を支払うものとする。

(1) 保証料算出の基礎となる金額

乙の保証料：主要項目(4)で示す社債の総額に20/100を乗じた金額

丙の保証料：主要項目(4)で示す社債の総額に80/100を乗じた金額

(2) 保証料率および計算方法

乙の料率：手数料に関する表示(1)で示す料率および計算方法

丙の料率：手数料に関する表示(2)で示す料率および計算方法

保証料支払期日

主要項目(7)で示す払込期日後2日以内(乙の休業日を除く。)に一括前払いする。ただし、償還期限前に買入消却等で本社債の残存総額が減少した場合(その保証債務の全部または一部の履行による場合を除く。)には、乙および丙は、それぞれの定めるところによりその減少額に対応する保証料を利息等を付さずに甲に返戻する。

(4) 保証料の徴収および返戻委託

丙は、前3項にもとづき甲が丙に対して支払う保証料の徴収および前項但書にもとづく丙の甲に対する保証料の返戻事務を乙に委託する。乙は甲より保証料を徴収した際は、本社債の払込期日の翌月10日(乙の休業日の場合はその翌営業日)までに丙に対しこれを交付する。

第8条 事前通知義務の免除

乙または丙が各々の保証債務を履行するときは、甲に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限の到来の有無にかかわらずその保証債務を履行することができるものとする。

第9条 費用の負担・代位弁済

- (1) 乙または丙が社債要項にしたがいその保証債務の全部または一部を履行したときは、その理由の如何を問わず、甲は、乙または丙が履行した金額ならびに乙または丙が被った損害および履行に要した費用、乙または丙の甲に対する権利行使の費用等一切の金額を、ただちに乙または丙に支払うものとする。
- (2) 乙または丙が社債要項にしたがいその保証債務の全部または一部を履行したときは、その限度において、乙および丙は原債務の債権者が甲に対して有する全ての債権および権利を取得する。この場合、甲が原債務につき有する抗弁権は、これを乙または丙に対しては行使することができない。

第10条 求償権の範囲

前条により、乙または丙が保証債務を履行する場合、甲は、乙または丙が各々の保証債務を履行した日から、甲の求償債務履行の日まで、その支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金(ただし、年365日による日割計算とする。)を支払う。

第11条 担保

- (1) 甲に債権保全を必要とする相当の事由が生じたと丙が認めた場合は、丙の請求によりただちに丙の承認する担保もしくは増担保を差し入れるものとする。
- (2) 甲が丙に対して差し入れた担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により丙において処分できるものとする。

第12条 第三者弁済等

- (1) 第10条で定める甲の求償債務について第三者から弁済の申出があったときは、甲の意思に反しないものとして取り扱うものとする。
- (2) 第10条で定める甲の求償債務について、債務者の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての債務者に対しても、その効力が生じるものとする。
- (3) 乙または丙と引受人となる者との契約により、第10条で定める甲の求償債務を引受人が免責的に引き受けるときは、甲に対するその旨の通知を要しないものとする。

第13条 事前求償権

- (1) 甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙または丙から通知催告等がなくても当然に、甲は、この契約による保証に関し保証債務の履行前に求償債務を負い、ただちに乙および丙に弁済するものとする。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 甲の預金その他の乙に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど、甲の責めに帰すべき事由によ

て甲の所在が不明となったことを、乙または丙が知ったとき。

- ⑤ 本社債につき期限の利益を喪失したとき。
 - ⑥ 乙または丙に対し、保証債務の履行請求がなされたとき。
- (2) 次の各場合には、甲は、乙または丙の請求によって、乙および丙に対して保証債務の履行前に求償債務を負い、ただちに乙および丙に弁済するものとする。
- ① 甲が乙または丙に対する債務を期限に弁済しなかったとき。
 - ② 担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
 - ③ 甲が本契約および乙との取引約定に違反したとき。
 - ④ 甲が暴力団員等もしくは第6条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑤ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) 乙または丙が、前2項により求償権を行使する場合には、甲は民法461条にもとづく抗弁権を主張しないものとする。甲は、原債務または本契約にもとづく求償債務の全部について担保がある場合にも求償に応ずるものとする。ただし、甲が求償債務を履行した場合には、乙または丙は遅滞なく期限の到来時に各自の保証債務を履行するものとする。
- (4) 第1項または第2項により甲が履行すべき事前求償債務額は、事前求償債務の発生時における本社債の元本残高および償還期日までの社債の利息の総額とする。
- (5) 甲が本条に定める事前求償債務の支払を怠ったときは、甲は、その支払期日の翌日から履行の日まで、年14%の割合による損害金（ただし、年365日の日割計算とする。）を支払うものとする。
- (6) 乙または丙は甲より事前求償債務の履行を受けた場合、当該金額について返戻が生ずる場合はその返戻金に対して利息は一切付さないものとする。

第14条 原債務の弁済指示

甲は、乙または丙が債権保全のため必要と認めた場合には、乙または丙の指示にしたがい、原債務の弁済その他必要な手続をとるものとする。

第15条 通知義務

- (1) 甲が原債務について条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙および丙の承諾を得るものとし、本社債につき償還、更改、相殺、免除、混同、時効等原債務または保証債務に影響を及ぼす事由が生じたときは、ただちにその旨を乙および丙に通知するものとする。
- (2) 甲は、本社債につき期限の到来以外の理由により原債務の履行の請求を受けたときもしくは原債務を履行したとき、また本社債の全部もしくは一部につき買入消却を行ったときは、その証拠書類を添えて、ただちにその旨を乙および丙に通知するものとする。

第16条 調査および報告

- (1) 甲は、決算期毎に事業報告書、貸借対照表および損益計算書その他乙または丙が請求する書類を乙および丙に提出するものとする。
- (2) 甲は、その財産、経営、業況などについて乙または丙から請求があったときは、ただちにこれを報告し、また、乙または丙に対し帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供するものとする。また、甲の財産の調査について、丙が必要とするときは、丙を甲の代理人として、市区町村の固定資産税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任する。
- (3) 甲は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、ただちに乙および丙に対して報告するものとする。
- (4) 甲は、その名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは乙および丙に対し、ただちに書面によって届出をし、乙および丙の指示にしたがい。
- (5) 第1項、第3項および第4項の規定にかかわらず、甲が乙または丙の一方に情報の提供を行った場合は、乙丙が甲の承諾なく情報の授受を行うことを甲は承認する。
- (6) 甲は、この契約に関し現在および将来において乙または丙に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証する。

第17条 契約の変更

本契約に定める事項の変更、その他必要と認められる事項については、甲、乙および丙が協議のうえ定めるものとする。

第18条 費用の負担

乙および丙が保証債務履行によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分にあつた費用およびこの契約書の作成その他この契約に関する一切の費用は、甲がこれを負担するものとする。

第19条 公正証書の作成

甲は、乙または丙が請求したときは、何時でも公証人に委嘱して、甲が乙または丙に対して負担する求償債務およびこの契約から生じる一切の債務の承認ならびに強制執行の承諾がある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

第20条 管轄裁判所の合意

甲、乙および丙は本契約に関する訴訟・和解および調停については、丙の本店（本所）もしくは支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とすることに合意する。

第21条 情報の授受

丙が相当と認めたときは、この契約に関して丙が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意する。

- (1) 丙以外の信用保証協会
- (2) 一般社団法人CRD協会
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (4) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (5) 丙に対して損失補償を行う機関
- (6) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (7) 丙が出資する会社等

第22条 別に定める本社債の社債要項は、本契約と一体をなすものとする。

以上の契約の証として、本契約書原本 3 通を作成し、甲、乙および丙の各代表者が記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲
(発行体)

印

乙
(共同保証人)

印

丙
(信用保証協会)

印

以 上

本契約は法律上必要な手続きおよび当社の社内規定上必要な手続きを経ていることを確認する。

年 月 日

(発行体)

印

第 回無担保社債

(兵庫県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)

保証委託ならびに共同保証契約書

主要項目の表示

(1)発行体名	(以下「甲」という。)		
(2)社債発行決定日	年	月	日
(3)社債の名称	第 回無担保社債 (兵庫県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)		
(4)社債の総額	金	円	
(5)各社債の金額（＊）	円の１種		
(6)利 率	年	％	
(7)払込期日（発行日）	年	月	日
(8)利息支払期日	毎年	月	日および 月 日
(9)償還期日	年	月	日
(10)共同保証人 (以下「保証人」という。)	(以下「乙」という。):保証割合 100% 兵庫県信用保証協会 (以下「丙」という。):保証割合 80%		
(11)財務代理人（発行代理人 および支払代理人の地位を 含む）およびその連絡先			
(12)保証債務履行事務代理人			
(13)総額引受人			
(14)振替機関	株式会社証券保管振替機構		
(15)社債権者集会開催地			

(*) 社債の総額が5億円以上の場合のみ2千万円の1種と記入

手数料に関する表示

(1)乙の保証料	料 率	%
	計算方法	1年を365日とする日割計算
(2)丙の保証料	料 率	%
	計算方法	信用保証協会所定の計算方法による

保証委託ならびに共同保証契約書

甲、乙および丙は、甲が主要項目(7)で示す日に発行する主要項目(3)で示す名称の社債(以下「本社債」という。)に関し、甲が負担する元金および利息の支払債務の保証について、次の通り契約を締結した。

第1条 保証の委託

- (1) 甲は、乙に対し、別に差し入れた_____
約定書の各条項を承認のうえ、本社債に関し、本契約および本社債の要項にしたがって、甲が負担する元金および利息の支払債務(以下「原債務」という。)につき、乙と丙と共同のうえ、甲と連帯して保証することを委託した。
- (2) 乙は、前項の委託にもとづき、原債務につき、本契約および本社債の要項にしたがって、丙と共同にて、甲と連帯して保証することを約諾した。

第2条 協会保証の委託

- (1) 甲は、丙に対し、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第1項第4号にもとづき、原債務につき、その債務額の80%を限度として、本契約および本社債の要項にしたがって、乙と丙と共同にて、甲と連帯して保証することを委託した。
- (2) 丙は、前項の委託にもとづき、原債務につき、その債務額の80%を限度として、本契約および本社債の要項にしたがって、乙と共同にて、甲と連帯して保証することを約諾した。

第3条 保証の成立

前2条の保証委託にもとづく乙および丙の本社債に対する保証は、主要項目(13)で示す総額引受人が甲に対して行う本社債取得代金の払込完了の時点で成立するものとする。ただし、この払込は丙の発行する信用保証書に記載される保証日より30日以内になされたときに成立する条件とする。

第4条 保証割合

- (1) 乙と丙は、原債務につき、乙丙間で別に締結した「共同保証に関する覚書」にもとづき本条第2項で定める保証割合により共同して保証する。
- (2) 保証割合
乙および丙各自の保証債務は、以下の保証割合をもってその限度とする。
乙 原債務額の100/100
丙 原債務額の80/100
- (3) 乙および丙が同時にその負担する保証債務を履行する場合には、乙丙間で別途合意する場合を除き、乙と丙はそれぞれ以下の割合で保証債務を履行する。
乙 履行時に支払う原債務額の20/100
丙 履行時に支払う原債務額の80/100

第5条 保証債務履行金支払事務

甲は、本契約および社債要項にもとづき、乙および丙が保証債務を履行する場合は、その保証債務履行金の支払方法は、乙丙間で別に締結した「共同保証に関する覚書」にもとづくことを承認する。

第6条 反社会的勢力の排除

- (1) 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約した。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約した。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、または乙もしくは丙の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

第7条 保証料率および保証料支払方法

甲は、乙および丙が保証債務を負担する期間につき、次に定めるところによる保証料を支払うものとする。

(1) 保証料算出の基礎となる金額

乙の保証料：主要項目(4)で示す社債の総額に20/100を乗じた金額

丙の保証料：主要項目(4)で示す社債の総額に80/100を乗じた金額

(2) 保証料率および計算方法

乙の料率：手数料に関する表示(1)で示す料率および計算方法

丙の料率：手数料に関する表示(2)で示す料率および計算方法

保証料支払期日

主要項目(7)で示す払込期日後2日以内(乙の休業日を除く。)に一括前払いする。ただし、償還期限前に買入消却等で本社債の残存総額が減少した場合(その保証債務の全部または一部の履行による場合を除く。)には、乙および丙は、それぞれの定めるところによりその減少額に対応する保証料を利息等を付さずに甲に返戻する。

(4) 保証料の徴収および返戻委託

丙は、前3項にもとづき甲が丙に対して支払う保証料の徴収および前項但書にもとづく丙の甲に対する保証料の返戻事務を乙に委託する。乙は甲より保証料を徴収した際は、本社債の払込期日の翌月10日(乙の休業日の場合はその翌営業日)までに丙に対しこれを交付する。

第8条 事前通知義務の免除

乙または丙が各々の保証債務を履行するときは、甲に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限の到来の有無にかかわらずその保証債務を履行することができるものとする。

第9条 費用の負担・代位弁済

- (1) 乙または丙が社債要項にしたがいその保証債務の全部または一部を履行したときは、その理由の如何を問わず、甲は、乙または丙が履行した金額ならびに乙または丙が被った損害および履行に要した費用、乙または丙の甲に対する権利行使の費用等一切の金額を、ただちに乙または丙に支払うものとする。
- (2) 乙または丙が社債要項にしたがいその保証債務の全部または一部を履行したときは、その限度において、乙および丙は原債務の債権者が甲に対して有する全ての債権および権利を取得する。この場合、甲が原債務につき有する抗弁権は、これを乙または丙に対しては行使することができない。

第10条 求償権の範囲

前条により、乙または丙が保証債務を履行する場合、甲は、乙または丙が各々の保証債務を履行した日から、甲の求償債務履行の日まで、その支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金(ただし、年365日による日割計算とする。)を支払う。

第11条 担保

- (1) 甲に債権保全を必要とする相当の事由が生じたと丙が認めた場合は、丙の請求によりただちに丙の承認する担保もしくは増担保を差し入れるものとする。
- (2) 甲が丙に対して差し入れた担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により丙において処分できるものとする。

第12条 第三者弁済等

- (1) 第10条で定める甲の求償債務について第三者から弁済の申出があったときは、甲の意思に反しないものとして取り扱うものとする。
- (2) 第10条で定める甲の求償債務について、債務者の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての債務者に対しても、その効力が生じるものとする。
- (3) 乙または丙と引受人となる者との契約により、第10条で定める甲の求償債務を引受人が免責的に引き受けるときは、甲に対するその旨の通知を要しないものとする。

第13条 事前求償権

- (1) 甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙または丙から通知催告等がなくても当然に、甲は、この契約による保証に関し保証債務の履行前に求償債務を負い、ただちに乙および丙に弁済するものとする。
- ① 支払の停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 甲の預金その他の乙に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。
- ④ 住所変更の届出を怠るなど、甲の責めに帰すべき事由によ

て甲の所在が不明となったことを、乙または丙が知ったとき。

- ⑤ 本社債につき期限の利益を喪失したとき。
- ⑥ 乙または丙に対し、保証債務の履行請求がなされたとき。
- (2) 次の各場合には、甲は、乙または丙の請求によって、乙および丙に対して保証債務の履行前に求償債務を負い、ただちに乙および丙に弁済するものとする。
 - ① 甲が乙または丙に対する債務を期限に弁済しなかったとき。
 - ② 担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
 - ③ 甲が本契約および乙との取引約定に違反したとき。
 - ④ 甲が暴力団員等もしくは第6条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑤ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) 乙または丙が、前2項により求償権を行使する場合には、甲は民法461条にもとづく抗弁権を主張しないものとする。甲は、原債務または本契約にもとづく求償債務の全部について担保がある場合にも求償に応ずるものとする。ただし、甲が求償債務を履行した場合には、乙または丙は遅滞なく期限の到来時に各自の保証債務を履行するものとする。
- (4) 第1項または第2項により甲が履行すべき事前求償債務額は、事前求償債務の発生時における本社債の元本残高および償還期日までの社債の利息の総額とする。
- (5) 甲が本条に定める事前求償債務の支払を怠ったときは、甲は、その支払期日の翌日から履行の日まで、年14%の割合による損害金（ただし、年365日の日割計算とする。）を支払うものとする。
- (6) 乙または丙は甲より事前求償債務の履行を受けた場合、当該金額について返戻が生ずる場合はその返戻金に対して利息は一切付さないものとする。

第14条 原債務の弁済指示

甲は、乙または丙が債権保全のため必要と認めた場合には、乙または丙の指示にしたがい、原債務の弁済その他必要な手続をとるものとする。

第15条 通知義務

- (1) 甲が原債務について条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙および丙の承諾を得るものとし、本社債につき償還、更改、相殺、免除、混同、時効等原債務または保証債務に影響を及ぼす事由が生じたときは、ただちにその旨を乙および丙に通知するものとする。
- (2) 甲は、本社債につき期限の到来以外の理由により原債務の履行の請求を受けたときもしくは原債務を履行したとき、また本社債の全部もしくは一部につき買入消却を行ったときは、その証拠書類を添えて、ただちにその旨を乙および丙に通知するものとする。

第16条 調査および報告

- (1) 甲は、決算期毎に事業報告書、貸借対照表および損益計算書その他乙または丙が請求する書類を乙および丙に提出するものとする。
- (2) 甲は、その財産、経営、業況などについて乙または丙から請求があったときは、ただちにこれを報告し、また、乙または丙に対し帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供するものとする。また、甲の財産の調査について、丙が必要とするときは、丙を甲の代理人として、市区町村の固定資産税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任する。
- (3) 甲は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、ただちに乙および丙に対して報告するものとする。
- (4) 甲は、その名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは乙および丙に対し、ただちに書面によって届出をし、乙および丙の指示にしたがう。
- (5) 第1項、第3項および第4項の規定にかかわらず、甲が乙または丙の一方に情報の提供を行った場合は、乙丙が甲の承諾なく情報の授受を行うことを甲は承認する。
- (6) 甲は、この契約に関し現在および将来において乙または丙に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証する。

第17条 契約の変更

本契約に定める事項の変更、その他必要と認められる事項については、甲、乙および丙が協議のうえ定めるものとする。

第18条 費用の負担

乙および丙が保証債務履行によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約書の作成その他この契約に関する一切の費用は、甲がこれを負担するものとする。

第19条 公正証書の作成

甲は、乙または丙が請求したときは、何時でも公証人に委嘱して、甲が乙または丙に対して負担する求償債務およびこの契約から生じる一切の債務の承認ならびに強制執行の承諾がある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

第20条 管轄裁判所の合意

甲、乙および丙は本契約に関する訴訟・和解および調停については、丙の本店（本所）もしくは支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とすることに合意する。

第21条 情報の授受

丙が相当と認めたときは、この契約に関して丙が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意する。

- (1) 丙以外の信用保証協会
- (2) 一般社団法人CRD協会
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (4) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (5) 丙に対して損失補償を行う機関
- (6) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (7) 丙が出資する会社等

第22条 別に定める本社債の社債要項は、本契約と一体をなすものとする。

以上の契約の証として、本契約書原本3通を作成し、甲、乙および丙の各代表者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲
(発行体)

印

乙
(共同保証人)

印

丙
(信用保証協会)

印

以 上

本契約は法律上必要な手続きおよび当社の社内規定上必要な手続きを経ていることを確認する。

年 月 日

(発行体)

印

(振替債・総額引受・定時償還用)

〇〇〇〇会社第〇回無担保社債
(株式会社△△銀行・〇〇信用保証協会共同保証付、
分割譲渡制限特約付)

社債要項・諸契約
(参考例)

主要項目の表示

(1) 発行体名	××会社（以下諸契約において「甲」という。）
(2) 社債発行決定日	○年○月○日
(3) 社債の名称	××会社第 回無担保社債（株式会社△△銀行・○○信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付）
(4) 社債の総額	金○億○千万円
(5) 各社債の金額（＊）	○○○円の１種
(6) 利率	年○．○○％
(7) 払込期日（発行日）	○年○月○日
(8) 利息支払期日	毎年○月○日および○月○日
(9) 最終償還期日	○年○月○日
(10) 初回定時償還期日	○年○月○日
(11) 定時償還期日	初回定時償還期日以降の毎年○月○日および○月○日
(12) 定時償還額（☆）	各社債の金額あたり金○○○円
(13) 共同保証人 （以下「保証人」という。）	株式会社△△銀行（以下諸契約において「乙」という。）：保証割合100％ ○○信用保証協会（以下諸契約において「丙」という。）：保証割合 80％
(14) 財務代理人（発行代理人 および支払代理人の地位を 含む）およびその連絡先	株式会社△△銀行本店
(15) 保証債務履行事務代理人	株式会社△△銀行
(16) 総額引受人	株式会社△△銀行
(17) 振替機関	株式会社証券保管振替機構
(18) 社債権者集会開催地	○○県

（＊）社債の総額が５億円以上の場合のみ２千万円の１種と記入

手数料に関する表示

(1) 事務委託手数料 （仮称）	○○○万円
(2) 元利金支払手数料	元金償還の場合 支払元金の○／○ 利金支払の場合 支払利金の○／○
(3) 引受手数料	○○○万円（引受金額の○／○）
(4) 新規記録手数料	○○円

（新規記録手数料算出根拠）

(1) 発行総額が１億円以下の部分 発行総額１円につき 0.95/10,000 円

(2) 発行総額が１億円超５億円以下の部分 (1)の料率の 80%

(3) 発行総額が５億円超５億６千万円以下の部分 (1)の料率の 60%

手数料は上記(1)、(2)および(3)の累積により算出されます。

※手数料には、別途消費税がかかります。

☆据置期間を設ける場合は、初回定時償還日の記載で調整するため本書式で対応可。

☆テールヘビーにする場合は、(12)に（ただし最終償還日にあつては金●●円）と加筆する。

☆不均等償還の場合は、(12)に（ただし○年○月○日、○年○月○日及び○年○月○日にあつては金●●円）のように加筆する。

社 債 要 項

甲が、主要項目（２）に示す日に行った社債発行の決定にもとづき主要項目（７）に示す日に発行する、主要項目（３）に示す名称の社債（以下「本社債」という。）に、本社債要項を適用する。

- １．社 債 総 額 主要項目（４）で示す金額
- ２．各社債の金額 主要項目（５）で示す金額(分割はしない)
- ３．社債券不発行 本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債株式等振替法」という。)第６６条第２号の定めに従い社債株式等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債株式等振替法第６７条の定めにより社債券を発行することができない。
- ４．利 率 主要項目（６）で示す利率
- ５．払 込 金 額 各社債の金額100円につき金100円
- ６．償 還 価 額 各社債の金額100円につき金100円
- ７．払 込 期 日 主要項目（７）で示す日
- ８．償還の方法および期限

（１）本社債の元金は、主要項目（１０）で示す初回定時償還期日を第１回として、その後主要項目（１１）に定める定時償還期日に各社債の金額に対し主要項目（１２）に定める各社債の金額あたりの定時償還額をそれぞれ償還し、主要項目（９）に定める最終償還期日に残額を償還する。ただし、第１９項の規定に従う。

（２）本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

（３）本社債を償還すべき日が乙の休業日（以下「休業日」という。）にあたるときは、その支払は直前の乙の営業日（以下「営業日」という。）にこれを繰り上げる。

９．利息支払の方法および期限

（１）本社債の利息は、発行日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、主要項目（８）に示す各利息支払期日にその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。

（２）利息を支払うべき日が休業日にあたるときは、その支払は前営業日にこれを繰り上げる。

（３）最終償還期日後は本社債には利息をつけない。

１０．物上担保の有無

本社債には物上担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

１１．保証

乙および丙は、本社債にもとづき甲が負担する元金および利息の支払にかかわる債務につき、各連帯保証人となり、甲と連帯して債務を負担する。ただし、丙の保証割合は、債務額の８０％とする。

12. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

13. 財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む）

(1) 本社債に関する財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む。）は主要項目（14）に定める者とする。財務代理人は、甲との間に締結した事務委託契約の規定に従い、甲のために善良なる管理者の注意をもって、発行代理人業務および支払代理人業務を含む本社債の事務を取り扱う。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 甲が財務代理人を変更する場合には、第25項に定める方法により社債権者に公告し、公告をした日から30日の経過期間を経て、これを行うことができる。ただし、個別に知れたる全社債権者に通知できる場合は、その限りではない。

(4) 財務代理人は、発行代理人および支払代理人として、本社債に関し、振替機関が別に定める業務規程、同施行規則ならびに振替業の業務処理の方法等（以下「業務規程等」という。）にしたがって事務を行う。

14. 金融商品取引法による届出の免除

本社債に関しては、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていない。

15. 取得人制限

甲は、本社債を、中小企業信用保険法施行令第1条の5に定める金融機関向けに発行する。

16. 投資家数の確認および発行制限

甲は、本社債を含む過去6ヶ月以内に発行された同一種類の社債（本社債と償還期日および利率が同一の社債で、以下「同種の社債」という。）について、その社債の口数の合計が50未満であることを確認するとともに、本社債発行後6ヶ月間は、同種の社債を発行しないものとする。

17. 譲渡制限・分割譲渡制限

(1) 本社債を取得した者は、本社債を中小企業信用保険法第3条第5項の政令で定める者（以下「特定投資家」という。）に譲渡する場合以外には、その譲渡を行わない（以下「譲渡制限」という。）ものとする。また、本社債を取得した者は、本社債を他の特定投資家に譲渡する場合は、各社債の金額を最低単位とし、それ以外の場合はその譲渡を行わない（以下「分割譲渡制限」という。）。

(2) 本社債を取得した者が、本社債を特定投資家に譲渡する場合には、本社債に関しては、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないことおよび本社債にかかわる譲渡制限および分割譲渡制限について予めまたは同時にその相手方に対し書面をもって告知しなければならない。

18. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 甲は、次に掲げる事由①または②に該当した場合、本社債の総額について当然に期限の利益を喪失する。また、事由③乃至⑦のいずれかが発生した場合には、社債権者もしくは保証人の書面による通知を財務代理人が受けた日（休業日の場合はその翌営業日）に、本社債の総額について期限の利益を喪失する。

(該当事由)

- ① 第8項に定める償還の規定に違背したとき。
- ② 第9項に定める利息の支払に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- ③ 次項で定める繰上償還がなされなかったとき。
- ④ 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ⑤ 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- ⑥ 破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始もしくは類似手続の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- ⑦ 破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続の開始決定または特別清算手続もしくは類似の命令を受けたとき。

(2) 期限の利益喪失時には、甲もしくは保証人は、その旨を第25項で定める方法でただちに公告する。ただし、個別に知れたる全社債権者に通知できる場合は、その限りではない。

19. 繰上償還に関する特約

(1) 甲は、保証人が前項に掲げる事由④乃至⑦のいずれかに該当した場合、社債権者もしくは保証人の書面による通知を財務代理人が受けた日（休業日の場合はその翌営業日）から30日を経過した日（休業日の場合はその翌営業日）に、繰上償還日における残額について繰上償還する。ただし事由⑤に該当した場合で、当該金額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はその限りではない。

(2) 本項にもとづき繰上償還を行う場合には、甲はその旨を第25項で定める方法でただちに公告する。ただし、個別に知れたる全社債権者に通知できる場合は、その限りではない。

20. 保証債務履行に関する特約

(1) 本社債の社債権者は、期限の利益を喪失した本社債について、保証人に保証債務履行を請求する場合には、本社債の保証人である主要項目（15）で示す保証債務履行事務代理人に対し、その社債権者の直近上位の口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）が発行する本社債権を証する証明書（以下「証明書」という。）を呈示のうえ、保証債務履行請求書を提出するものとする。保証債務履行事務代理人は、請求書を受領した場合は、ただちに丙にその旨通知する。

(2) 本社債に関する保証債務履行日は次の通りとする。

①前号で定める保証債務履行請求書を保証債務履行事務代理人が期限の利益喪失日より10日以内に受領した場合は、期限の利益喪失日より40日目とする。ただし、休業日の場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。

②保証債務履行事務代理人の請求書受領日が期限の利益喪失後10日を超えた場合は、その請求書受領日より30日目とする。ただし、休業日の場合はその前営業日にこれを繰り上げる。

(3)保証債務履行時の遅延損害金は次のとおりとする。

①前号①に該当した場合は、期限の利益喪失日から実際に保証債務が履行された日までの間、主要項目(6)所定の利率によって、当該期間の実日数を1年365日とした日割をもって計算された金額。

②前号②に該当した場合は、期限の利益喪失日から40日間、主要項目(6)所定の利率によって、当該期間の実日数を1年365日とした日割をもって計算された金額。

21. 総額引受人

主要項目(16)で示す者

22. 振替機関

主要項目(17)で示す者

23. 口座の開設

本社債を取得するものは、振替機関または口座管理機関に、本社債の権利の帰属を記載するための口座を事前に開設する。

24. 元利金の支払

本社債の元利金の支払は、財務代理人(発行代理人および支払代理人の地位を含む。)がこれを行う。

25. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、官報にてこれを掲載する。

26. 社債権者集会

(1)本社債および本社債と同一の種類の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、甲がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を第25項に定める方法で公告する。

(2)本種類の社債の社債権者集会は主要項目(18)で示す場所においてこれを行う。

(3)本種類の社債の総額(償還済の額を除く。また、甲が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債の社債権者は、社債株式等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を甲に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を甲に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

以上

事務委託契約書

甲は、主要項目（２）で示す日に行った社債発行の決定にもとづき、主要項目（７）で示す日に発行する主要項目（３）で示す社債（以下「本社債」という。）に係る事務の取扱につき、乙との間で、本契約を締結する。

第１条 委託

甲は、主要項目（７）で示す日に本社債を発行し、乙は、本社債につき、甲の財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む。）としての委託を受ける。

第２条 発行関連事務

（１）甲は、本社債の発行事務のうち次に定める事務を乙に委託する。

- ① 主要項目（１６）に示す総額引受人（以下「総額引受人」という。）から払い込まれる総額引受契約に基づき定められた金額の受領および当該金額から本契約に従った控除金額を差し引いた金額の甲への交付。
- ② 社債原簿の調製。
- ③ 払込完了時の保証人に対する払込完了通知書の送付。
- ④ その他甲乙協議のうえ必要と認められる事務。

（２）甲は、本社債の発行代理人業務として次に定める事務を乙に委託する。

- ① 主要項目（１７）で示す振替機関（以下「振替機関」という。）に対する本社債の銘柄情報の通知・新規記録情報の通知ならびにその他発行代理人として行うべき手続に係る通知。
- ② 振替機関からの新規記録済通知の取得およびその内容の確認ならびにその他業務規程等に定める事項の振替機関からの取得およびその内容の確認。
- ③ 手数料に関する表示（４）に示す新規記録手数料の甲からの徴収および振替機関への納入事務。
- ④ その他業務規程等に定める発行代理人の事務。

第３条 期中事務

（１）甲は、本社債の期中事務のうち次に定める事務を乙に委託する。

- ① 社債要項第２５項に定める公告の手配。
- ② 社債要項第１８項で定める社債権者もしくは保証人からの期限の利益喪失に関する通知の受領。
- ③ 社債要項第１９項で定める社債権者もしくは保証人からの繰上償還に関する通知の受領。
- ④ 社債原簿の管理。
- ⑤ 租税特別措置法等にもとづく利子所得税の納付。
- ⑥ 本社債に関する権利および取扱いに関し業務規程等で定める重要な事項の決定があったことまたは本社債に関する重要な事実が発生したことを甲から書面により通知を受けた場合における振替機関に対するその内容の通知。

- ⑦ その他甲乙協議のうえ必要と認められる事務。
- (2) 甲は、本社債の期中事務のうち支払代理人業務として次に定める事務を乙に委託する。
 - ① 本社債の発行後、本社債の銘柄情報のうち業務規程等で定める事項について決定等がなされた場合の当該事項の振替機関への通知。
 - ② 振替機関からの抹消済通知の取得およびその内容の確認。
 - ③ 買入消却申請情報および当該買入消却を行った旨の振替機関からの通知の取得およびその内容の確認。
 - ④ その他業務規程等に定める支払代理人の事務。

第4条 元利金支払基金等の請求事務

- (1) 甲は、社債要項第8項に定める元金の償還、第9項に定める利息支払に係る事務のうち、元利金支払基金等の請求事務を乙に委託することとし、以下の各号に定めるところにしたがい当該事務を行う。
 - ① 乙は、社債要項第8項に定める元金の償還の場合、支払期日の前々月の末日の本社債の残存額に社債要項第6項に定める償還価額を乗じた金額(以下「支払基金」という。)および手数料に関する表示(2)に定める手数料率に基づき計算される手数料(以下「元利金支払手数料」という。)を甲に請求する。
 - ② 甲は、支払期日の3日前(ただし乙の休業日を除く。)までに、乙に支払基金および元利金支払手数料を交付する。
 - ③ 前2号の規定は、社債要項第9項に定める利息支払の場合にもこれを準用する。
 - ④ 本社債の元金または利息の支払期日の前々月の末日以降支払期日までに、買入消却等により本社債の残存額が減額された場合には、乙は、すみやかにその減額分に相当する支払基金および元利金支払手数料を甲に返戻する。
- (2) 甲は、前項に定める方法にしたがい乙に対し支払基金および元利金支払手数料を交付することができない場合には、ただちにその旨および不足額を保証人に通知する。
- (3) 乙は第1項に定める支払基金および元利金支払手数料の交付がなされない場合、遅滞なくその旨を甲および保証人に通知する。
- (4) 乙が甲もしくは保証人より受領した支払基金および元利金支払手数料には利息は付さない。
- (5) 甲もしくは保証人より受領した支払基金および元利金支払手数料につき、会社法第701条に定める時効が成立した場合には、乙は、当該資金を甲の請求または乙の選択により、甲もしくは保証人に返却する。

第5条 元利金支払事務

- (1) 甲は、本社債の元利金支払事務を乙に委託し、乙は、業務規程等で定められる機構非関与銘柄である本社債の社債権者に対し、本社債の元利金を直接支払う。
- (2) 本社債が業務規程等で定められる機構関与銘柄に変更された場合、甲乙協議のうえ、かかる場合の手続を決定する。

第6条 買入消却

- (1) 甲は、本社債の期中事務のうち本社債の買入消却に係る第3項に定める事務を乙に委

託することとし、本社債を買入消却しようとする場合は、買入消却により減額の記録または記載がなされるべき本社債の金額その他の買入消却申請情報を書面により乙に通知する。

(2) 乙は、第3条第2項第3号にしたがい、支払代理人として買入消却申請情報および買入消却により減額記録した旨の機構からの通知を確認する。

(3) 乙は、前項に基づき確認された金額を、当該買入消却実施直前の本社債の残存額から減額することにより、買入消却実施後の本社債の残存額を計算し、甲の書面による請求に基づき、かかる計算についての計算書を甲に提出する。

第7条 財務代理人の責任

(1) 乙は、甲のために、善良なる管理者の注意をもって本契約に定める事務の取扱を行う。

(2) 天災等不可抗力により本契約に定める事務の遂行に支障を生ずる事故などが生じた場合、乙はその事故等により生ずる甲の損害についてその責めを負わない。

第8条 手数料および費用

(1) 甲は、第2条乃至第4条および第6条第2項の事務に関する手数料として、手数料に関する表示(1)で示す手数料を乙に支払うものとし、当該手数料に賦課される消費税は甲が負担するものとする。この支払方法は、主要項目(7)で定める払込期日の2日後(ただし乙の休業日を除く。)に社債払込金との差引きにより行うものとする。

(2) 甲は、第5条の事務に関する手数料として、手数料に関する表示(2)で定める手数料を乙に支払うものとし、当該手数料に賦課される消費税は甲が負担するものとする。

(3) 本社債を買入消却する場合は、手数料に関する表示(2)元金償還の場合を適用する。

(4) 甲は、振替機関が定める本社債の新規記録に関する手数料を負担するものとし、振替機関からの請求に基づき、発行代理人である乙が、手数料に関する表示(4)に示す金額を本社債の払込金から控除して、振替機関へ納付するものとする。

第9条 契約の変更

甲および乙は、本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたとき(本社債が業務規程等に定める機構関与銘柄に変更された場合を含む。)は、そのつどこれに関する協定をする。

以上

総額引受契約書

甲が、主要項目（２）で示す日に行った社債発行の決定にもとづき、主要項目（７）に示す日に発行する、主要項目（３）に示す名称の社債（以下「本社債」という。）につき、乙がその総額を引き受けるに関して、甲乙間に本契約を締結する。

第１条 （１）甲が、主要項目（７）に示す日に社債要項により本社債を発行するにつき、乙はその総額を引き受ける。

（２）乙の引受額は、主要項目（４）に示す金額とし、社債、株式等の振替に関する法律第８４条第３項に基づき末尾に示した口座に記載または記録を行う。

（３）甲は本社債が社債要項に記載された内容に相違ないことを乙に対して保証する。

第２条 乙は、本社債を中小企業信用保険法第３条第５項の政令で定める者（以下「特定投資家」という。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わない（以下「譲渡制限」という。）。なお、本社債を他の特定投資家に譲渡する場合は、各社債の金額を最低単位とし、それ以外の場合はその譲渡を行わない（以下「分割譲渡制限」という。）。

第３条 （１）乙が、本社債を特定投資家に譲渡する場合には、本社債に関しては、金融商品取引法第４条第１項の規定による届出が行われていないことおよび本社債に係わる譲渡制限および分割譲渡制限について予めまたは同時にその相手方に対し書面をもって告知しなければならない。

（２）乙は本社債の譲渡を行う前に、財務代理人に譲渡する旨を通知しなければならない。

第４条 （１）甲は、本社債の引受手数料として、手数料に関する表示（３）で示す金額を乙に支払う。

（２）前項に定める手数料に賦課される消費税相当額は甲が負担するものとする。

第５条 乙は、主要項目（７）に定める払込期日に本社債の払込金から前条の引受手数料および消費税相当額を控除した金額を主要項目（１４）に示す財務代理人に支払うものとする。

第６条 本契約に定められた事項につき、変更の必要が生じたときは、そのつど甲および乙は相互にこれに関する協定をする。

以上

（末尾）

社債、株式等の振替に関する法律第８４条第３項に基づく乙の口座の表示

- １．口座開設先
- ２．加入者氏名および住所
- ３．口座区分
- ４．口座番号

以上の事務委託契約書および総額引受契約書（以上合わせて「諸契約」という。）の契約の証として、本契約書原本2通を作成し、甲および乙の各代表者がこれに記名捺印の上、各自1通を保管する。

なお、以上諸契約は、甲、乙および丙の間で別途締結される本社債に関する保証委託ならびに共同保証契約の成立をその成立条件とする。

年 月 日

甲：

乙：

以上

(振替債・総額引受・一括償還用)

〇〇〇〇会社第〇回無担保社債
(株式会社△△銀行・〇〇信用保証協会共同保証付、
分割譲渡制限特約付)

社債要項・諸契約
(参考例)

主要項目の表示

(1) 発行体名	××会社（以下諸契約において「甲」という。）
(2) 社債発行決定日	○年○月○日
(3) 社債の名称	××会社第 回無担保社債（株式会社△△銀行・○○信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付）
(4) 社債の総額	金○億○千万円
(5) 各社債の金額（＊）	○○○円の 1 種
(6) 利率	年○. ○○%
(7) 払込期日（発行日）	○年○月○日
(8) 利息支払期日	毎年○月○日および○月○日
(9) 償還期日	○年○月○日
(10) 共同保証人 （以下「保証人」という。）	株式会社△△銀行（以下諸契約において「乙」という。）：保証割合100% ○○信用保証協会（以下諸契約において「丙」という。）：保証割合 80%
(11) 財務代理人（発行代理人 および支払代理人の地位を 含む）およびその連絡先	株式会社△△銀行本店
(12) 保証債務履行事務代理人	株式会社△△銀行
(13) 総額引受人	株式会社△△銀行
(14) 振替機関	株式会社証券保管振替機構
(15) 社債権者集会開催地	○○県

（＊）社債の総額が 5 億円以上の場合のみ 2 千万円の 1 種と記入

手数料に関する表示

(1) 事務委託手数料 （仮称）	○○○万円
(2) 元利金支払手数料	元金償還の場合 支払元金の○／○ 利金支払の場合 支払利金の○／○
(3) 引受手数料	○○○万円（引受金額の○／○）
(4) 新規記録手数料	○○円

（新規記録手数料算出根拠）

(1) 発行総額が 1 億円以下の部分 発行総額 1 円につき 0.95/10,000 円

(2) 発行総額が 1 億円超 5 億円以下の部分 (1) の料率の 80%

(3) 発行総額が 5 億円超 5 億 6 千万円以下の部分 (1) の料率の 60%

手数料は上記(1)、(2)および(3)の累積により算出されます。

※手数料には、別途消費税がかかります。

社 債 要 項

甲が、主要項目（２）に示す日に行った社債発行の決定にもとづき主要項目（７）に示す日に発行する、主要項目（３）に示す名称の社債（以下「本社債」という。）に、本社債要項を適用する。

- １．社 債 総 額 主要項目（４）で示す金額
- ２．各社債の金額 主要項目（５）で示す金額(分割はしない)
- ３．社債券不発行 本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債株式等振替法」という。)第６６条第２号の定めに従い社債株式等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債株式等振替法第６７条の定めにより社債券を発行することができない。
- ４．利 率 主要項目（６）で示す利率
- ５．払 込 金 額 各社債の金額100円につき金100円
- ６．償 還 価 額 各社債の金額100円につき金100円
- ７．払 込 期 日 主要項目（７）で示す日
- ８．償還の方法および期限
 - (１)本社債の元金は、主要項目（９）で示す日（以下「償還期日」という。）にその総額を償還する。ただし第19項の規定に従う。
 - (２)本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
 - (３)本社債を償還すべき日が乙の休業日（以下「休業日」という。）にあたるときは、その支払は直前の乙の営業日（以下「営業日」という。）にこれを繰り上げる。
- ９．利息支払の方法および期限
 - (１)本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、主要項目（８）にて示す各利息支払期日にその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。
 - (２)利息を支払うべき日が休業日にあたるときは、その支払は前営業日にこれを繰り上げる。
 - (３)償還期日後は本社債には利息をつけない。
- 10．物上担保の有無
本社債には物上担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
- 11．保証
乙および丙は、本社債にもとづき甲が負担する元金および利息の支払にかかわる債務につき、各連帯保証人となり、甲と連帯して債務を負担する。ただし、丙の保証割合は、債務額の８０％とする。
- 12．社債管理者の不設置
本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

13. 財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む）

- （１）本社債に関する財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む。）は主要項目（11）に定める者とする。財務代理人は、甲との間に締結した事務委託契約の規定に従い、甲のために善良なる管理者の注意をもって、発行代理人業務および支払代理人業務を含む本社債の事務を取り扱う。
- （２）財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- （３）甲が財務代理人を変更する場合には、第25項に定める方法により社債権者に公告し、公告をした日から３０日の経過期間を経て、これを行うことができる。ただし、個別に知れたる全社債権者に通知できる場合は、その限りではない。
- （４）財務代理人は、発行代理人および支払代理人として、本社債に関し、振替機関が別に定める業務規程、同施行規則ならびに振替業の業務処理の方法等（以下「業務規程等」という。）にしたがって事務を行う。

14. 金融商品取引法による届出の免除

本社債に関しては、金融商品取引法第４条第１項の規定による届出は行われていない。

15. 取得人制限

甲は、本社債を、中小企業信用保険法施行令第１条の５に定める金融機関向けに発行する。

16. 投資家数の確認および発行制限

甲は、本社債を含む過去６ヶ月以内に発行された同一種類の社債（本社債と償還期日および利率が同一の社債で、以下「同種の社債」という。）について、その社債の口数の合計が５０未満であることを確認するとともに、本社債発行後６ヶ月間は、同種の社債を発行しないものとする。

17. 譲渡制限・分割譲渡制限

- （１）本社債を取得した者は、本社債を中小企業信用保険法第３条第５項の政令で定める者（以下「特定投資家」という。）に譲渡する場合以外には、その譲渡を行わない（以下「譲渡制限」という。）ものとする。また、本社債を取得した者は、本社債を他の特定投資家に譲渡する場合は、各社債の金額を最低単位とし、それ以外の場合はその譲渡を行わない（以下「分割譲渡制限」という。）。
- （２）本社債を取得した者が、本社債を特定投資家に譲渡する場合には、本社債に関しては、金融商品取引法第４条第１項の規定による届出が行われていないことおよび本社債にかかわる譲渡制限および分割譲渡制限について予めまたは同時にその相手方に対し書面をもって告知しなければならない。

18. 期限の利益喪失に関する特約

- （１）甲は、次に掲げる事由①に該当した場合、本社債の総額について当然に期限の利益を喪失する。また、事由②乃至⑥のいずれかが発生した場合には、社債権者もしくは保証人の書面による通知を財務代理人が受けた日（休業日の場合はその翌営業日）に、本社債の総額について期限の利益を喪失する。

（該当事由）

- ① 第9項に定める利息の支払に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
 - ② 次項で定める繰上償還がなされなかったとき。
 - ③ 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ④ 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
 - ⑤ 破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始もしくは類似手続の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - ⑥ 破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続の開始決定または特別清算手続もしくは類似の命令を受けたとき。
- (2) 期限の利益喪失時には、甲もしくは保証人は、その旨を第25項で定める方法でただちに公告する。ただし、個別に知れたる全社債権者に通知できる場合は、その限りではない。

19. 繰上償還に関する特約

- (1) 甲は、保証人が前項に掲げる事由③乃至⑥のいずれかに該当した場合、社債権者もしくは保証人の書面による通知を財務代理人が受けた日（休業日の場合はその翌営業日）から30日を経過した日（休業日の場合はその翌営業日）に、繰上償還日における残額について繰上償還する。ただし事由④に該当した場合で、当該金額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はその限りではない。
- (2) 本項にもとづき繰上償還を行う場合には、甲はその旨を第25項で定める方法でただちに公告する。ただし、個別に知れたる全社債権者に通知できる場合は、その限りではない。

20. 保証債務履行に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、期限の利益を喪失した本社債について、保証人に保証債務履行を請求する場合には、本社債の保証人である主要項目(12)で示す保証債務履行事務代理人に対し、その社債権者の直近上位の口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）が発行する本社債権を証する証明書（以下「証明書」という。）を呈示のうえ、保証債務履行請求書を提出するものとする。保証債務履行事務代理人は、請求書を受領した場合は、ただちに丙にその旨通知する。
- (2) 本社債に関する保証債務履行日は次の通りとする。
- ① 前号で定める保証債務履行請求書を保証債務履行事務代理人が期限の利益喪失日より10日以内に受領した場合は、期限の利益喪失日より40日目とする。ただし、休業日の場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。
 - ② 保証債務履行事務代理人の請求書受領日が期限の利益喪失後10日を超えた場合は、その請求書受領日より30日目とする。ただし、休業日の場合はその前営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 保証債務履行時の遅延損害金は次のとおりとする。

①前号①に該当した場合は、期限の利益喪失日から実際に保証債務が履行された日までの間、主要項目（6）所定の利率によって、当該期間の実日数を1年365日とした日割をもって計算された金額。

②前号②に該当した場合は、期限の利益喪失日から40日間、主要項目（6）所定の利率によって、当該期間の実日数を1年365日とした日割をもって計算された金額。

21. 総額引受人

主要項目（13）で示す者

22. 振替機関

主要項目（14）で示す者

23. 口座の開設

本社債を取得するものは、振替機関または口座管理機関に、本社債の権利の帰属を記載するための口座を事前に開設する。

24. 元利金の支払

本社債の元利金の支払は、財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む。）がこれを行う。

25. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、官報にてこれを掲載する。

26. 社債権者集会

（1）本社債および本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、甲がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を第25項に定める方法で公告する。

（2）本種類の社債の社債権者集会は主要項目(15)で示す場所においてこれを行う。

（3）本種類の社債の総額（償還済の額を除く。また、甲が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債の社債権者は、社債株式等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を甲に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を甲に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

以上

事務委託契約書

甲は、主要項目（２）で示す日に行った社債発行の決定にもとづき、主要項目（７）で示す日に発行する主要項目（３）で示す社債（以下「本社債」という。）に係る事務の取扱につき、乙との間で、本契約を締結する。

第１条 委託

甲は、主要項目（７）で示す日に本社債を発行し、乙は、本社債につき、甲の財務代理人（発行代理人および支払代理人の地位を含む。）としての委託を受ける。

第２条 発行関連事務

（１）甲は、本社債の発行事務のうち次に定める事務を乙に委託する。

- ① 主要項目（１３）に示す総額引受人（以下「総額引受人」という。）から払い込まれる総額引受契約に基づき定められた金額の受領および当該金額から本契約に従った控除金額を差し引いた金額の甲への交付。
- ② 社債原簿の調製。
- ③ 払込完了時の保証人に対する払込完了通知書の送付。
- ④ その他甲乙協議のうえ必要と認められる事務。

（２）甲は、本社債の発行代理人業務として次に定める事務を乙に委託する。

- ① 主要項目（１４）で示す振替機関（以下「振替機関」という。）に対する本社債の銘柄情報の通知・新規記録情報の通知ならびにその他発行代理人として行うべき手続に係る通知。
- ② 振替機関からの新規記録済通知の取得およびその内容の確認ならびにその他業務規程等に定める事項の振替機関からの取得およびその内容の確認。
- ③ 手数料に関する表示（４）に示す新規記録手数料の甲からの徴収および振替機関への納入事務。
- ④ その他業務規程等に定める発行代理人の事務。

第３条 期中事務

（１）甲は、本社債の期中事務のうち次に定める事務を乙に委託する。

- ① 社債要項第２５項に定める公告の手配。
- ② 社債要項第１８項で定める社債権者もしくは保証人からの期限の利益喪失に関する通知の受領。
- ③ 社債要項第１９項で定める社債権者もしくは保証人からの繰上償還に関する通知の受領。
- ④ 社債原簿の管理。
- ⑤ 租税特別措置法等にもとづく利子所得税の納付。
- ⑥ 本社債に関する権利および取扱いに関し業務規程等で定める重要な事項の決定があったことまたは本社債に関する重要な事実が発生したことを甲から書面により通知を受けた場合における振替機関に対するその内容の通知。

- ⑦ その他甲乙協議のうえ必要と認められる事務。
- (2) 甲は、本社債の期中事務のうち支払代理人業務として次に定める事務を乙に委託する。
 - ① 本社債の発行後、本社債の銘柄情報のうち業務規程等で定める事項について決定等がなされた場合の当該事項の振替機関への通知。
 - ② 振替機関からの抹消済通知の取得およびその内容の確認。
 - ③ 買入消却申請情報および当該買入消却を行った旨の振替機関からの通知の取得およびその内容の確認。
 - ④ その他業務規程等に定める支払代理人の事務。

第4条 元利金支払基金等の請求事務

- (1) 甲は、社債要項第8項に定める元金の償還、第9項に定める利息支払に係る事務のうち、元利金支払基金等の請求事務を乙に委託することとし、以下の各号に定めるところにしたがい当該事務を行う。
 - ① 乙は、社債要項第8項に定める元金の償還の場合、支払期日の前々月の末日の本社債の総額に社債要項第6項に定める償還価額を乗じた金額(以下「支払基金」という。)および手数料に関する表示(2)に定める手数料率に基づき計算される手数料(以下「元利金支払手数料」という。)を甲に請求する。
 - ② 甲は、支払期日の3日前(ただし乙の休業日を除く。)までに、乙に支払基金および元利金支払手数料を交付する。
 - ③ 前2号の規定は、社債要項第9項に定める利息支払の場合にもこれを準用する。
 - ④ 本社債の元金または利息の支払期日の前々月の末日以降支払期日までに、買入消却等により本社債の総額が減額された場合には、乙は、すみやかにその減額分に相当する支払基金および元利金支払手数料を甲に返戻する。
- (2) 甲は、前項に定める方法にしたがい乙に対し支払基金および元利金支払手数料を交付することができない場合には、ただちにその旨および不足額を保証人に通知する。
- (3) 乙は第1項に定める支払基金および元利金支払手数料の交付がなされない場合、遅滞なくその旨を甲および保証人に通知する。
- (4) 乙が甲もしくは保証人より受領した支払基金および元利金支払手数料には利息は付さない。
- (5) 甲もしくは保証人より受領した支払基金および元利金支払手数料につき、会社法第701条に定める時効が成立した場合には、乙は、当該資金を甲の請求または乙の選択により、甲もしくは保証人に返却する。

第5条 元利金支払事務

- (1) 甲は、本社債の元利金支払事務を乙に委託し、乙は、業務規程等で定められる機構非関与銘柄である本社債の社債権者に対し、本社債の元利金を直接支払う。
- (2) 本社債が業務規程等で定められる機構関与銘柄に変更された場合、甲乙協議のうえ、かかる場合の手続を決定する。

第6条 買入消却

- (1) 甲は、本社債の期中事務のうち本社債の買入消却に係る第3項に定める事務を乙に委

託することとし、本社債を買入消却しようとする場合は、買入消却により減額の記録または記載がなされるべき本社債の金額その他の買入消却申請情報を書面により乙に通知する。

(2) 乙は、第3条第2項第3号にしたがい、支払代理人として買入消却申請情報および買入消却により減額記録した旨の機構からの通知を確認する。

(3) 乙は、前項に基づき確認された金額を、当該買入消却実施直前の本社債の総額から減額することにより、買入消却実施後の本社債の総額を計算し、甲の書面による請求に基づき、かかる計算についての計算書を甲に提出する。

第7条 財務代理人の責任

(1) 乙は、甲のために、善良なる管理者の注意をもって本契約に定める事務の取扱を行う。

(2) 天災等不可抗力により本契約に定める事務の遂行に支障を生ずる事故などが生じた場合、乙はその事故等により生ずる甲の損害についてその責めを負わない。

第8条 手数料および費用

(1) 甲は、第2条乃至第4条および第6条第2項の事務に関する手数料として、手数料に関する表示(1)で示す手数料を乙に支払うものとし、当該手数料に賦課される消費税は甲が負担するものとする。この支払方法は、主要項目(7)で定める払込期日の2日後(ただし乙の休業日を除く)に社債払込金との差引きにより行うものとする。

(2) 甲は、第5条の事務に関する手数料として、手数料に関する表示(2)で定める手数料を乙に支払うものとし、当該手数料に賦課される消費税は甲が負担するものとする。

(3) 本社債を買入消却する場合は、手数料に関する表示(2)元金償還の場合を適用する。

(4) 甲は、振替機関が定める本社債の新規記録に関する手数料を負担するものとし、振替機関からの請求に基づき、発行代理人である乙が、手数料に関する表示(4)に示す金額を本社債の払込金から控除して、振替機関へ納付するものとする。

第9条 契約の変更

甲および乙は、本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたとき(本社債が業務規程等に定める機構関与銘柄に変更された場合を含む。)は、そのつどこれに関する協定をする。

以上

総額引受契約書

甲が、主要項目（２）で示す日に行った社債発行の決定にもとづき、主要項目（７）に示す日に発行する、主要項目（３）に示す名称の社債（以下「本社債」という。）につき、乙がその総額を引き受けるに関して、甲乙間に本契約を締結する。

第１条 （１）甲が、主要項目（７）に示す日に社債要項により本社債を発行するにつき、乙はその総額を引き受ける。

（２）乙の引受額は、主要項目（４）に示す金額とし、社債、株式等の振替に関する法律第８４条第３項に基づき末尾に示した口座に記載または記録を行う。

（３）甲は本社債が社債要項に記載された内容に相違ないことを乙に対して保証する。

第２条 乙は、本社債を中小企業信用保険法第３条第５項の政令で定める者（以下「特定投資家」という。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わない（以下「譲渡制限」という。）。なお、本社債を他の特定投資家に譲渡する場合は、各社債の金額を最低単位とし、それ以外の場合はその譲渡を行わない（以下「分割譲渡制限」という。）。

第３条 （１）乙が、本社債を特定投資家に譲渡する場合には、本社債に関しては、金融商品取引法第４条第１項の規定による届出が行われていないことおよび本社債に係わる譲渡制限および分割譲渡制限について予めまたは同時にその相手方に対し書面をもって告知しなければならない。

（２）乙は本社債の譲渡を行う前に、財務代理人に譲渡する旨を通知しなければならない。

第４条 （１）甲は、本社債の引受手数料として、手数料に関する表示（３）で示す金額を乙に支払う。

（２）前項に定める手数料に賦課される消費税相当額は甲が負担するものとする。

第５条 乙は、主要項目（７）に定める払込期日に本社債の払込金から前条の引受手数料および消費税相当額を控除した金額を主要項目（１１）に示す財務代理人に支払うものとする。

第６条 本契約に定められた事項につき、変更の必要が生じたときは、そのつど甲および乙は相互にこれに関する協定をする。

以上

（末尾）

社債、株式等の振替に関する法律第８４条第３項に基づく乙の口座の表示

- １．口座開設先
- ２．加入者氏名および住所
- ３．口座区分
- ４．口座番号

以上の事務委託契約書および総額引受契約書（以上合わせて「諸契約」という。）の契約の証として、本契約書原本 2 通を作成し、甲および乙の各代表者がこれに記名捺印の上、各自 1 通を保管する。

なお、以上諸契約は、甲、乙および丙の間で別途締結される本社債に関する保証委託ならびに共同保証契約の成立をその成立条件とする。

年 月 日

甲：

乙：

以上

特定社債保証用

名称・住所等 変更報告書

年 月 日

兵庫県信用保証協会殿

		金融機関コード		-	
共同保証人 住 所 名 称					
担当者名			電話番号	-	
			F A X	-	

社債の発行体から下記の通り変更届がありましたので報告致します。

顧客番号		保証番号	
会社名		社債の名称	第 回無担保社債 (・ 兵庫県信用保証協会共同保証付)

変 更 事 項		
変更事項に○を付けて下さい。	具体的に記入して下さい。	
1. 住所変更 2. 名称（組織）変更 3. 合併・債務引受 4. 代表者変更 5. その他	変更前	
	変更後	

※ 登記簿謄本等のコピーを添付して下さい。

現 況 報 告 書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 殿

発行体につき、以下の通り現況を報告します。

金融機関コード		—	
共同保証人 住 所 名 称			
担当者名		電話番号	—
		FAX	—

発行体	顧 客 番 号		保 証 番 号	
	住 所			
	会 社 名			

社 債 の 名 称	元 金	利息徴収済日	利 率
第 回無担保社債 (・兵庫県信用保証協会共同保証付)	金 , , 円	年 月 日迄	. %

<該当する項目に○印を付け、必要事項を記入してください。>

原因	1. 売上・受注の減少(一般的商況不振) 5. 事業拡大・設備投資の過大 2. 売上・受注の減少(競争激化等) 6. 金融困難 3. 取引先の倒産 7. 経営管理の放漫 4. 売掛回収困難 8. 災害・事故・その他	
内容	1. 銀行取引停止処分(年 月 日) 7. 破産・会社更生・民事再生・特別清算・会社整理 2. 第1回不渡 (年 月 日) 申立日(年 月 日)事件番号(年[] 号) 3. 償還不履行 8. 仮差押・差押 4. 割手・担手不渡 日付 年 月 日(預金・預託金・不動産・その他) 5. 代取行方不明・死亡 名義人(被保証人・代取・その他)権利者・金額[] 6. 休業・廃業 9. その他	

現 況	1. 営業中(月商 千円)	2. 休業中、その他()
-----	---------------	---------------

年 月 日

買入消却通知書

(共同保証人)

兵庫県信用保証協会 殿

(発行体)

印

住所
連絡先 ()

当社社債につき、下記の通り買入消却を実施致しましたのでご通知申し上げます。

記

1. 銘柄 第 回

2. 買入消却額(額面) 金 , , 円

3. 社債残額 金 , , 円

4. 買入消却日 年 月 日

以上

(注) 社債権者からの領収書等、証拠書類を添付する。

期限の利益喪失通知書

年 月 日

殿
(財務代理人)

金融機関コード		—	
共同保証人 住 所 名 称			
電話番号	—	担当者	
F A X	—		

下記事由により社債が期限の利益を喪失となりますので、社債要項第 項の規定により
書面をもって通知いたします。

社 債 の 名 称	第 回 無 担 保 社 債	保 証 番 号
	(・ 兵庫県信用保証協会共同保証付)	

期限の利益喪失事由	社債要項第 項第 号 具体的事由：
-----------	-------------------

財務代理人使用欄

通知書受領日（期限の利益喪失日）	年 月 日
------------------	-------

信用保証協会使用欄

期限の利益喪失通知書

年 月 日

殿

(財務代理人)

		金融機関コード						—		
社債権者 住 所 名 称										
電話番号	—		担当者							
F A X	—									

下記事由により社債が期限の利益を喪失となりますので、社債要項第 項の規定により
書面をもって通知いたします。

社 債 の 名 称	第 回 無 担 保 社 債 (・兵庫県信用保証協会共同保証付)	保 証 番 号	

期限の利益喪失事由	社債要項第 項第 号 具体的事由：

財務代理人使用欄

通知書受領日（期限の利益喪失日）	年 月 日
------------------	-------

信用保証協会使用欄

保証債務履行請求書

年 月 日

殿

兵庫県信用保証協会 殿

社債要項に基づき保証債務履行を
請求いたします。

金融機関コード

社債権者
住 所
名 称

電話番号

—

担当者

F A X

—

発 行 体	顧 客 番 号	
	住 所	
	会 社 名	

期限の利益喪失日

年 月 日

償還期日

年 月 日

期限の利益喪失事由

社債要項第 項第 号 具体的事由：

社 債 の 名 称

第 回無担保社債

(兵庫県信用保証協会共同保証付)

保 証 番 号

保証債務履行金請求明細

元 金	合計	保証協会負担分（合計の80％）	円
		金融機関負担分（合計の20％）	円
利 息	計算期間 年 月 日 ～ 年 月 日迄	保証協会負担分（円未満切り捨て）	円
	合計	金融機関負担分（合計－保証協会負担分）	円
遅延損害金 （＊）	計算期間 年 月 日 ～ 年 月 日迄	保証協会負担分（円未満切り捨て）	円
	合計	金融機関負担分（合計－保証協会負担分）	円
請求額合計		保証協会負担分	円
		金融機関負担分	円

（＊）期限の利益喪失日より保証債務履行予定日まで。

ただし、期限の利益喪失日から40日を上限とする。

（保証債務履行事務代理人使用欄）

請求書受領日

年 月 日

保証債務履行日

年 月 日

※提出の際は社債権者であることを証する社債登録簿の抄本等社債権を証する書面を添付すること。

保証債務履行完了報告

年 月 日

兵庫県信用保証協会 殿

(保証債務履行事務代理人)									
(担当者				TEL				)	
金融機関コード									

下記社債に係る保証債務の履行事務が完了しましたので報告いたします。

発 行 体	顧 客 番 号		保 証 番 号	
	住 所			
	会 社 名			

社債の名称	第 回無担保社債 (・兵庫県信用保証協会共同保証付)	社 債 総 額	金 , , 円
-------	-----------------------------------	---------	---------

保証債務履行年月日	年 月 日
-----------	-------

信用保証協会 保証債務履行金	総額 , , 円 (うち利息分 円、延滞損害金 円)
-------------------	----------------------------

保証債務履行先	社 債 権 者 名	金 , , 円
---------	-----------	---------

特定社債保証用

特定社債に係る保証債務消滅報告
(期日償還用)

年 月 日

兵庫信用保証協会 殿

金融機関名									
(担当者 TEL)									
金融機関コード						—			

下記社債に係る保証債務が消滅しましたので報告いたします。

発 行 体	顧客番号		保証番号	
	住 所			
	会 社 名			

償還年月日	年 月 日
-------	-------

社債の名称	第 回無担保社債 (兵庫県信用保証協会共同保証付)	社 債 総 額 金	円
-------	------------------------------	-----------	---

信用保証協会使用欄

特定社債保証用

特定社債に係る保証債務消滅報告
(定 時 償 還 用)

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名														
(担当者					TEL					)				
金融機関コード									-					

下記社債に係る保証債務に定時償還がありましたので報告いたします。

発 行 体	顧客番号															保証番号																		
	住 所																																	
	会 社 名																																	

償 還 年 月 日	年	月	日	償還金額	円
-----------	---	---	---	------	---

* 償還金額は社債総額に対しての額（保証書記載の金額）で報告願います。

社債の名称	第 回無担保社債		社 債 総 額	金	,	,	円
	(兵庫県信用保証協会共同保証付)						

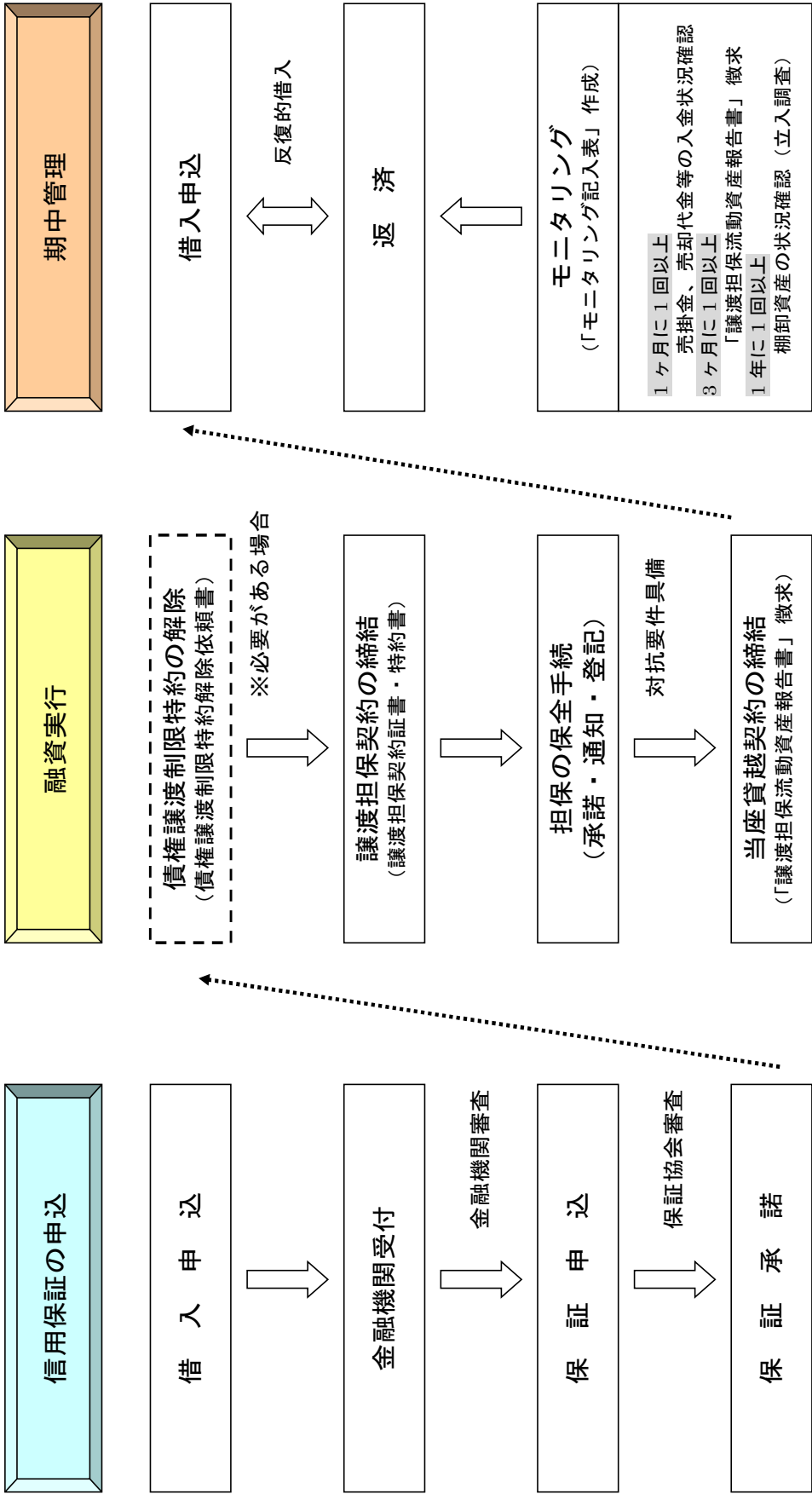
信用保証協会使用欄

「流動資産担保融資」チェックシート

- A. 融資フロー
- B. 流動資産担保融資保証の申込時における必要書類・添付書類
- C. 流動資産担保融資保証申込チェックシート
 - ①根保証用
 - ②個別保証用
 - ③個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用
 - ④個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用
- D. 流動資産担保融資保証の保証承諾後確認事項チェックシート

A

融資プロセス



流動資産担保融資保証の申込時における必要書類・添付書類

◎必要 ○場合に応じて必要

書類名	根保証	個別保証	個別 化体手形	必要な場合
必要書類	信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】	◎	◎	
	信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】			原則、後取り(保証決定後、当座貸越契約書等の締結と同時に徴求)となりますので、申込時点においては提出不要です。
	信用保証依頼書 【一般様式】	◎	◎	
	譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】	◎	◎	
	譲渡担保対象売掛先明細書 【ABL様式2】	○		売掛債権を担保とする場合
	譲渡担保対象売掛先明細書 (兼借入申込書)【ABL様式3】		◎	
	棚卸資産売上代金入金口座届出書 【ABL様式4】	○		棚卸資産を担保として徴求し、掛売上以外の売上有る場合 (棚卸資産のみを担保とする場合も必要)
	未発生債権引当借入限度額算出表		○	未発生債権(抗弁付電子記録債権を含む。)を引当とする場合
	概要記録事項証明書(写でも可)	◎	◎	債権譲渡と動産譲渡に係るものがあり、担保(売掛債権・棚卸資産)に際して、必要となりません。ただし、売掛債権が、化体手形、化体電子記録債権及び抗弁付電子記録債権の場合は不要です。
	売掛先企業内容が確認できる資料 (各種外部信用情報機関の資料等)	○	◎	売掛債権を担保とする場合
添付書類	売掛先との取引基本契約書等写	○	○	基本契約を締結している場合
	一年以上前からの取引を証明できる資料 (納品書、請求書、預金通帳の写等)	○		売掛債権を担保とする場合
	売掛先と以前からの取引が確認できる疎明資料		○	以前から取引がある場合
	未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する書類 (契約書・発注書等瑕疵・遅延確認分)	○		未発生債権(抗弁付電子記録債権を含む。)を引当とする場合
	担保となる売掛債権のエビデンス資料		◎	
	担保となる手形の写		◎	
	化体手形と請求額の差額確認書類		○	化体手形の金額と請求額が相違している場合

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが必要書類です。

流動資産担保融資保証申込チェックシート（根保証用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込人資格：兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者。 *棚卸資産を担保とする場合は、法人に限られます。	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は借入限度額(2億5,000万円)以内である。 3. 申込金額は百万円単位となっている。 4. 担保となる売掛債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権 5. 担保となる棚卸資産は対象外の棚卸資産ではない。 ※対象外の例・・・事業外のもの、決算書に計上(予定)されていないもの、固定資産、動産譲渡登記ができないもの		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「2. 当座貸越」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は12ヶ月となっている。		
概要記録事項証明書 ※写でも可。		*登記情報提供サービス(インターネット)等で取得した情報での代用はできません。 *債権譲渡と動産譲渡に係るものがあり、担保(売掛債権、棚卸資産)に応じ、必要となります。	1. 直近のものを添付している。 2. 先行して債権譲渡登記がついていない。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先等に問題がないかどうか審査が必要です。	1. 支店長印を押印している。 2. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 3. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 4. 棚卸資産について、動産譲渡登記をすることができている種類のものである。 5. 棚卸資産について、決算書その他資料(棚卸台帳等)により金額の客観的妥当性を確認し、一覧表に記載できている。		

流動資産担保融資保証申込チェックシート（根保証用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 【ABL様式2】 ※第三債務者(売掛先)と の取引基本契約書等写 添付 (締結している場合)		*第三債務者(売掛先)は原則2社以上必要です。これは、リスク分散のためです。 *第三債務者(売掛先)は国内の事業者に限ります。国内事業者であれば、官公庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織の形態に関らず対象になります。 *基本契約書の締結をしていなくても売掛先からの発注書、支払通知書等で債権譲渡制限特約の確認をすることが必要です。	1. 売掛先は2社以上である。 (官公庁、上場有配企業等またはその他特に認められる場合は、1社のみで取扱い可) 2. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項がついていない。また債権譲渡制限特約がついていない場合は、解除が可能である。 (解除ができなければ担保とすることはできないため、申込み不可。對抗要件が承諾の場合申込み可) 3. 對抗要件の具備(承諾・登記)が可能である。 ※登記は法人の場合のみ可 ※棚卸資産は登記のみ		
第三債務者(売掛先)と との過去の取引実績 を証する書類の写		*申込人と第三債務者(売掛先)との間に、原則1年以上取引の継続が必要であり、1年前及び最近の取引実績が確認できる書類が必要です。	1. 申込人と第三債務者(売掛先)との取引が1年以上ある。 2. 申込人と第三債務者(売掛先)とは今後も安定的かつ継続的な取引が見込まれる。 3. 取引を証明できる資料の添付している。 (注文書、納品書、請求書、支払通知書、売掛金が振込まれる預金通帳の写等)		
棚卸資産売上代金 入金口座届出書(写) 【ABL様式4】		*棚卸資産を担保として徴求し、掛売上以外の売上がある場合に必要です。 (棚卸資産のみを担保とする場合も必要です)	1. 売掛先明細書に記載された口座以外の口座を記載している。 2. 棚卸資産のみを担保とする場合は、掛売上の入金口座も併せて記入している。 (この場合「掛売上以外の」を削除します)		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のもの別途必要です。

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証用）※化体手形、電子記録債権及び抗弁付電子記録債権を除く

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込人資格 兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は担保となる売掛債権に掛目を乗じた金額の範囲内である。 3. 申込金額は千円単位までとなっている。 4. 担保となる売掛債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「1. 手形貸付」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は6ヶ月以内である。 (未発生債権を引当にする場合は、1年以内可) 2. 保証期日は担保となる売掛債権が回収できる日となっている。		
概要記録事項証明書 ※写でも可		*登記情報提供サービス(インターネット)等で取得したものの代用はできません。	1. 直近のものを添付している。 2. 先行して債権譲渡登記がついていない。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先等に問題がないかどうか審査が必要です。	1. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 2. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 3. 支店長印を押印している。		

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証用）※化体手形、電子記録債権及び抗弁付電子記録債権を除く

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 (兼借入申込書) 【ABL様式3】 ※第三債務者(売掛先)との取引基本契約書等写添付(締結している場合) ※売掛先と以前から取引がある場合は、その取引が確認できる疎明資料添付		*担保となる売掛債権の存在が審査時に確認できるため、継続的な取引がない場合でも取扱いは可能です *第三債務者(売掛先)は国内の事業者に限ります。国内事業者であれば、官公庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織の形態に関らず対象となります *基本契約書の締結をしていなくても売掛先からの発注書、支払通知書等で債権譲渡制限特約の確認をする必要があります	1. 金融機関照合印欄に支店長印または押切印を押印している。 2. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項がついていない。また債権譲渡制限特約がついていれば解除が可能である。 (解除ができなければ担保とすることはできないため、申込み不可。対抗要件が承諾の場合申込み可) 3. 対抗要件は承諾を得るか、通知をするのどちらかになっている。 (登記不可)		
第三債務者(売掛先)との 挙証資料(エビデンス)写		*申込人の作成した書類だけでは、エビデンスにはなりません	1. 担保となる売掛債権のエビデンスを添付している。 (原則として売掛先からの支払通知書、ない場合は請求書または納品書に売掛先の承認印があるもの) ※未発生債権の場合は、発注書・契約書(契約の締結を確認するため、なければ利用不可)等担保とする売掛債権の契約内容を証する書類 2. エビデンスには名宛人、金額、支払期日の記載、売掛先の承認印がある。		

未発生債権引当の場合

★未発生債権・・・役務の提供等が完了する前のもの及び完了後エビデンスが整う前のもの

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
※未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する契約書・発注書等		*同種の取引に関する契約書・発注書と売掛債権の振込口座等において確認が必要です	1. 直近の決算において大幅な債務超過ではない。 2. 過去の取引において重大な瑕疵又は遅延がない。 3. 出来高で請求できる売掛債権ではない。 (請求できるものは未発生債権としての取扱不可)		
未発生債権引当 借入限度額算出表		*二通りの計算方法で金額を算出し、額の高い方を上限とする範囲内でしか申込できません	1. 借入金額を「未発生債権引当借入限度額算出表」で算出している。		
信用保証依頼書			1. 備考欄に「未発生債権を引当とする」旨の条件を記載している。		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが必要別途必要です。

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証化体手形用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込資格 兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は担保となる手形に掛目を乗じた金額の範囲内である。 (掛目は対抗要件が「承諾」と同じ掛目となります) 3. 申込金額は千円単位までとなっている。 4. 担保となる売掛債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「1. 手形貸付」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は6ヶ月以内である。 2. 保証期日は担保となる化体手形が現金化できる日となっている。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先に問題がないかどうか審査が必要です	1. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 2. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 3. 支店長印を押印している。		

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証化体手形用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 (兼借入申込書) 【ABL様式3】 ※第三債務者(売掛先)と の取引基本契約書等写 添付(締結している場合)		*担保となる売掛債権の存在が審査時に 確認できるため、継続的な取引がない場 合でも取扱いは可能です *第三債務者(売掛先)は国内の事業者 に限りません。国内事業者であれば、官公 庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織 の形態に関らず対象になります *基本契約書の締結をしていなくても売 掛先からの発注書、支払通知書等で債 権譲渡制限特約の確認をする必要があ ります	1. 金融機関照合印欄に支店長印または押切印を押印している。		
※売掛先と以前から取引 がある場合は、その取引 が確認できる疎明資料添 付			2. 担保となる手形の写を添付している。 (為替手形は不可)		
第三債務者(売掛先)との 準証資料(エビデンス)写			3. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項の有無を確認している。 (譲渡制限特約がついていても、すでに代金が手形で回収できているため、解除をしなくても担 保にできます)		
			1. 売掛債権から化体した手形であることが確認できる資料を添付している。		
			2. 確認ができる資料の金額と手形の金額は同額である。また相違している場合は、その差額 部分が確認できる書類を添付している。		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが必要別途必要です。

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チ ャ ッ ク 事 項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込人資格 兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は担保となる電子記録債権に掛目を乗じた金額の範囲内である。 (掛目は対抗要件が「承諾」と同じ掛目となります) 3. 申込金額は千円単位までとなっている。 4. 担保となる電子記録債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「1. 手形貸付」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は6ヶ月以内である。 (抗弁付電子記録債権を引当にする場合は、1年以内可) 2. 保証期日は担保となる電子記録債権が現金化できる日となっている。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		* 金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先等に問題がないかどうか審査が必要です。	1. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 2. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 3. 支店長印を押印している。		

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 (兼借入申込書) 【ABL様式3】		*担保となる売掛債権の存在が審査時に確認できるため、継続的な取引がない場合でも取扱いが可能です	1. 金融機関照合印欄に支店長印または押切印を押印している。		
※第三債務者(売掛先)との取引基本契約書等写添付(締結している場合)		*第三債務者(売掛先)は国内の事業者に限ります。国内事業者であれば、官公庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織の形態に関らず対象となります	2. 担保となる電子記録債権のエビデンス(でんさいの通常開示書面(最新債権情報)等)を添付している。		
※売掛先と以前から取引がある場合は、その取引が確認できる疎明資料添付		*基本契約書の締結をしていなくても売掛先からの発注書、支払通知書等で債権譲渡制限特約の確認をする必要があります	3. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項の有無を確認している。 (譲渡制限特約がついていても、電子記録債権は譲渡を前提としているため、解除をしなくても担保にできる)		
第三債務者(売掛先)との 挙証資料(エビデンス)写		*申込人の作成した書類だけでは、エビデンスにはなりません	1. 売掛債権から化体した電子記録債権であることが確認できる資料を添付している。 なお、抗弁付電子記録債権は、その開示書面等で第三債務者名、金額、契約締結日、支払期日、役務提供完了予定日が確認出来る場合、同債権の発生原因である契約内容を証する書面の提出は不要。(債権上の債務者が三井住友信託銀行である場合を除く。)		
			2. 確認ができる資料の金額と電子記録債権の金額は同額である。また相違している場合は、その差額部分が確認できる書類を添付している。		

抗弁付電子記録債権(未発生債権)の場合

★未発生債権・・・役務の提供等が完了する前のもの及び完了後エビデンスが整う前のもの

申込必要書類	確認	注意事項	チェック事項	はい	いいえ
※未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する契約書・発注書等		*同種の取引に関する契約書・発注書と売掛債権の振込口座等において確認が必要	1. 直近の決算において大幅な債務超過ではない。		
未発生債権引当 借入限度額算出表		*二通りの計算方法で金額を算出し、額の高い方を上限とする範囲内でしか申込できません	2. 過去の取引において重大な瑕疵又は遅延がない。		
信用保証依頼書			1. 借入金額を「未発生債権引当借入限度額算出表」で算出している。		
			1. 備考欄に「未発生債権を引当とする」旨の条件を記載している。		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが別途必要です。

D

流動資産担保融資保証の保証承諾後確認事項チェックシート

	確認事項	必要方式	チェック
1	譲渡担保契約証書、特約書の締結は完了しましたか。 ※根保証【契約様式1・2】 個別保証【契約様式3・4・5】	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
2	譲渡担保契約証書の締結日は保証書発行日以降となっていますか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
3	売掛先に対して対抗要件の具備を完了しましたか。確定日付を取得しましたか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
4	棚卸資産に対して対抗要件の具備を完了しましたか。(譲渡担保設定を行う場合)	根保証	
5	対抗要件の具備は譲渡担保契約証書の締結日以降ですか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
6	保証条件となっている売掛先及び棚卸資産のすべてに対して、対抗要件の具備が完了しましたか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
7	当座貸越契約締結にあたり、「譲渡担保流動資産報告書」を徴求しましたか。	根保証	
8	根保証の終期は当座貸越契約締結日を起算日として、1年後の応答日の前日または応答日となっていますか。	根保証	
9	貸付実行時に「担保手形差入書」を徴求しましたか。 【ABL様式9】(個別保証用)	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権	
10	保証書の有効期限60日以内に上記の手続きを完了できますか。	全て	

個々の詳細につきましては「流動資産担保融資事務の手引き」でご確認下さい。

協会使用欄	受付印	制 度	経由

信用保証委託申込書

流動資産担保融資保証用

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○をしてください)

兵庫県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

なお、貴協会及び取扱金融機関に担保として差し入れる債権について、貴協会及び取扱金融機関が行った評価は他にもられません。

また、本申込について減額又は取消をされた場合、売掛先に関する情報については説明を求めません。

申 込 人	フリガナ			本 社 または 住 所	〒		TEL () -	
	法 人 名				フリガナ			
	フリガナ			営 業 所 または 工 場 等	〒		TEL () -	
	氏 名 または 代表者名				フリガナ			
		1 男 2 女						
	フリガナ							
	商 号 (個人の方のみ記入)							
	組 織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人						
	資 本 金		円	従業員	常用(役員・家族除く)	名	生 年 月 日	西暦 明 大 昭 平 令
	後 継 者	1 無 2 有			常用(役員・家族)	名	ま た は	
					臨時(パート含む)	名	設 立 年 月 日	年 月 日
	業 種	(主たる業種) (従たる業種)				取 扱 品 目	%	
						(%で表示)	%	
	会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置				(個人事業主の方)貸借対照表作成の有無		1 無 2 有
	許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)						

申 込 内 容	金融機関	(本・支店)		期 間 または 期 日	年 月 日	返 済	1 一括 2 分割
	借入金額 (極度額)		円	資 金 使 途	1 運転資金	千円	保 証 料 分 納 望
				2 設備資金	千円	1 無 2 有	
	調達方法	本 件 他 借 入 自己資金 そ の 他 合 計	千円 千円 千円 千円 千円	必 要 理 由	※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません		

業 況 等	最 近 12 か 月 の 売 上	/	千円	/	千円	/	千円	申 込 時 預 借 残 金 高 納 税 状 況	(預 金)	千円
		/	千円	/	千円	/	千円		(借入金)	千円
		/	千円	/	千円	/	千円		※ 非事業性の借入金は除きます。	
		/	千円	/	千円	/	千円		1 滞納なし 2 滞納あり	

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他 協 会 の 保 証 利 用	1 無 2 有	(信用保証協会) (信用保証協会)
--------------------	---------	--------------------------

保証人等明細

令和
西暦

年 月 日

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ _____ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()	年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 m ² 建物 m ² 所在地 時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円	

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ _____ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()	年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 m ² 建物 m ² 所在地 時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円	

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ _____ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()	年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 m ² 建物 m ² 所在地 時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円	

申 込 人（ 企 業 ） 概 要

令和
西暦

年 月 日

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です（初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください）。

申 込 人 （ 企 業 ） の 概 要	創業年月（開業）	西暦	1	明治前	2	明	3	大	4	昭	5	平	6	令					年				月				
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等																										

経 営 者 略 歴	生年月日	西暦	1	明	2	大	3	昭	4	平	5	令					年				月					日

特 許	特許保有	1	無	2	有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号						
	(内容)						

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)

所有不動産有無		1	無	2	有
---------	--	---	---	---	---

所 有 不 動 産 概 要	種 類	所在地	名義人	土 地		建 物	時 価	
				自己所有	借 地			
				m ²	m ²			
	本 社				m ²	m ²	m ²	百万円
	営 業 所							
	工 場 ・ 店 舗							
	自 宅							
	そ の 他							
							時価合計	百万円
							債務(借入)合計	百万円

信用保証委託契約書

兵庫県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦
※必ず日付をご記入願います

※委託者となる方が個人の場合、委託者欄には必ず本人が自署してください。
※実印を押印してください。

委託者	本社または住所
	フリガナ 法人名
	フリガナ 氏名 または 代表者名

印

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日（ただし、借入形式が2の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。）をもって成立するものとします。

【借入要項】

金融機関名	(支店)
借入形式 (該当項目を○で囲んでください)	1 手形貸付（個別） 2 当座貸越（極度） 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	金 円（借入形式が2の場合は極度額） 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

(契約条項裏面)

-----金融機関・協会使用欄-----

保証番号	
------	--

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入（これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。）をすに於て、貴協会に信用保証（以下「保証」といいます。）を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行われるものとします。
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証（以下「割合保証」といいます。）する場合があります。割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間（この場合の延滞期間は、期限の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終返済期日の翌日を始期とする期間とします。）に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価額の下落等により担保価値に変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れます。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価額等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の地位弁済前に委託者に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 貴協会に対し債権を担保として差し入れているときは、当該債権の債務者に前各号の事由が生じたとき。
- (5) 貴協会に対し債権を担保として差し入れているときは、当該債権を貴協会の承諾を得ることなく処分したとき。
- (6) 担保物件が滅失したとき。
- (7) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (8) 住所変更の届出を怠るなど委託者の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (9) 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (10) 第9条第2項に基づいて委託者が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (11) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(地位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者に対して、通知・催告をしなくても弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならびに避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生

じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。）にも充当することができるものとします。

3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 委託者は、貴協会と引受人となる者との契約により、本契約から生じる債務を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づく関連会社および関係会社を含む）の財務状況や事業内容を示す税務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。
3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項の規定に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者は、この契約に關し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）（以下「後見登記法」といいます。）による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(代位取得の手形等)

- 第13条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第14条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店（本所）または支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第15条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意します。
- (1) 貴協会以外の信用保証協会
- (2) 債権回収会社
- (3) 一般社団法人C R D協会
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6) 貴協会に対して損失補償を行う機関
- (7) 一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8) 貴協会が出資する会社等
- (9) 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等、国の施策として設置された中小企業者の経営改善・事業再生等の支援を行う機関

(契約の変更)

- 第16条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

(保証人加入用)

信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
委 託 者住 所
新連帯保証人住 所
新連帯保証人

貴協会の信用保証に基づき委託者が金融機関から下記の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました
年 月 日付信用保証委託契約書（以下「原契約」といいます）上の保証人の加入に関し、委託者および保証人は
貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

- 第1条 この契約により原契約上の保証人として新たに加入した保証人は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
- 第2条 委託者は、前条の保証人の加入について、異議なく承諾します。
- 第3条 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)委託者の財産および収支の状況
 - (2)貴協会に対する原契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「原契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)委託者が原契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 第4条 保証人は、貴協会が変更を承諾した日において、委託者である法人の代表者であることを表明し、これを保証します。これについて誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。
- 第5条 この契約に別段の定めのあるもののほかはすべて裏面記載の信用保証委託契約書の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項が原契約から変更されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。
- 第6条 本契約は貴協会が変更を承諾した日をもって成立するものとします。

記

借 入 日 年 月 日
借入金額 金 円也
金融機関

※ 印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です（未提出の場合）。
※ 借入金額は、根保証の場合は「極度額金 円也」と記入してください。

(信用保証の委託)

- 第1条 表記の借入要項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をするにあつて、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。
2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取決めに基づいて行われるものとし、
3. 表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
4. 委託者および保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
- (1)委託者の財産および収支の状況
- (2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。))以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(信用保証料等)

- 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会所定の利率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。
2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。
3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期限の利益喪失にかかわらず金融機関所定の最終返済期日の翌日を始期とする期間とします。)に応じ、年3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(反社会的勢力の排除)

- 第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

(担保)

- 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。
2. 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- 第5条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
- (1)仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
- (2)公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (4)貴協会に対し債権を担保として差し入れているときは、当該債権の債務者に前各号の事由が生じたとき。
- (5)貴協会に対し債権を担保として差し入れているときは、当該債権を貴協会の承諾を得ることなく処分したとき。
- (6)担保物件が滅失したとき。
- (7)借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (8)住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。
- (9)暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (10)第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。
- (11)前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 貴協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

(代位弁済)

- 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・催告をしなくても弁済することができるものとします。
2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

- 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日より年14パーセントの割合による損害金ならびに遅けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序等)

- 第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務(ただし、弁済者が債務を負担していないものを除きます。))にも充当することができるものとします。
3. 本契約から生じる債務について第三者から弁済の申出があったときは、委託者の意思に反しないものとして取り扱うことに、委託者は同意します。
4. 本契約から生じる債務について、委託者または保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
5. 委託者および保証人は、貴協会と引受人となる者ととの契約により、本契約から生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)を引受人が免責的に引き受けるときは、その旨の通知を要しないことに予め同意します。

(調査および報告)

- 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。
2. 委託者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号))に基づく関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す税務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求があったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領することについて承諾します。
3. 前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便宜を提供します。
4. 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに貴協会に報告し、その指示に従います。
5. 委託者または保証人の財産の調査について貴協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳(省略のない住民票)の写し、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。
6. 貴協会が第7条の求償権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。))にその回収を委託しているときは、当該債権回収会社を委託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承諾します。
7. 委託者および保証人は、この契約に関し現在および将来において貴協会に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証します。

(成年後見人等の届出)

- 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。))による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
2. 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
3. 委託者または保証人について既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
4. 前3項の事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、成年後見人等あるいは任意後見人の氏名その他必要な事項、および後見登記法による登記によりなされた登記事項証明書、あるいは閉鎖事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、委託者および保証人において対処することとし、貴協会には一切の責任を問いません。

(公正証書の作成)

- 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(費用の負担)

- 第12条 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- 第13条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第7条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をしても、保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。
4. 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかわる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。
- (1)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第7条の求償権全額を償還します。
- (2)貴協会が第6条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第7条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行うことができます。
- (3)保証人が金融機関に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の実行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。
5. 保証人が第1項の保証債務を弁済した場合であっても、保証人は貴協会の同意がなければ代位によって貴協会から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」といいます。))を行使しません。もし、貴協会からの請求があれば、その本件担保権または本件担保権に係る順位を貴協会に無償で譲渡します。
6. 保証人が本契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン(全国銀行協会および日本商工会議が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。))に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けただけを、委託者および保証人は確認します。
7. 保証人は、本契約成立日において、委託者である法人の代表者であることを表明し、これを保証します。
8. 前項に誤りがあるもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は貴協会が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(代位取得の手形等)

- 第14条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意)

- 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とすることに合意します。

(情報の授受)

- 第16条 貴協会が相当と認めたときは、この契約に関して貴協会が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意します。
- (1)貴協会以外の信用保証協会
- (2)債権回収会社
- (3)一般社団法人CRD協会
- (4)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (5)中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (6)貴協会に対して損失補償を行う機関
- (7)一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (8)貴協会が出資する会社等

(契約の変更)

- 第17条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。

以上

譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表

令和 年 月 日

兵庫県信用保証協会 御 中

金融機関本・支店名

代 表 者 名

保 証 申 込 人

1. 売掛先

No	売掛先(第三債務者)の商号または氏名	与信取引(取引振り)	保証協会使用欄
1	〔設立年月日または生年月日〕 年 月 日	あり なし (良好・普通)	
2	〔設立年月日または生年月日〕 年 月 日	あり なし (良好・普通)	
3	〔設立年月日または生年月日〕 年 月 日	あり なし (良好・普通)	
4	〔設立年月日または生年月日〕 年 月 日	あり なし (良好・普通)	
5	〔設立年月日または生年月日〕 年 月 日	あり なし (良好・普通)	

2. 棚卸資産

No	種類	保管場所	直近の決算における 残高	過去1年間のピーク 残高	先行譲渡 の有無	保証協会使用欄
1					あり なし	
2					あり なし	
3					あり なし	
4					あり なし	
5					あり なし	

【注1】申込金融機関で、与信取引のある売掛先(第三債務者)が延滞している場合は、譲渡担保の対象とはなりません。

【注2】先行譲渡がある場合は、譲渡担保の対象とはなりません。

【注3】法人は設立年月日、個人は生年月日を、分かる範囲でご記入下さい。

譲渡担保対象売掛先明細書

【根保証用】

令和 年 月 日

(金 融 機 関)

御 中

(信 用 保 証 協 会)

御 中

売掛先明細書番号(金融機関記載欄)
NO.
譲渡担保対象売掛先一覧表のNoと同じ

保証申込人

売 掛 先	フリガナ 法人名又は 商 号	本 社 又は 住 所	〒 - 電話() -
	フリガナ 代 表 者 名 又 は 氏 名	営 業 所 又は 工 場	〒 - 電話() -

売 掛 先 と の 取 引 内 容 等	業 種	上場・店頭公開の有無		あり なし 不明
	売掛先への過去1年間の平均月商額 万円		売掛先への過去1年間でのピーク月商額 万円	
	回 収 条 件	毎月 日締め	日支払	売掛債権の平均サイト ヶ月
	回 収 方 法	現金 %	手形・電子記録債権 % (サイト 日)	
	現行の代金受領方法		1. 同行預金口座に振込 2. 他行預金口座に振込 3. 直接受領	
	回 収 口 座	[金融機関名] [本店名] [口座の種類] [口座名義人] [口座番号]		
	今後の代金受領方法		1. 本件融資の貸越口座に振込が可能 2. 従来どおりの方法による	
	取引基本契約書等の締結の有無	あり(写し添付済み) なし		
	債権譲渡制限特約の有無	あり【注1】 なし		
	先行する債権譲渡の有無	あり【注2】 なし		
取 引 年 数	1. 1年以上 2. 1年未満(ヶ月)			
添 付 書 類	取引内容を客観的に疎明できる書類の写しを最低限添付して下さい。(必要に応じ「原本」を確認することがあります) 1. 預金通帳 2. 発注書と納品書(検収書) 3. 売掛金台帳 4. その他			

売掛先への債権譲渡の通知方法	1. 売掛先の承諾を得る 2. 売掛先へ通知する 3. 債権譲渡登記を行い、売掛先へ通知する 4. 債権譲渡登記は行いが、売掛先への通知を留保する
----------------	--

【注1】債権譲渡制限特約が有る場合は、債権譲渡担保契約締結までに『債権譲渡制限特約解除依頼書』が必要となります。

【注2】先行する債権譲渡がある場合は、本制度の対象となりません。

譲渡担保対象売掛先明細書(兼借入申込書)

【個別保証用】

令和 年 月 日

(金 融 機 関)

御 中

(信 用 保 証 協 会)

御 中

保証申込人

売 掛 先	フリガナ 法人名又は 商 号	本 社 又は 住 所	〒□□□-□□□□ 電話() - フリガナ
	フリガナ 代表者名 又は氏名	営 業 所 又は 工 場	〒□□□-□□□□ 電話() - フリガナ

売 掛 先 と の 取 引 内 容 等	業 種	上場・店頭公開の有無		あり	なし	不明
	売掛先への過去1年間の平均月商額		万円	売掛先への過去1年間のピーク月商額		万円
	回 収 条 件	毎月	日締め	日支払い		
	回 収 方 法	現金	%	手形・電子記録債権	%	(サイト 日)
	取引基本契約書等の締結の有無		あり(写し添付済み) なし			
	債 権 譲 渡 制 限 特 約 の 有 無		あり【注1】 なし			
	先 行 す る 債 権 譲 渡 の 有 無		あり【注2】 なし			
	取引実績の有無		あり なし			
添 付 書 類 (取引実績ありの場合)		取引内容を客観的に疎明できる書類の写しを最低限添付して下さい。(必要に応じ「原本」を確認することがあります)				
		1. 預金通帳 2. 発注書と納品書(検収書) 3. 売掛金台帳 4. その他				

売掛先への債権譲渡の通知方法	1. 売掛先の承諾を得る 2. 売掛先へ通知する
----------------	-----------------------------

【注1】債権譲渡制限特約が有る場合は、債権譲渡担保契約締結までに『債権譲渡制限特約解除依頼書』が必要となります。

【注2】先行する債権譲渡がある場合は、本制度の対象となりません。

返済原資となる売掛債権の表示

売掛債権額(千円)	回収見込額(千円)	債権発生時期(年.月)	回収期日(年.月.日)	照 合

(※1)「売掛債権額」欄は、エビデンス(納品書等)上の金額をご記入下さい。

(※2)「回収見込額」欄は、リベート、返品、割戻し等で、「売掛債権額」を下回る回収が見込まれる場合にご記入下さい。

棚卸資産売上代金入金口座届出書

【根保証用】

令和 年 月 日

(金 融 機 関)

御 中

(信 用 保 証 協 会)

御 中

保証申込人

棚卸資産について掛売上以外の売上代金を入金する口座等を以下のとおりお届けいたします。(注)

通番	金融機関名	本支店名	口座の種類	口座名義人	口座番号	入金期日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注) 棚卸資産のみを担保とする場合は、「掛売上以外の」を削除し、売掛金入金口座も併せて記入する。

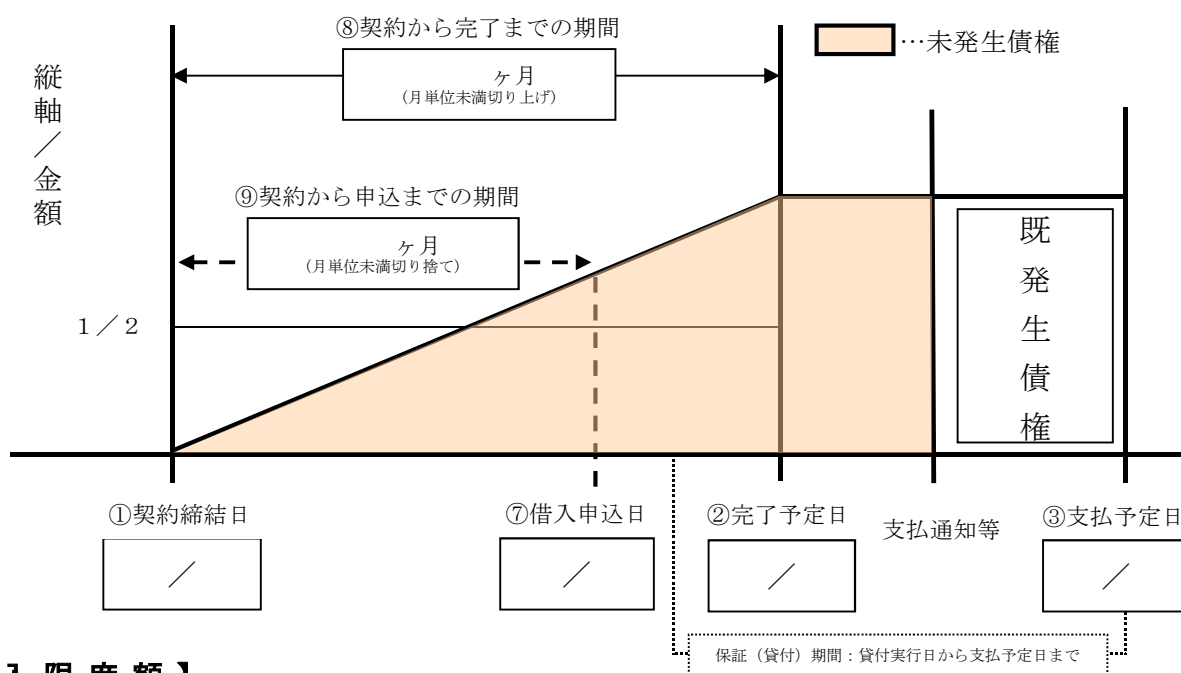
「未発生債権」引当借入限度額算出表

売掛先名（第三債務者名）	
--------------	--

【 項 目 】

①	売掛債権の発生原因となる契約の締結日	年 月 日
②	物品の納入、役務の提供等の完了予定日	年 月 日
③	未発生債権の支払予定日	年 月 日
④	未発生債権額（前払金、中間金等を含む）	千円
⑤	前払金、中間金等の金額	千円
⑥	掛目	%
⑦	借入申込日	年 月 日
⑧	契約締結日から完了予定日までの期間	ヶ月（月単位未満切り上げ）
⑨	契約締結日から借入申込日までの期間	ヶ月（月単位未満切り捨て）

【 フ ロ ー 図 】 ※上記の必要項目を下記該当番号欄にご記入ください。



【 借 入 限 度 額 】

算式：（④未発生債権額－⑤中間金等）×（⑨契約から申込／⑧契約から完了）×⑥掛目＝借入限度額				
A（	千円－	千円）×（	/	）× % = 千円
B（	千円－	千円）×（	1 / 2	）× % = 千円
借入限度額 (AとBの比較で高い方の金額)				千円

債権譲渡制限特約解除依頼書

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 殿

□□県□□市□□丁目□番□号
□□株式会社
代表取締役 □□□□ 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、□□株式会社（以下「譲渡人」といいます。）は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権（以下「譲渡債権」といいます。）につき、債権担保を目的として、これを株式会社〇〇〇銀行（〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号）および〇〇信用保証協会（〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号）に譲渡することを予定しております。

つきましては、上記譲渡について、貴社との間の債権譲渡制限特約が解除されたものとしてお取扱いくださることをご承認いただきたく、本書をもってご依頼申し上げます。

【譲渡債権の表示】（例）

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛代金債権

上記ご依頼のとおり承認いたしました。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 印

参 考 例

(ABL 様式8)

【 表 面 】

流動資産担保融資保証・根保証用

担 保 手 形 等 差 入 証

年 月 日

〇〇 銀 行 御 中

兵庫県信用保証協会 御 中

住 所

担保権提供者

印

私は、貴行および貴協会に対し別に差し入れた流動資産譲渡担保契約書に定める債権を担保するため、裏面記載の各条項を承諾のうえ、下記手形もしくは電子記録債権またはその両方を信託的に譲渡致しました。

記

手形・電子記録 債権の別	手形支払人または電子記録債権 債務者	手形種類	手形振出日 または電子 記録債権発 生記録日	手形満期日ま たは電子記録 債権支払期日	手形金額ま たは電子記 録債権金額	手形番号また は電子記録債 権記録番号	備 考
手・電							
手・電							
手・電							
手・電							
手・電							

【 裏 面 】

私は、別に差し入れた流動資産譲渡担保契約書に定める債権の担保として、商業手形または電子記録債権（以下、「担保手形等」という。）を貴行および貴協会に譲渡するについては、〇〇取引約定書の各条項のほか、次の条項を確約します。

なお、貴協会は、本契約に関する事務を貴協会と貴行の間で定めるところにしたがい貴行に委任しており、貴行が行う行為は、貴協会の代理人としての効力も有することを確認します（以下において「貴行」という場合、貴行および貴協会代理人としての貴行の双方を指すものとします。）。

（担保手形等の取立金）

第1条 貴行は、担保手形等の取立金を、上記債務の期限のいかんにかかわらず、任意の時期に、また、いずれの債務の弁済にも充当することができます。なお、債務全額を完済のうえは、その余剰金をご返済下さい。

（担保手形等の不渡り等）

第2条

- 1 担保手形等の主債務者が手形満期日もしくは電子記録債権支払期日に支払わなかったとき、または〇〇取引約定書第5条第1項第1号または第2号に該当したときは、その者が主債務者となっている手形または電子記録債権について、貴行から通知催告等がなくても当然に、直ちに、手形金額または電子記録債権金額を支払い、または代わりの担保手形等を差し入れます。
- 2 担保手形等について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、貴行の請求によって、直ちに、手形金額または電子記録債権金額を支払い、または代わりの担保手形等を差し入れます。
- 3 前二項により支払う担保手形等の代わり金については、貴行は第1条の担保手形等の取立金と同様に処理して差し支えありません。

（再担保）

第3条 貴行は、担保手形等を、都合によって、他に譲渡し、または再担保とすることができます。

（免 責）

第4条 担保手形等について、手形の主債務者その他の手形関係人または電子記録債権の債務者その他の関係人から支払いの猶予、更改等の申し出があり貴行においてやむを得ないと認められたときは、私への通知を要せず、任意に処理することができるものとし、それによる損害はすべて私の負担とします。

以 上

検 印	照 合

参 考 例

(ABL 様式9)

【 表 面 】

流動資産担保融資保証・個別保証用

担 保 手 形 等 差 入 証

年 月 日

〇〇 銀 行 御 中

兵庫県信用保証協会 御 中

住 所

担保権提供者

印

私は、貴行および貴協会に対し下記〔貸付債権の表示〕記載の債権を担保するため、裏面記載の各条項を承諾のうえ、下記手形もしくは電子記録債権またはその両方を信託的に譲渡致しました。

記

手形・電子記録債権の別	手形支払人または電子記録債権債務者	手形種類	手形振出日または電子記録債権発生記録日	手形満期日または電子記録債権支払期日	手形金額または電子記録債権金額	手形番号または電子記録債権番号	備 考
手・電							
手・電							
手・電							

〔貸付債権の表示〕

年 月 日	付け借入申込にかかる手形貸付により生じる貸付債権
弁 済 期 :	年 月 日
貸 付 金 額 :	金 円

(ABL 様式9)

【 裏 面 】

私は、表面〔貸付債権の表示〕記載の債権の担保として、商業手形または電子記録債権（以下、「担保手形等」という。）を貴行および貴協会に譲渡するについては、〇〇取引約定書の各条項のほか、次の条項を確約します。

なお、貴協会は、本契約に関する事務を貴協会と貴行の間で定めるところにしたがい貴行に委任しており、貴行が行う行為は、貴協会の代理人としての効力も有することを確認します（以下において「貴行」という場合、貴行および貴協会代理人としての貴行の双方を指すものとします。）。

（担保手形等の取立金）

第1条 貴行は、担保手形等の取立金を、上記債務の期限のいかんにかかわらず、任意の時期に、また、いずれの債務の弁済にも充当することができます。なお、債務全額を完済のうえは、その余剰金をご返済下さい。

（担保手形等の不渡り等）

第2条

- 1 担保手形等の主債務者が手形満期日もしくは電子記録債権支払期日に支払わなかったとき、または〇〇取引約定書第5条第1項第1号または第2号に該当したときは、その者が主債務者となっている手形または電子記録債権について、貴行から通知催告等がなくても当然に、直ちに、手形金額または電子記録債権金額を支払い、または代わりの担保手形等を差し入れます。
- 2 担保手形等について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、貴行の請求によって、直ちに、手形金額または電子記録債権金額を支払い、または代わりの担保手形等を差し入れます。
- 3 前二項により支払う担保手形等の代わり金については、貴行は第1条の担保手形等の取立金と同様に処理して差し支えありません。

（再担保）

第3条 貴行は、担保手形等を、都合によって、他に譲渡し、または再担保とすることができます。

（免 責）

第4条 担保手形等について、手形の主債務者その他の手形関係人または電子記録債権の債務者その他の関係人から支払いの猶予、更改等の申し出があり貴行においてやむを得ないと認められたときは、私への通知を要せず、任意に処理することができるものとし、それによる損害はすべて私の負担とします。

以 上

検 印	照 合

年 月 日

(金 融 機 関)

御 中

おとところ

おなまえ

売掛先(第三債務者)に関する変更報告書

【流動資産担保融資保証用】

貴●および兵庫県信用保証協会と、●●●年●●月●●日付けで締結した譲渡担保契約第●条に基づき、売掛先(第三債務者)に関し、下記のとおり変更がありましたので、ご通知いたします。

変 更 事 項 (該 当 す る も の に)	1. 商号(社名)変更 4. 住 所 変 更 7. 取引条件の変更	2. 代 表 者 変 更 5. 電話番号の変更 8. そ の 他 ()	3. 組 織 変 更 6. 合 併
売掛先名(第三債務者名)	変 更 前	変 更 後	

変 更 事 項 (該 当 す る も の に)	1. 商号(社名)変更 4. 住 所 変 更 7. 取引条件の変更	2. 代 表 者 変 更 5. 電話番号の変更 8. そ の 他 ()	3. 組 織 変 更 6. 合 併
売掛先名(第三債務者名)	変 更 前	変 更 後	

兵庫県信用保証協会 御 中

協 会 顧 客 番 号	
----------------	--

上記のとおり通知があったことをご報告いたします。

年 月 日

金融機関本・支店名

※お客様の記名がある原本は金融機関保管とし、その写しに
金融機関が記名のうえ保証協会あて提出してください。

代 表 者 名

譲渡担保流動資産報告書

【流動資産担保融資保証用】

(金 融 機 関)

令和 年 月 日

御 中

お と ころ

お な ま え

貴●および兵庫県信用保証協会と、平成●●年●●月●●日付けで締結した流動資産譲渡担保契約第19条第1項に基づき、●●月●●日現在存在する譲渡担保流動資産について届出いたします。

1. 売掛先

	売 掛 先 名 (第三債務者名)	販 売 内 容	債権発生時期 (年 . 月)	回 収 期 日 (年.月.日)	売 掛 債 権 額 (千円)
1					
2					
3					
4					
5					
【注】売掛債権毎にご記入下さい。一売掛先で、回収期日の同じものは、一売掛債権とします。但し、譲渡担保契約上の「始期」以前に発生した売掛債権は除きます。					売掛金債権額 合 計

2. 棚卸資産

	科目	種類	保管場所	数量	単価	棚卸資産の額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
【注】種類毎にご記入下さい。但し、譲渡担保契約上の「始期」以前に発生した棚卸資産は除きます。						棚卸資産の額 合 計

「流動資産担保融資保証制度」モニタリング記入表(状況確認用)

取引先名		年 月 日		店番	店名	捺印	作成者
保管場所として登録されている 場所に訪問したか、		問題なし	問題等あり(下欄に具体的に)				
保管場所として登録されている 倉庫等に変わった様子はないか、		問題なし	問題等あり(下欄に具体的に)				
登録されているモノがあることを 確認できたか、		問題なし	問題等あり(下欄に具体的に)				
保管方法、保管状況等に変わった ところはないか、		問題なし	問題等あり(下欄に具体的に)				
その他		問題なし	問題等あり(下欄に具体的に)				
(補足説明等)							

撮影年月日

写真貼付

「流動資産担保融資保証制度」モニタリング記入表(売却・償権)

No.

取引先名

年月日

売却債権担保設定	種類	契約日付 年 月 日	存続期間の満了年月日 年 月 日	債権額	
					百万円
	債権譲渡担保				
	登記	登記日付 年 月 日	登記番号	(直近の債権額を記入)	
	東京法務局	時 分	第 一 号		

1. 初期チェック

(1) 登記事項証明書(對抗要件が「登記」の場合に記入)

番号	チェック※	債権を特定するために必要な事項	その他の事項
例	○	・債権通番・債権の管理番号 ・債務者・債権の種類(売却債権) ・契約年月日	
1			

2. モニタリング

(1) 譲渡担保流動資産報告書の徴求
(本表に添付、または別ファイル等に整理)

[illegible]

(2) 譲渡担保売却掛債権の入金状況

確認日 (正常・異常あり)	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
※1ヶ月に 1回以上	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
確認	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり
	年	月	日	異常なし・異常あり	年	月	日	異常なし・異常あり

※流動資産譲渡担保契約書と登記事項証明書との合致をチェック(合致が確認できれば○、証明書写しは本表に添付)

(補足説明等)	
契約書名	
変更事項	
契約日付	
登記日付	
契約後	
法務局	
の登記番号	
その他	
変動	

〒
神戸市

支店

御中

平成 23 年 6 月 2 日

兵庫県信用保証協会

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町
6 2 - 1

TEL 078-393-3904
担当者

一時中止通知書

次の被保証人について、根保証の一時中止を決定しましたので、
速やかに対応措置をおとりください。

記

顧客番号

被保証人 (株

保証番号

極度額 67,000,000 円

保証割合 100 %

制度 当座貸越非約定

保証期限 平成 24 年 9 月 7 日

中止申入日 平成 23 年 5 月 30 日

中止残高 67,000,000 円

一時中止の解除について

根保証の再開については、協会から改めて通知します。
当協会が提供した情報の取扱については、十分ご注意ください。

〒
神戸市

支店

御中

平成 23 年 6 月 2 日

兵庫県信用保証協会

〒 651-0195
神戸市中央区浪花町
6 2 - 1

TEL 078-393-3904
担当者

一時中止解除通知書

次の被保証人について、根保証の一時中止の解除を決定しましたので、
速やかに対応措置をおとりください。

記

顧客番号

被保証人 (株)

保証番号

極度額 67,000,000 円

保証割合 100 %

制度 当座貸越非約定

保証期限 平成 24 年 9 月 7 日

解除日 平成 23 年 6 月 1 日

(創業関連保証・再挑戦支援保証用)

創業・再挑戦計画書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

[申 込 人]

住 所

会 社 名

氏名または

代 表 者 名

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業		商 号 (個人)			
			会 社 名 (会社)			
開業(予定)住所						電 話 ()
開 業 届 出 (個人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日		年 月 日	
設 立 登 記 (法人)			設立(予定)年月日			
業 種			資 本 金		[会社設立(予定)の場合] 円	
許 可 等	(種類)			(根拠法)		
[許可等取得が必要な場合]	[許可・免許・登録・認証の別を記入]		[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]			
従業員数	名	取 扱 品		仕 入 先		
開業動機・目的						
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得						
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額						
事業協力者の住所・氏名・勤務先						

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了 (許認可取得見込み (申請状況や取得予定時期等) を具体的に記入してください。)
- キ その他 (具体的に記入して下さい)

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金 額	調達の方法	金 額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合 計		千円	合 計	千円

4. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるものの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

7. その他 (計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

※再挑戦支援保証の申込みの方はご記入ください。

廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすか等を具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

[illegible]

創業関連保証・再挑戦支援保証チェックリスト

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

金融機関名
支店長名

(担当者名)
(電話番号)

申込人 様の創業関連保証・再挑戦支援保証にかかると融資申込について、「創業・再挑戦計画書」の内容の妥当性、事業着手状況、経営者としての人物評価等の融資審査の結果、融資することを適正と認めます。

金融機関関係見聞	申込人の総評、計画の妥当性、事業の見直し、取引経緯、今後の支援方針等を具体的に記載してください。
----------	--

当該事項についてし印を記入し、必要に応じコメントを記載してください。

1. 資格要件（再挑戦支援保証の場合は、(1)の③、(2)の③の要件ではご利用できません。）									
廃業歴	①廃業歴あり (廃業時個人事業主)	⇒	①経営状況の悪化が原因	⇒	①廃業から5年未満				
	②廃業歴あり (廃業時会社の経営者)		②経営状況の悪化が原因でない		②廃業から5年以上				
	③廃業歴なし								
(1) 新たに事業を開始するもので、なんら事業着手していないもの									
創業者の区分	①個人で創業	⇒	個人で事業を営んでいない						
	②個人で会社設立準備中								
	③会社が会社設立準備中	⇒	親会社は員内で事業を営む中小企業者である						
	(2) 事業着手しているもの (創業日 年 月 日)								
	①個人で創業		創業日に個人で事業を営んでいない						
	②個人で会社設立したもの	⇒	創業日から5年を経過していない						
	③会社が会社設立したもの		分社前の親会社も事業継続中である						
事業所の所在地	兵庫県下 その他 ()	申込人の現住所		兵庫県下 その他 ()					
業種	製造業等	事業上の許可認可		不要					
	卸売業			許可取得済					
	小売・サービス業			許可申請中 (取得確実)					
従業員規模	適格	資本金 (出資金) 規模		個人事業者					
	規模オーバー			適格					
				規模オーバー					

2. 創業準備の着手状況	金融機関確認欄		協会使用欄
	チェック	備考欄	
① 役員、従業員含め相応の人員は確保されているか。	確保済 (名) 不 足 (名) 本人・家族のみで可		
② 従業員は事業の規模と比較して多すぎないか。	適当 多い 少ない		
③ 事業所、店舗、工場等は確保されているか。	有 自宅で営業		
④ 創業者の経歴 (過去の事業経験、実績等)	有 (年 カ月) 無		
⑤ 取得済あるいは申請中の特許権や実用新案権の保有の有無	有 無		
⑥ 創業者が属する業界や影響を受ける業界を的確に把握しているか。	している していない		
⑦ 税務署への開業届または会社設立申請書は提出しているか。	している していない		

3. 創業者の状況・事業計画の妥当性	金融機関確認欄		協会使用欄
	チェック	備考欄	
① 事業基盤は確立できているか。(ノウハウ、支援者、取引先、事務所の有無)	できている。 未整備		
② 今後の事業方針、戦略、施策は具体的で事業計画に無理はないか。	妥当 曖昧		
③ 業界での経験は豊富か、また、専門的な知識、技術を有しているか。	豊富・専門知識等有 未熟・無		
④ 経営能力、マーケティング力を有した創業者か。	有 無		
⑤ 環境認識、リスク認識は妥当か、対応策は持っているか。	妥当・対応策有 対応策無		
⑥ 内部体制の整備状況は順調か。(設備・人材の確保状況等)	順調 未整備		
⑦ 創業者は人面、性格面で信頼できるか。	できる できない		
⑧ バランス感覚があり、先見性を有しているか。	有 無		
⑨ 苦境の時に乗り切れる体力、気力があるか。	有 無		
⑩ 経営理念、方針は明確で妥当なものか。	妥当である 妥当でない		
⑪ 不渡情報等の信用照会の結果など過去の経験・経歴は問題ないか。	有 () 無		

【再挑戦支援保証の申込のみ】

7. 廃業した事業		金融機関確認欄		協会使用欄
		チェック	備考欄	
①	過去の事業の失敗について原因を分析しているか	分析している		
②	廃業から今回の事業開始までに、新たなノウハウの取得や知識の取得を行ったか	行っている		
③	過去の事業の失敗を、今回の事業計画に生かしているか	生かしている		
④	廃業時の負債についてすべて把握しているか	把握している		
⑤	過去の負債について清算しているか	すべて清算している ある程度清算しており完済の目処がたっている ある程度清算しているが完済の目処はたっていない 全く清算していない		
⑥	負債の清算は誰が行ったか	本人が行った 親族が行った 連帯保証人が行った 知人が行った その他（ ）		
⑦	過去の事業の失敗につき、今回の事業に影響はないか	影響はない 影響ある		
⑧	廃業に際し取引先等とトラブルはあったか	トラブルはなかった トラブルはあったが現在は解決している トラブルがあり、現在も継続している		

4. 販売・仕入先		金融機関確認欄		協会使用欄
		チェック	備考欄	
①	販売先・仕入先ルートを把握し、確保できているか。	できている 不十分		
②	主要競合先は具体的に把握しているか。	している していない		
③	生産又は販売における業務提携先、営業協力先等の有無	有 無		

5. 創業資金計画と調達計画		金融機関確認欄		協会使用欄
		チェック	備考欄	
①	当初運転資金計画に無理はないか。	妥当 曖昧		
②	当初運転資金計画と収支計画、販売・仕入計画との矛盾はないか。	なし あり		
③	当初設備計画において、費用対効果はつり合っているか、無駄な設備投資はないか。	妥当 過大設備 過小設備		
④	当初資金調達計画は妥当か。	妥当 過大借入 曖昧	自己資金（有・無）	

6. 収支計画		金融機関確認欄		協会使用欄
		チェック	備考欄	
①	期間損益の状況は、どのようになっているか。	利益計上見込 赤字見込 収支トントン		
②	季節性等特徴はあるか。	有（ ） 無		
③	全体的に業績計画に無理はなく、過度に楽観的ではないか。	妥当 曖昧		
④	見込み通りにならなかった場合も想定しているか。	している していない		
⑤	業界及び市場の動向（例えば成長性、収益性、安定性等）はどうか。市場規模はどの程度か。	市場規模 約 億円		
⑥	今後新たに他者が参入する等、競争激化の可能性についてはどうか。	有 無		
⑦	価格の決定は、メーカー、マーケット、ユーザーのいずれに主導権があるのか。	している していない		
⑧	外部環境、消費動向等把握しているか。	している していない		
⑨	競合他社の存在について会社名、競合する内容、シェア、強みと弱み等詳細を把握しているか。	している していない		

金融機関確認欄

金融機関確認欄		協会確認欄	
申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分> 面談相手< 面談場所	申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分> 面談相手< 面談場所	申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分> 面談相手< 面談場所	申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分> 面談相手< 面談場所
<事業所・申込人自宅・申込金融機関・保証協会・他（ ）> 本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 資格取得 年 月 日 組合名 学生番号> ・学生証<学校・学部名 組合名 学生番号> 特記事項< 特記事項<	<事業所・申込人自宅・申込金融機関・保証協会・他（ ）> 本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 資格取得 年 月 日 組合名 学生番号> ・学生証<学校・学部名 組合名 学生番号> 特記事項< 特記事項<	<事業所・申込人自宅・申込金融機関・保証協会・他（ ）> 本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 資格取得 年 月 日 組合名 学生番号> ・学生証<学校・学部名 組合名 学生番号> 特記事項< 特記事項<	<事業所・申込人自宅・申込金融機関・保証協会・他（ ）> 本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 資格取得 年 月 日 組合名 学生番号> ・学生証<学校・学部名 組合名 学生番号> 特記事項< 特記事項<

資格要件申告書

兵庫県信用保証協会 御中

令和
西暦 年 月 日
(どちらかに○印を付けてください)再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下の〔申込人〕
とお申し込みをします。

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

開始する事業

【事業概要を記入してください】

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業	商 号 (個人) 会 社 名 (会社)	
開業(予定)住所	電話 ()		
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (会社)	無 ・ 有	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 西暦 年 月 日
業 種		資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円

＊別途「創業・再挑戦計画書」を提出してください。

事業経験について

〔既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします〕

1. 事業(注1)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

(注1)事業の定義

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含みます。
なお、現在会社を経営している方が法人成りにより廃止した個人事業は含みません。

① 事業経験があります。

② 事業経験がありません。

(1. ②に該当する方は以下記入不要です。)

2. 事業経験の形態について〔1で「①あります」という方は、該当項目に○印を付けてください〕

① 個人事業

② 会社事業

3. 廃業(注2)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

(注2)廃業の定義

- ・個人事業: 事業を廃止すること(ただし、法人成りにより廃止したものを除きます。以下同様。)
- ・会社事業: 会社が解散すること

① 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験があります。

② 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験はありません。

(3. ②に該当する方は以下記入不要です。)

〈 裏面へお進みください 〉

4. 上記3で「①個人事業を廃止もしくは会社を解散した経験があります」という方は、ご記入ください。

(1) 該当項目に○印を付けてください。

		個人事業	会社事業
1	経過年数	① 廃業日から5年を経過していない ② 廃業日から5年を経過している	① 解散日から5年を経過していない ② 解散日から5年を経過している
2	原因	① 廃業原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> である ② 廃業原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> ではない	① 解散原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> である ② 解散原因は <u>経営状況の悪化(注3)</u> ではない
3	解散会社との関係		① 解散日において <u>会社経営者(注4)</u> であった ② 解散日において <u>会社経営者(注4)</u> ではなかった

(注3)経営状況の悪化・・・業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注4)会社経営者・・・業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ執行役を兼務しない取締役は含みません。

(2) 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商号(個人) 会社名(会社)		業種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)			
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) 解散年月日(会社)(注5)	令和 年 月 日 西暦
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名 [] 開始決定日 [令和 年 月 日] 事件番号 [裁判所 令和 年()第 号]	
保証協会の利用	無 ・ 有 [信用保証協会]		

(注5)解散年月日・・・解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を記入してください。

※ 個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していない場合は、以下の資料を添付してください。

- ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
- ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

〔貴方にて本書の写しを必ず保管してください。〕

【創業・再挑戦様式4】

顧客番号	
------	--

保証番号	
------	--

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

担当部署 []

担 当 者 []

金融機関名

代表者名

確認者 []

事業着手の確認書

申込人 様の事業着手については、下記により確認いたしましたので
報告いたします。

記

※事業着手が確認できた書類について○で囲むか書類名を記入してください。

事業着手条件	確認書類
1. 店舗・事務所等営業所の取得	・建築請負契約書 ・建築確認書 ・賃貸借契約書（借店舗等の場合）
2. 材料・商品等の納入	・納品書 ・注文書
3. 機械等の事業用設備の設置	・機械等の領収書または注文書および受領書
4. 許認可等の取得	・許認可書等
5. その他	

〔貴方にて本書の写しを必ず保管してください。〕

【創業・再挑戦様式5】

顧客番号	
------	--

保証番号	
------	--

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

担当部署 []

担当者 []

金融機関名

代表者名

確認者 []

会社設立の確認書

申込人 様の設立した会社については、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）により確認いたしましたので報告するとともに、下記の書類を送付いたします。

記

1. 事業を営んでいない個人により設立された会社の場合
 - ・保証条件変更申込書（債務者変更および保証人追加）
 - ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写でも可）
 - ・会社の印鑑証明書（写でも可）
 - ・免責的債務引受にかかる議事録の写（原本証明の奥書が必要）
2. 会社により設立された会社の場合
 - 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写でも可）

〔貴方にて本書の写しを必ず保管してください。〕

【創業・再挑戦様式6】

顧客番号	
------	--

保証番号	
------	--

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

担当部署 []

担当者 []

金融機関名

代表者名

確認者 []

個人創業者事業状況報告書（借入1ヵ月後）

申込人 様の創業計画の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

1. 創業計画の実施状況について該当するものに○を付け、必要により具体的内容を記載してください。

①計画に従い事業を開始した。

②計画と一部相違しているが事業を開始した。

（計画との相違点を具体的に記載してください。）

③計画事業は未達成である。

（未達成の理由並びに現状と今後の見通しについて、記載してください。）

2. 上記①、②の場合は、現在の状況を下欄に記入してください。

事業者名		業 種	
住 所		電 話	
事業所所在地		電 話	
開 業 年 月 日		従業員数	

〔貴方にて本書の写しを必ず保管してください。〕

【創業・再挑戦様式7】

顧客番号	
------	--

保証番号	
------	--

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

担当部署 []

担当者 []

金融機関名

代表者名

確認者 []

法人創業者事業状況報告書（借入2ヵ月後）

申込人 様の創業計画の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

1. 創業計画の実施状況について該当するものに○を付け、必要により具体的内容を記載してください。

①計画に従い事業を開始した。

②計画と一部相違しているが事業を開始した。

（計画との相違点を具体的に記載してください。）

③計画事業は未達成である。

（未達成の理由並びに現状と今後の見通しについて。記載して下さい。）

2. 上記①、②の場合は、現在の状況を下欄に記入して下さい。

法人名（代表者名を含む）		業 種	
本 店 所 在 地		電 話	
事 業 所 所 在 地		電 話	
法人設立年月日		資本金	
開 業 年 月 日		従業員数	

コテ@0708

創業計画書

兵庫県信用保証協会 御中

令和
西暦 年 月 日
(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

スタートアップ創出促進保証制度の申込
みにあたり、以下のとおり創業計画書を提
出いたします。

住 所
.....
会 社 名
.....
氏名または
代 表 者 名
.....

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電話 ☐ 2来店面談 ☐ 3訪問面談 ☐ 4その他()	

1. 事業概要

会 社 名 (予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ()				
設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(許可・免許・登録・認証の別を記入)		(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入(〔例〕食品衛生法)]
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
 イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
 ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
 エ 商品・原材料の仕入を行っている。
 オ 事業に必要な許認可を受けている。
 カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
 （ ）
 キ その他（具体的に記入して下さい） （ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ (1) 税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金 額(千円未満切捨)	調達の方法		金 額(千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計(A)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など(内訳)	千円	借入金等	親戚・知人等からの借入(内訳)	
					千円
					千円
					千円
				金融機関からの借入(内訳)	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
合 計		千円	合 計(C)=(A)+(B)		千円
自己資金割合確認欄			(A)／(C)		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、 $(A) / (C) \geq 1 / 10$ (0. 1)

☐ (2) 税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金(D)	千円
	借入金等(E)	千円
	(D) / ((D) + (E))	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、 $(D) / ((D) + (E)) \geq 1 / 10$ (0. 1)

4. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入 ・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況(※)

[illegible]

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

7. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

[illegible]

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所		作成日	令和 西暦	年	月	日
企業名		() 中小企業活性化協議会				
代表者名		担当者 ()				
設立日	年 月 日	電話番号 ()				

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)		チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎	支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎	経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎	経営者は税務署の受領印(電子申告の場合、受付通知)がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
			経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎	経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
			支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
		経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。		
法人個人 の分離	資金の流れ	◎	支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎	支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
			経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権		経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容		項目例	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎	EBITDA有利子負債倍率				10倍以内	
	安定的な収益性	◎	減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎	純資産額				直近が債務超過でないこと	

【必須書類】

・決算書

【任意書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合:所有資産明細書等

・事業用資産を経営者が有している場合適切な賃料が支払われているかの確認資料:賃貸借契約書等(写しでも可)

・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料:金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書、試算表、資金繰り表

(金融機関使用欄)

事業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けたことを確認しました。

チェック内容に対する金融機関(または担当者)所見

記入日	年 月 日
協会顧客番号	
金融機関本・支店名	
担当者	
電話番号	

スタートアップ創出促進保証チェックリスト

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

金融機関名
支店長名

(担当者名)
(電話番号)

申込人様へのスタートアップ創出促進保証にかかる融資申込について、「創業計画書」の内容の妥当性、事業書手状況、経営者としての人物評価等の融資審査の結果、融資することを適正と認めます。

金融機関所見欄	申込人の総評、計画の妥当性、事業の見直し、取引経緯、今後の支援方針等を具体的に記載してください。
---------	--

当該事項についてし印を記入し、必要に応じコメントを記載してください。

1. 資格要件

業歴	① 廃業歴あり (廃業時個人事業主)	⇒	① 経営状況の悪化が原因	⇒	① 廃業から5年未満
	② 廃業歴あり (廃業時会社の経営者)		② 経営状況の悪化が原因でない		② 廃業から5年以上
	③ 廃業歴なし				
創業者の区分	(1) 新たに事業を開始するもので、なんら事業着手していないもの				
	① 個人で創業	⇒	② 個人で会社設立準備中		
	③ 会社が会社設立準備中	⇒	④ 親会社は県内で事業を営む中小企業者である		
事業所の所在地	(2) 事業着手しているもの				
	① 個人で創業		② 創業日に個人で事業を営んでいない		
	② 個人で会社設立したもの	⇒	③ 創業日から5年を経過していない		
業種	③ 会社が会社設立したもの		分社加の親会社も事業継続中である		
	兵庫県下 その他 ()		申込人の現住所 その他 ()		
	製造業等 卸売業 小売・サービス業		事業上の許可認可 許可取得済 許可申請中 (取得確実)		
従業員規模	適格 規模オーバー		資本金 (出資金) 規模		

2. 創業準備の着手状況	金融機関確認欄			協会使用欄
	チェック		備考欄	
	①	役員、従業員含め相応の人員は確保されているか。	確保済 () 不足 () 本人・家族のみで可	
	②	従業員は事業の規模と比較して多すぎないか。	適当 多い 少ない	
	③	事業所、店舗、工場等は確保されているか。	有 自宅で営業	
	④	創業者の経歴 (過去の事業経験、実績等)	有 () 無	
	⑤	取得済あるいは申請中の特許権や実用新案権の保有の有無	有 無	
	⑥	創業者が属する業界や影響を受ける業界を的確に把握しているか。	している していない	
⑦	税務署への開業届または会社設立申請書は提出しているか。	している していない		
3. 創業者の状況・事業計画の妥当性	金融機関確認欄			協会使用欄
	チェック		備考欄	
	①	事業基盤は確立できているか。(ノウハウ、支援者、取引先、事務所の有無)	できている 未整備	
	②	今後の事業方針、戦略、施策は具体的に事業計画に無理はないか。	妥当 曖昧	
	③	業界での経験は豊富か、また、専門的な知識、技術を有しているか。	豊富・専門知識等有 未熟・無	
	④	経営能力、マーケティング力を有した創業者か。	有 無	
	⑤	環境認識、リスク認識は妥当か、対応策は持っているか。	妥当・対応策有 対応策無	
	⑥	内部体制の整備状況は順調か。(設備・人材の確保状況等)	順調 未整備	
	⑦	創業者は人物面、性格面で信頼できるか。	できる できない	
	⑧	バランス感覚があり、先見性を有しているか。	有 無	
	⑨	苦境の時に乗り切れる体力、気力があるか。	有 無	
⑩	経営理念、方針は明確で妥当なものか。	妥当である 妥当でない		
⑪	不渡情報等の信用照会の結果など過去の経験・経歴は問題ないか。	有 () 無		

【廃業歴がある場合のみ記載】

7. 廃業した事業	金融機関確認欄		協会使用欄
	チェック	備考欄	
① 過去の事業の失敗について原因を分析しているか	分析している		
② 廃業から今回の事業開始までに、新たなノウハウの取得や知識の取得を行ったか	分析していない		
③ 過去の事業の失敗を、今回の事業計画に生かしているか	行っている		
④ 廃業時の負債についてすべて把握しているか	行っていない		
⑤ 過去の負債について清算しているか	生かしていない		
⑥ 負債の清算は誰が行ったか	把握している		
⑦ 過去の事業の失敗につき、今回の事業に影響はないか	把握していない		
⑧ 廃業に際し取引先等とトラブルはあったか	すべて清算している		
	ある程度清算しており完済の目処がたっている		
	ある程度清算しているが完済の目処はたっていない		
	全く清算していない		
	本人が行った		
	親族が行った		
	連帯保証人が行った		
	知人が行った		
	その他（ ）		
	影響はない		
	影響ある		
	トラブルはなかった		
	トラブルはあったが現在は解決している		
	トラブルがあり、現在も継続している		

金融機関確認欄		協会確認欄	
申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談相手< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談場所	申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談相手< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談場所	申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談相手< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談場所	申込人の確認（確認者）※会社の場合は、代表者について記入 面談日< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談相手< 年 月 日 午前・午後 時 分 > 面談場所
本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日>	本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日>	本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日>	本人確認方法 ・運転免許証<番号 第 号> ・パスポート<番号 第 号> ・保険証<記号 番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日> ・学生証<学校・学部名 学生番号 組合名 資格取得 年 月 日>
特記事項< 年 月 日 午前・午後 時 分 >	特記事項< 年 月 日 午前・午後 時 分 >	特記事項< 年 月 日 午前・午後 時 分 >	特記事項< 年 月 日 午前・午後 時 分 >

4. 販売・仕入先	金融機関確認欄		協会使用欄
	チェック	備考欄	
① 販売先・仕入先ルート把握し、確保できているか。	できている		
② 主要競合先は具体的に把握しているか。	不十分		
③ 生産又は販売における業務提携先、営業協力先等の有無	している		
	していない		
	有		
	無		

5. 創業資金計画と調達計画	金融機関確認欄		協会使用欄
	チェック	備考欄	
① 当初運転資金計画に無理はないか。	妥当		
② 当初運転資金計画と収支計画、販売・仕入計画との矛盾はないか。	曖昧		
③ 当初設備計画において、費用対効果はつり合っているか、無駄な設備投資はないか。	なし		
④ 当初資金調達計画は妥当か。	あり		
	妥当		
	過大設備		
	過小設備		
	妥当		
	過大借入		
	曖昧		

6. 収支計画	金融機関確認欄		協会使用欄
	チェック	備考欄	
① 期間損益の状況は、どのようになっているか。	利益計上見込		
② 季節性等特徴はあるか。	赤字見込		
③ 全体的に業績計画に無理はなく、過度に楽観的ではないか。	収支トントン		
④ 見込み通りにならなかった場合も想定しているか。	有（ ）		
⑤ 業界及び市場の動向（例えば成長性、収益性、安定性等）はどうか。市場規模はどの程度か。	無		
⑥ 今後新たに他者が参入する等、競争激化の可能性についてはどうか。	妥当		
⑦ 価格の決定は、メーカー、マーケット、ユーザーのいずれに主導権があるのか。	曖昧		
⑧ 外部環境、消費動向等把握しているか。	している		
⑨ 競合他社の存在について会社名、競合する内容、シェア、強みと弱み等詳細を把握しているか。	していない		
	している		
	していない		

住 所 :

申 込 人 :

事 業 計 画 書

1. 借入申込の内容

① 融資対象既往借入金の状況					
金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計			(A) 千円	(C) 千円	
② 増額借入希望額		(B) 千円	(D) 千円	回返済	
③ 借入申込額 (①と②の合計)		(A+B) 千円	(E) 千円	年 月 日	

2. 今回の借入による効果

1. 新規借入を伴わない場合(同額借換)	
(C) - (E) =	千円 (F) (=毎月の返済負担軽減効果)
(F) × 1 2 =	千円 (G) (=年間の返済負担軽減効果)
2. 新規借入を伴う場合	
(C) + (D) =	千円 (H) (=新規借入のみをした場合の毎月返済額)
(H) - (E) =	千円 (I) (=毎月の返済負担軽減効果)
(I) × 1 2 =	千円 (J) (=年間の返済負担軽減効果)

3. 今後計画的に取り組む事項(次の項目の内該当するものを○で囲み、具体的に記載して下さい)

1. 売上・受注の増加を図る	2. 収益性の向上を図る	3. その他

4. 経営の実績及び見込み

(単位 : 千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績 年 月 期					
今年度見込み 年 月 期					
翌年度見込み 年 月 期					

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

申込人 住所
氏名

輸入実績および計画書

1. 過去1年以上の輸入実績（申込日まで、1年以上となるように記入してください。）

（単位 円）

輸入年月	輸 入 商 品	輸入先(国)	輸入額 (円)	販 売 先
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
合 計				

＊1年以上継続して同一の保証対象業種を営んでおり、その業種にかかる商品を輸入しようとする者は6か月以上の輸入実績とする。

2. 輸入計画書（今後1年分）

（単位 円）

輸入年月	輸 入 商 品	輸入先(国)	輸入額 (円)	販 売 先	回収年月
・					・
・					・
・					・
・					・
・					・
・					・
・					・
・					・
・					・
・					・
合 計					・

＊記入しきれないときは用紙を追加して使用ください

保証付輸入保証L/C明細書

申請者名

保証番号

保証額

支店

L/C開設		ユーザンス			ハネ			換算レート	未決済残高
開設日	開設金額	期 日	供与日	金 額	期 日	取扱日	手形金額		
・ 条件変更による手続きの場合は、L/C開設及び後継与信に係る下記の見込額を記入のこと ※未決済残高は円貨で記入（本表作成日のT T Sレートを使用）。 但し、為替予約のある場合は予約相場を使用。									未決済残高合計

未 収 利 息
未 収 手 数 料
* そ の 他
合 計

*その他・・・為替変動に伴う増額見込等
 （合計金額は未決済残高の20%を限度とする。）

商業手形明細書

年 月 日 印

兵庫県信用保証協会
理事長 殿

金融機関名
代表者

申込人

手形支払人	金 額	支払期日	支 払 場 所
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
合計			

- 注1. 商手担保又は商手割引の場合は必ず添付のこと。
 2. 信用調べ(写)(照会日から3ヶ月以内のもの)を添付のこと。

根 保 証 期 間 確 定 報 告 書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

代 表 者 名

担 当 者

電 話 番 号 () -

下記のとおり手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証の期間が確定したので報告いたします。

顧 客 番 号	保 証 番 号	被 保 証 人 名

当初保証金額	確 定 金 額	確 定 日	割引手形・電子記録 債権 最終期日	保 証 期 日
極度額 円	円	・	※	・

(※最も遅れて到来する期日を記入してください。)

【提出および記入要領】

- ① 手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証が未確定状態で保証期日が到来し、保証対象となる割引手形又は割引電子記録債権の残高がある場合、確定日は「保証期日」、確定金額は「保証期日時点の割引手形又は割引電子記録債権の合計残高」としてください。なお、残債務については、割引手形又は割引電子記録債権の返済（落ち込み）の都度、「償還報告書」で報告してください。
- ② 手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証が未確定状態で保証期日が到来し、保証対象となる割引手形又は割引電子記録債権の残高がない場合、通常の弁済報告を行ってください。
- ③ 手形割引根保証又は電子記録債権割引根保証が未確定状態で代位弁済手続きとなった場合、本報告書を提出する必要があります。確定日は「金融機関が根保証取引を終了した日（期限の利益喪失日等）」、確定金額は「確定日時点の割引手形又は割引電子記録債権の合計残高」としてください。

長期経営資金保証(やくしん)利用申請書

兵庫県信用保証協会 御中

年 月 日

今般、
様の長期経営資金保証(やくしん)の申込みにあたり、以下の資格要件を
満たしていることを確認の上、同保証制度要綱に基づき、申請いたします。

金融機関

代 表 者

資格要件①・②のいずれかについて、「確認欄」の該当項目に○印を付けてください。
(全ての項目について該当することが必要です)

【資格要件①】

	チェック項目	確認欄
業歴	同一事業を3年以上営んでいる。	
事業上の取引実績	事業上の貸付実績が1年以上で良好である。	
決算内容	最近の2年間の決算で連続して利益計上している。	
財務内容	債務超過でない。	

【資格要件②】

	チェック項目	確認欄
業歴	同一事業を5年以上営んでいる。	
事業上の取引実績	事業上の貸付実績が1年以上で良好である。	
決算内容	最近の2年間の決算のいずれかで利益計上している。	
財務内容	繰越欠損がない。	

「そなえ」予約申込書

令和
西暦 年 月 日

兵庫県信用保証協会 行

申 込 人	フリガナ		本 社 又 は 住 所	TEL () —			
	法 人 名			フリガナ			
	フリガナ		営 業 所 又 は 工 場 等	TEL () —			
	氏 名 又 は 代 表 者 名			フリガナ			
	フリガナ		商 号 (個人の方のみ記入)	フリガナ			
	組 織			1. 個人 2. 株式 3. 有限 4. 合名 5. 合資 6. 合同 7. 士業法人 8. 組合 9. 医療法人 10. その他法人			
資本金	円	従 業 員	常用(役員・家族除く)	名	生年月日 又は 設立年月日	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日	
後継者	1. 無 2. 有		常用(役員・家族)	名			
業 種	(主たる業種)			取扱品目 (%で表示)	%		
	(従たる業種)				%		
会計処理	1. 中小企業会計に準拠 2. 非準拠 3. 会計参与設置			(個人事業主の方)貸借対照表作成の有無		1. 無 2. 有	
許認可等	1. 不要 2. 有 (当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。)						
申 込 内 容	金融機関	(本・支店)		申 込 金 額 に 係 る 留 意 点	※ 予約申込時の申込金額は、事業継続計画に基づく金額とします。 ※ 基本コース又は中央会推薦BCPの場合は、財務診断シートの建物全壊時の「復旧費用」－「手元資金」の金額を上限とします。 ※ 中級コース又は上級コースの場合は、中級コースの財務診断シートの「借入必要金額の算定」における「新規借入必要金額」の金額を上限とします。		
	申込金額	千円					
業 況 等	最近 12か月の売上	千円	千円	千円	申 込 時 預 金・ 借 入 金 残 高	(預金)	千円
		千円	千円	千円		(借入金)	千円
		千円	千円	千円		※ 非事業性の借入金は除きます。	
		千円	千円	千円	納税状況	1. 滞納なし 2. 滞納あり	
	※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合に御記入願います。						
他協会の 保証利用	1. 無 2. 有		(信用保証協会) (信用保証協会)				
事業継続計画書 が提出できない 場合、その理由							

- ※ 裏面にも記入事項があります。
- ※ 本申込の申込金額は、本申込時に利用できる保証の空き枠の範囲内となります。

保 証 人 等 明 細

種 別	1. 連帯保証人 2. 物上保証人		
申込人関係	1. 代表者 2. 役員 3. 事業承継予定者 4. 親族（同一生計） 5. 親族（同一生計外） 6. 友人・知人 7. 関連法人 8. その他（ ）		
氏 名 又 は 法人名	フリガナ _____ 1. 男 2. 女 (才)	生年月日 又は 設立年月日	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日
住 所	フリガナ _____ 〒 () ー		
職 業	1. 会社員 2. 公務員 3. 自営 () 4. その他 ()		年収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1. 無 2. 有	土地 m ² 建物 m ²	
	所在地		時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1. 連帯保証人 2. 物上保証人		
申込人関係	1. 代表者 2. 役員 3. 事業承継予定者 4. 親族（同一生計） 5. 親族（同一生計外） 6. 友人・知人 7. 関連法人 8. その他（ ）		
氏 名 又 は 法人名	フリガナ _____ 1. 男 2. 女 (才)	生年月日 又は 設立年月日	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日
住 所	フリガナ _____ 〒 () ー		
職 業	1. 会社員 2. 公務員 3. 自営 () 4. その他 ()		年収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1. 無 2. 有	土地 m ² 建物 m ²	
	所在地		時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1. 連帯保証人 2. 物上保証人		
申込人関係	1. 代表者 2. 役員 3. 事業承継予定者 4. 親族（同一生計） 5. 親族（同一生計外） 6. 友人・知人 7. 関連法人 8. その他（ ）		
氏 名 又 は 法人名	フリガナ _____ 1. 男 2. 女 (才)	生年月日 又は 設立年月日	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日
住 所	フリガナ _____ 〒 () ー		
職 業	1. 会社員 2. 公務員 3. 自営 () 4. その他 ()		年収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1. 無 2. 有	土地 m ² 建物 m ²	
	所在地		時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

「そなえ」申 込 人（企 業）概 要

年 月 日

※ 前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です（初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください。）。

申 込 人（企 業） の 概 要	創業年月（開業）		年		月		申 込 人（企 業）の沿革、特色、最近の動向等									
経 営 者 略 歴	生年月日		年		月											
特 許	特許保有 1. 無 2. 有 登録番号 _____ (内容)						認 証 ・ 資 格	認証又は申込人国家資格								
取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件						
				現金 (%)	手形電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形電債 (%)	支払サイト (日)				
所有不動産有無		1. 無 2. 有														
所 有 不 動 産 概 要	種 類	所在地		名義人		土 地		建 物		時 価						
						自己所有	借地									
	本 社					m ²	m ²	m ²	百万円							
	営 業 所															
	工場・店舗															
	自 宅															
そ の 他																
								時価合計		百万円						
								債務（借入）合計		百万円						

「そなえ」予約依頼書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 行

金融機関本・支店名		金融機関コード															
代表者名		電 話 番 号		()													
		FAX番号		()													
申 込 人	協会顧客番号		フリガナ		担当部署・担当者												
					不在時連絡者												
申込金額																円	
申込人の資格要件チェック ※()内に○印を記入してください。 ○ 兵庫県信用保証協会の保証対象要件に該当している。() ○ 所定の事業継続計画（BCP計画）を策定しており、事業継続計画書、財務診断シート、自己診断チェックリスト（レジリエンス認証BCPの場合は不要）、推薦書（中央会推薦BCPの場合のみ）、レジリエンス認証・登録証（レジリエンス認証BCPの場合のみ）が整っている。() なお、申込企業の事業継続計画は、中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」（1. 基本 2. 中級 3. 上級）コースに準じて作成したもの、中央会推薦BCP又はレジリエンス認証BCPである。 ○ 事業継続計画書が事情により提出できない場合、取扱金融機関において事業継続計画書の原本を確認し、内容を把握している。() ※ 事業継続計画書を添付している場合は、斜線を入れる。																	
貸付条件・内容等	担保有無	1. 無 2. 有		担保種類	1. 不動産 2. 有価証券 3. 商手 4. その他()												
	備考（担保明細等）	※ 新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等を御記入願います。なお、担保番号や保証番号が分かる場合には御記入願います。															
当 店 取 引 状 況	年 月		日現在の残高（取引開始 預金		年 月／融資		年 月										
	預 金	当座	千円	融 資	区分	プロパー	保証協会付	保全状況		取引振り							
		普通	千円		貸付	千円	千円	不動産	千円	1. 優 良 2. 良 3. 普 通 4. 新 規							
		定期性	千円		割引	千円	千円	預金	千円								
		その他	千円		その他	千円	千円	その他	千円								
		合 計	千円		合計	千円	千円	合計	千円								
申 込 人 状 況	申込人（代表者）の事業経験・業界知識 1. 十分ある 2. 普通 3. やや不足している				金融機関所見	※ 最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等											
	事業の将来性 1. 有 2. やや有 3. 横這い 4. 下降・後退																
	申込人（代表者）の計数観念（決算・業績把握度） 1. 十分に有 2. 普通 3. やや不足している																
	立地状況（商業・サービス業）、取引先状況（製造業ほか） 1. 良好 2. 普通 3. 不良																
	今期中の焦付（相手先） 1. 発生していない 2. 発生した（千円）																

【確認状況記載欄】 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

○年×月△日

〇〇銀行 〇〇支店 御中
(担当 様)

兵庫県信用保証協会

「そなえ」予約中止通知書

顧 客 名	
顧 客 番 号	
保 証 番 号	
予 約 金 額	
事前連絡日時	金融機関担当者 :
	連 絡 日 時 :

上記の「そなえ」の予約は、下記の事由により中止いたします。
予約が中止している状態での本申込はできませんので、御注意ください。

事 由	
-----	--

担当部署 神戸事務所 保証相談一課
担当 〇〇
電話番号 078-393-3911

○年×月△日

〇〇銀行 〇〇支店 御中
(担当 様)

兵庫県信用保証協会

「そなえ」予約中止解除通知書

顧 客 名	
顧 客 番 号	
保 証 番 号	
予 約 金 額	
備 考	

当協会からの予約中止通知書により、予約を中止している上記の「そなえ」については、中止事由が解消しましたので、予約中止を解除いたします。

担当部署 神戸事務所 保証相談一課
担当 〇〇
電話番号 078-393-3911

「そなえ」取扱可否通知書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関名

代表者名

担当者

TEL ()

以下のとおり予約申込に係る取扱いの可否について通知いたします。

☐	取扱可
☐	取扱不可

（「取扱可」又は「取扱不可」のいずれかに○をご記入ください。）

顧 客 名	
顧 客 番 号	
保 証 番 号	
予 約 金 額	

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

推薦書（中央会推薦BCP）

兵庫県中小企業団体中央会 印

申込人の事業継続計画（BCP）については、当会が策定を支援しました。

以上

申 込 人 (氏名又は法人名)	
住 所	
添 付 書 類	☐ 事業継続計画 ☐ 財務診断シート ☐ 自己診断チェックリスト

（兵庫県中小企業団体中央会）

担当部署

担当

電話番号

2019 年 4 月 1 日制定

兵庫県信用保証協会 御中

ひょうご発展支援保証「リードα」推薦書兼資格要件確認書

以下のとおり、申込人について、資格要件を充足していることを確認しました。
申込人は、今後とも支援育成していきたい先であり、推薦します。

金融機関本・支店名

代表者名

申込人	
-----	--

1. 経営者保証不要プランの利用について	
【何れか一方の（ ）に○を入れてください。】	
(1) 経営者保証不要プランを利用しない。 ()	⇒「3. 資格要件チェック」
(2) 経営者保証不要プランを利用し、連帯保証人を不要とする。 ()	⇒「2. 経営者保証不要プラン要件チェック」 「3. 資格要件チェック」

※ 金融機関連携型により経営者を不要とする場合は、(1)に○を入れてください。
※ 事前相談回答後に同プランの利用有無に変更があった場合は、当協会審査担当者に連絡の上、本申込時には、記載を修正（又は再作成）した本推薦書兼資格要件確認書を提出してください。

2. 経営者保証不要プラン要件チェック	
【（ ）に○を入れてください。該当していることが必要です。】 ※上記1. で(1)選択の場合は記入不要	
保証期間が以下の条件に該当する。 ()	
① 運転資金の場合	7年以内（据置期間1年以内）、一括返済は2年以内
② 設備資金を含む場合	10年以内（据置期間1年以内）、一括返済は2年以内

3. 資格要件チェック						
【（ ）に○を入れてください。全て該当していることが必要です。】						
(1) 兵庫県信用保証協会の保証対象要件に該当している。 ()						
(2) 引き続き2年以上事業を営んでいる会社（株式、有限、合名、合資、合同）又は医療法人である。 ()						
(3) 確定申告書（決算書）の写しを直近2期分（各決算は、1期を12か月とする。）提出できる。 ()						
(4) 保証申込時点で取扱金融機関と与信取引（※）がある。 ()						
※ 与信取引とは、事業資金に係る貸付、割引、当座貸越をいう。						
(5) 直前期の決算において、以下の要件を充足している。 ()						
※ 基準（a）（b）（c）の何れかを満たすこと。						
※ 指標は、①を満たす各基準（（a）～（c））において、「②③の何れか」及び「④⑤の何れか」を満たす必要があります。						
資 格 要 件	申込人の数値を記入し、満たす基準の上に○を入れてください。					
	指標		申込人の数値	基準（a）	基準（b）	基準（c）
	①	純資産額	百万円	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
	②	自己資本比率	%	20%以上	20%以上	15%以上
	③	純資産倍率	倍	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
	④	使用総資本事業利益率	%	10%以上	10%以上	5%以上
	⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	倍	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
※ 計算式②～⑤は円単位で計算し小数点以下第二位切捨て ※ 自己資本比率（%）＝純資産額÷（純資産額＋負債の額）×100 ※ 純資産倍率＝純資産額÷資本金 ※ 使用総資本事業利益率（%）＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷資産の額×100 ※ インタレスト・カバレッジ・レシオ＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料） ※ 医療法人の場合、貸借対照表（純資産の部）の「出資金」は資本金、損益計算書の「医業利益」は営業利益とする。						

※ 事前相談書に本書を添付してください。

事業承継計画書

年 月 日

兵庫県信用保証協会 様

住 所

法 人 名

代表者名

事業承継・M&A保証「リレー」の保証申込を行うにあたり、下記の確認事項の内容について同意の上、本計画書を提出いたします。

なお、本保証申込は、事業経営に必要であり、経営の維持又は拡大に必要となる資金を調達するために行います。

【確認事項】

○本計画書の提出は、信用保証協会における保証審査の承認を確約するものではありません。

○本制度の申込にあたっては、税理士等の専門家と本計画書の実施に伴う法務リスク、税務リスクについて十分にご相談の上、ご自身の責任においてご利用ください。

(資金使途が事業用財産又は株式の取得資金である場合)

○信用保証協会は、本計画書中の資金計画に基づく事業用財産の取得金額、株式の取得金額、(様式2)財産評価算定書中の財産評価及び(様式3)株式評価算定書中の株式評価の妥当性については、一切の責任を負いません。

事業承継計画書(例)

(事業用財産取得資金用)

対象者(1) ①・②

1. 承継する事業内容

承継する 事業内容	
--------------	--

2. 被事業承継者の概要

法人名					
氏名又は代表者名					
屋号					
本社又は住所					
営業所又は工場等					
資本金	千円	設立年月日又は創業年月日	年	月	日
事業内容					

3. 収支計画

(単位:千円)

		前期実績	今期見込 (年 月期)	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目	計画5期目
保証申込人 (法人の場合)	売上高							
	売上原価							
	売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
	販売管理費							
	役員報酬							
	減価償却費							
	その他経費	0	0	0	0	0	0	0
	営業利益	0	0	0	0	0	0	0
	営業外収益							
	営業外費用							
	経常利益	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益							
	特別損失							
	法人税等							
	当期利益	0	0	0	0	0	0	0
	従業員数							

		前期実績	今期見込 (年 月期)	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目	計画5期目
保証申込人 (個人の場合)	売上高							
	売上原価							
	売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
	販売管理費							
	減価償却費							
	その他経費	0	0	0	0	0	0	0
	営業利益	0	0	0	0	0	0	0
	繰戻額等							
	繰入額等							
	専従者給与							
	その他							
	控除前所得	0	0	0	0	0	0	0
	控除額							
	所得	0	0	0	0	0	0	0
	従業員数							

4. 資金計画

(単位:千円)

取得金額		資金調達方法	
取得事業用財産明細		保証付融資	
		プロパー融資	
		自己資金	
取得金額		合計	

5. その他 (事業承継計画に関する補足説明があれば、ご記入ください。)

事業承継計画書(例)

(代表者変更に係る資金用)

対象者(1) ③

1. 事業承継計画の概要

事業承継を行う 背景・理由	
事業承継に係る 資金の必要理由	

2. 保証申込人の株主構成及び出資比率 (自己株式取得資金の申込の場合、ご記入ください)

《事業承継前》				《事業承継後》			
株主構成・ 出資比率	株主氏名	関係	持株数	株主構成・ 出資比率	株主氏名	関係	持株数
		合計	株			合計	株

3. 資金計画

(単位:千円)

必要金額		資金調達方法	
運転資金		保証付融資	
設備資金		プロパー融資	
自己株式取得金額		自己資金	
総必要金額		合計	

4. その他 (事業承継計画に関する補足説明があれば、ご記入ください。)

※3. 資金計画上の取得金額と株価評価算定書上の株価に大幅な乖離がある場合には、乖離が生じた理由の補足説明をご記入ください。

事業承継計画書(例)

(M&A株式取得資金用)

対象者(2)

1. 被事業承継会社の概要

法人名				代表者名				
本店所在地								
資本金	千円			従業員数	人			
設立年月日	年 月 日			決算期	月 期			
事業内容								
《事業承継前》				《事業承継後》				
株主構成・出資比率	株主氏名	関係	持株数	株主構成・出資比率	株主氏名	関係	持株数	
		合計	株			合計	株	

※保証申込人の持株比率2/3以上(被事業承継会社が有限会社の場合、3/4以上)

2. 収支計画

(単位:千円)

		前期実績	今期見込 (年 月期)	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目	計画5期目
保証申込人(法人の場合)	売上高							
	売上原価							
	売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
	販売管理費							
	役員報酬							
	減価償却費							
	その他経費	0	0	0	0	0	0	0
	営業利益	0	0	0	0	0	0	0
	営業外収益							
	営業外費用							
	経常利益	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益							
	特別損失							
	法人税等							
	当期利益	0	0	0	0	0	0	0
従業員数								

		前期実績	今期見込 (年 月期)	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目	計画5期目
保証申込人 (個人の場合)	売上高							
	売上原価							
	売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
	販売管理費							
	減価償却費							
	その他経費	0	0	0	0	0	0	0
	営業利益	0	0	0	0	0	0	0
	繰戻額等							
	繰入額等							
	専従者給与							
	その他							
	控除前所得	0	0	0	0	0	0	0
	控除額							
	所得	0	0	0	0	0	0	0
	従業員数							

被事業承継会社	売上高							
	売上原価							
	売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
	販売管理費							
	役員報酬							
	減価償却費							
	その他経費	0	0	0	0	0	0	0
	営業利益	0	0	0	0	0	0	0
	営業外収益							
	営業外費用							
	経常利益	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益							
	特別損失							
	法人税等							
	当期利益	0	0	0	0	0	0	0
	従業員数							

3. 資金計画

(単位:千円)

取得金額および資金調達方法		保証付融資	
取得単価	－①	プロパー融資	
取得株式数	－②	自己資金	
取得金額①×②	－③	合計(③と一致)	

4. その他 (事業承継計画に関する補足説明があれば、ご記入ください。)

※3. 資金計画上の取得金額と株価評価算定書上の株価に大幅な乖離がある場合には、乖離が生じた理由の補足説明をご記入ください。

事業承継計画書(例)

(持株会社株式取得資金用)

対象者(3)

1. 持株会社(=保証申込人)の概要

法人名				代表者名	
本店所在地					
資本金	千円			従業員数	人
設立予定時期	年 月 頃			決算期	月 期
株主構成・出資比率	株主氏名	関係	持株数	事業内容	
	※後継者の持株比率2/3以上		合計		

2. 事業会社の概要

法人名				代表者名			
本店所在地							
資本金	千円			従業員数	人		
設立年月日	年 月 日			決算期	月 期		
事業内容							
《事業承継計画 実施前》				《事業承継計画 実施後》			
株主構成・出資比率	株主氏名	関係	持株数	株主構成・出資比率	株主氏名	関係	持株数
					持株会社	親会社	
			合計			株	※持株会社と後継者の合算の持株比率2/3以上
		合計		株	合計 株		

3. 収支計画

(単位:千円)

		前期実績	今期見込 (年 月期)	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目	計画5期目
事業会社	売上高							
	売上原価							
	売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
	販売管理費							
	役員報酬							
	減価償却費							
	その他経費	0	0	0	0	0	0	0
	営業利益	0	0	0	0	0	0	0
	営業外収益							
	営業外費用							
	経常利益	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益							
	特別損失							
	法人税等							
	当期利益	0	0	0	0	0	0	0
	従業員数							

持株会社	売上高							
	売上原価							
	売上総利益			0	0	0	0	0
	販売管理費							
	役員報酬							
	減価償却費							
	その他経費			0	0	0	0	0
	営業利益			0	0	0	0	0
	営業外収益							
	配当金							
	営業外費用							
	経常利益			0	0	0	0	0
	特別利益							
	特別損失							
	法人税等							
	当期利益			0	0	0	0	0
	期首借入金							
	年間返済額							
	従業員数							

4. 事業承継計画の概要

事業承継を行う 背景・理由				
他の事業承継手法 との併用の有無	《株式移転対策》		《自社株評価減対策》	
		贈与		特別配当の実施
		相続時精算課税制度		役員退職金の支給
		贈与税の納税猶予制度		賃貸物件の購入
		民法特例(除外合意・固定合意)	《その他》	
	《分散した株式・財産の集約》			()
		自己株式の取得(金庫株)		()
		事業用財産の買取り		()
持株会社方式 を選択した理由				

5. 資金計画

(単位:千円)

取得金額および資金調達方法		保証付融資	
取得単価	－①	プロパー融資	
取得株式数	－②	自己資金	
取得金額①×②	－③	合計(③と一致)	

6. その他 (事業承継計画に関する補足説明があれば、ご記入ください。)

※5. 資金計画上の取得金額と株価評価算定書上の株価に大幅な乖離がある場合には、乖離が生じた理由の補足説明をご記入ください。

株式評価算定書

年 月 日

算定者

代表者名

印

様の 年 月期時点における法人税法上の株式評価額について、
別紙のとおり算定いたします。
なお、自己株式の場合、保証申込人が分配可能額の範囲内で同株式を取得することを確認しています。

財産評価算定書

年 月 日

算定者

代表者名

印

様の 年 月時点における事業用財産評価額について、
別紙のとおり算定いたします。

年 月 日

推薦願

一般社団法人せとうち観光推進機構 御中

住所

会員名

代表者名

今般金融機関より下記資金を借り受けるにあたり、ぐるり瀬戸内活性化保証制度を活用したく、申請します。

記

1. 借入申込金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

2. 資金使途（該当する項目に○をして下さい）

該当	資金使途の内容
	インバウンド観光客のニーズに対応するための事業拡大や設備増強を行う等のインバウンド対応資金
	新たな観光サービスや商品の提供に取り組む等、新規事業の創造、事業化を図るための資金
	魅力ある地域の食材・製品のブランド化や販路拡大に取り組む等、既存事業の成長を図るための資金

以 上

年 月 日

推薦書

県信用保証協会 御中

広島市中区基町 10 番 3 号

一般社団法人せとうち観光推進機構



上記は、ぐるり瀬戸内活性化保証制度に適合する資金の申請であり、推薦します。

以 上

特記事項（申請者の事業概要等）

(注)本推薦書の発行日から 3 ヶ月以内に信用保証協会に対して、ぐるり瀬戸内活性化保証制度の申込みを行うことが必要です。

兵庫県信用保証協会 御中

事業性評価保証「タッグ」推薦書

当行（金庫、組合）は、申込人に対して、事業性評価を行っています。

今後も継続して支援する方針であり、事業性評価保証「タッグ」の保証申込について、申込人を推薦します。

金融機関本・支店名

代表者名

申込人	
-----	--

1. プロパー融資

該当する項目の記入欄に「○」を記入してください。

①又は②に該当する場合は、「2. 評価のポイント」を記入してください。

①又は②の何れにも該当しない場合は、「3. 事業内容」「4. 事業性評価（SWOT分析）」「5. 申込理由、今後の取組方針」を記入してください。

	項目	記入欄
①	申込人において、プロパー融資の残高がある。	⇒「2. 評価のポイント」へ
②	本保証と同時にプロパー融資を行う。	⇒「2. 評価のポイント」へ
③	上記①、②の何れにも該当しない。	⇒裏面へ

2. 評価のポイント

「1. プロパー融資」において、①又は②に該当する場合は、評価したポイント全てについて、

次の①～④の記入欄に「○」を記入するか、⑤に評価した内容を記入してください(必ず何れかに記入してください)。

評価ポイント			記入欄
①	商品、サービス	新規性、独創性に優れている。	
		品質、価格等の優位性がある。	
②	経営、戦略	経営者の経営能力、経営理念等が優れている。	
		ビジネスモデル、成長戦略が優れている。	
③	市場、外部環境	市場規模、市場の成長性等、市場に魅力がある。	
		近年の市場、外部環境が優位に働いている。	
		優良な取引先、社外ネットワークを有する。	
④	技術力、人材	優れた技術力や先進技術等を有する。	
		豊富な人材やノウハウの蓄積を有する。	
⑤	その他	(その他の評価した内容を記入してください)	

「1. プロパー融資」において、③に該当する場合は、以下の3.～5.を記入してください。

3. 事業内容

事業の詳細、 特色、特徴等	
------------------	--

4. 事業性評価（SWOT分析）

	S（強み）：自社の強み、得意分野等	W（弱み）：自社の弱み、課題等
内部環境		
	O（機会）：市場チャンス、競合撤退等	T（脅威）：外部要因、競合参入等
外部環境		
評価の概要 （将来性、成長性等）		

5. 申込理由、今後の取組方針

--

※金融機関所定の事業性評価に係る資料（事業性評価シート等）を提出される場合、本推薦書の提出は不要です。

地域活力向上保証「ふるさと」確認書兼推薦書

申込人名

3. 兵庫県内への移住 【対象者1-②、対象者2-②の場合のみ記入】

移住日	前居住地(都道府県)
年 月 日	

※県外から県内に移住したことがわかる資料（住民票の除票の写し等）を添付してください。

1. 対象者

該当するものに「○」を記入してください。

対象者1-①・③、対象者2-①・③に該当する場合は「2. 兵庫県内での創業」、対象者1-②、対象者2-②に該当する場合は「2. 兵庫県内での創業」及び「3. 兵庫県内への移住」、対象者3に該当する場合は「4. 事業所の増設、移転」を記入してください。

対象者1	①	兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業するもの 又は法人を設立して兵庫県内で創業するもの	→「2. 兵庫県内での創業」
	②	保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、 兵庫県内で個人事業を創業するもの又は法人を設立して兵庫県 内で創業するもの	→「2. 兵庫県内での創業」 →「3. 兵庫県内への移住」
	③	兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年 次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業するもの又は法人 を設立して兵庫県内で創業するもの	→「2. 兵庫県内での創業」
対象者2	①	兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設 立して兵庫県内で創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者	→「2. 兵庫県内での創業」
	②	保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫 県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、 1年以内の中小企業・小規模事業者	→「2. 兵庫県内での創業」 →「3. 兵庫県内への移住」
	③	兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年 次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立 して兵庫県内で創業後、1年以内の中小企業・小規模事業者	→「2. 兵庫県内での創業」
対象者3	①	兵庫県外のみ事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事 業所を増設又は移転する中小企業・小規模事業者	→「4. 事業所の増設、移転」
	②	従前は兵庫県外のみ事業所を有しており、兵庫県内に事業所 を増設又は移転後、1年以内の中小企業・小規模事業者	→「4. 事業所の増設、移転」

2. 兵庫県内での創業 【対象者1、対象者2の場合のみ記入】

創業(予定)日	創業時の居住地(都道府県)	「地域おこし協力隊」の活動期間 (対象者1-③又は2-③の場合のみ記載)
年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日

※対象者1の場合は、「創業・再挑戦計画書」を添付してください。
※対象者2で個人事業者の場合は、「開業届」を添付してください。
※対象者2の場合、「創業日」には、個人の場合は「開業日（開業届に記載）」、法人の場合は「法人設立日」を記入してく
ださい。
※対象者1-③又は2-③の場合は、「地域おこし協力隊」の活動期間がわかる資料を添付してください。

4. 事業所の増設、移転 【対象者3の場合のみ記入】

対象者3-①の場合はこれから増設、移転する事業所、対象者3-②の場合は増設、移転した事業所について記入してくだ
さい。

※対象者3-②の場合は、事業所を増設、移転したことがわかる資料(新事業所の賃貸契約書の写し等)を添付してください。

増設、移転(予定)日	年 月 日
増設、移転後の事業所の所在地	

※対象者3-①の場合は、予定している範囲で記入してください。

移転前の事業所の所在地(移転の場合のみ)	

増設、移転後の事業所で行う事業の内容

当行（金庫、組合）は、上記の内容を確認し、地域活力向上保証「ふるさと」の保証申込について、申込入
を推薦します。

年 月 日
金融機関本・支店名
代表者名

財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書

金融機関本・支店名

代表者名

担当者() 不在時連絡者()

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関は、申込人が直前の決算において①を満たしたうえ、次の②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに該当し、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えていることを確認しております。

〔資格要件〕

		基準（１）		基準（２）		基準（３）	
			該当事項 (0を付ける)		該当事項 (0を付ける)		該当事項 (0を付ける)
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満		3億円以上 5億円未満		5億円以上	
②	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上	
③	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上	
④	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上	
⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上	

〔資格要件算出根拠…

年 月期決算〕

(単位：円、%)

① 純資産額

② 自己資本比率 = 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債額) × 100

 % = ÷ (+) × 100

③ 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金

 = ÷

④ 使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 総資産額 × 100

 % = (+ ÷) × 100

⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

 =
$$\frac{(\text{営業利益} + \text{受取利息・受取配当金})}{(\text{支払利息} + \text{割引料})}$$

年 月 日

事業承継計画書

住 所

法 人 名

代表者名

1. 事業承継の概要※

被承継者	氏 名	年 齢	事業承継(予定)日				
			年	月 日			
承継者	氏 名	年 齢	被承継者との関係				
事業承継理由							
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数
			株				株
			株				株
			株				株
			株				株
	合計		株		合計		株
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							

※事業承継済みの場合、「事業承継(予定)日」は、登記事項証明書における代表者への就任日をご記入ください。

2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。
純資産合計 円
② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。
EBITDA有利子負債倍率 倍
〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
借入金・社債（ ）円－現預金（ ）円
営業利益（ ）円＋減価償却費（ ）円
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。
また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益＋減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。「借入金・社債－現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日を基準として確認することでも差し支えありません。

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名

借入申込の内容 (年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容※ ¹					
保 証 協 会 付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
①小計			(A)	円	
プ ロ パ ー ※ ²	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
②小計			(B)	円	
③増額借入希望額※ ³			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A + B + C)	円	

※¹ 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※² 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※³ 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
(依頼人) 法 人 名
代表者名

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による
(借換金融機関名)
からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する (被借換金融機関名) からの借入金を決
済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1			(年 月 日現在)		
既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
合 計			円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。
なお、事業承継後の借入金及び保証人（個人に限る。）を提供していない借入金は対象外となります。
※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する
(借換金融機関名)
からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。
また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権・根抵当権	設定額	千円	抵当権・根抵当権
	千円	抵当権・根抵当権		千円	抵当権・根抵当権

【送金先】

送金指定口座 銀行 本店
信用金庫 支店 別段 預金口座番号
信用組合
口座名義人（送金先金融機関名）

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名 印

【事業承継特別保証制度／経営承継借換関連保証用】

() 信用保証協会 御中

No.

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	

作成日	年 月 日
() 中小企業活性化協議会	
担当者:	
電話番号:	

作成日	年 月 日
() 事業承継・引継ぎ支援センター	
担当者:	
電話番号:	

【中小企業活性化協議会使用欄】

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)	チェック欄
経営の透明性	経営者へのアクセス	◎ 支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎ 経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎ 経営者は税務署の受領印(電子申告の場合、受付通知)がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
		経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎ 経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
		支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
		経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。	
法人個人の分離	資金の流れ	◎ 支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎ 支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
		経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権	経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容	項目	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務基盤の強化	債務償還力	◎ EBITDA有利子負債倍率				10倍以内	
	安定的な収益性	◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎ 純資産額				直近が資産超過であること	

【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】

項目内容	チェックポイント	チェック欄
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者(除く個人事業主)である ※書式は信用保証協会所定の事業承継計画書様式。	

【事業者が持参する必須書類】

・事業承継計画書、決算書(3年分)、試算表(決算後3ヵ月以内の場合には提出不要)、資金繰り表

【該当する場合、事業者が持参する必要書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等

・事業用資産を経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)

・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

【任意書類】

・「『中小企業の会計に関する基本要領』チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書

<留意事項>

中小企業活性化協議会のチェック(○/×で表示)を受け、全てが○になった後に、事業承継・引継ぎ支援センターのチェックを受けてください。

決算書は、本チェックシート作成時点の直近決算書でご確認ください。

チェック欄が斜線となっている項目の確認は不要です。

本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

事業承継・引継ぎ支援センターの作成日から3ヵ月以内に信用保証協会に申込する必要があります。

「経営力強化保証」 申込人資格要件等届出書

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者

私は、別添の事業行動計画書に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

別添の事業行動計画書は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告（四半期毎）を行うことを確約いたします。

なお、本制度では本制度固有の信用保証料率の引下げが適用される場合がありますが、当該確約を遵守しない場合は、当該引下げが適用されない信用保証料率によって計算した信用保証料を支払うこと等、貴信用保証協会の指示に従います。

【認定経営革新等支援機関】 支援機関名 _____

【経営力強化保証の申込内容】

・ 融資金融機関（支店名） _____（ _____ 支店 ・ 本店）

・ 申込金額及び資金使途 _____千円（ _____ 運転・設備 _____）該当に○印
（うち既存保証協会保証付融資の借換 _____千円）

・ 事業行動計画書における申込資金の位置付け
事業年度 _____年 _____月期 借入額 _____千円の（ _____ 一部・全部 _____）該当に○印

【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し（融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが）、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫（保険部門）に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容（該当に○印（複数選択可））

a 創業支援 b 事業計画策定支援 c 事業承継 d M&A e 生産管理・品質管理 f 情報化戦略
g 知財戦略 h 販路開拓・マーケティング i 人材育成 j 人事・労務 k 海外展開 l BCP作成支援
m 物流戦略 n 金融・財務 o その他（具体的に： _____）

※経営支援の内容の詳細は、別添事業行動計画書参照。

令和 年 月 日

(認定経営革新等支援機関) 住 所
名 称
代表者
連絡先 _____（ _____）
担 当 _____（ _____）

印

※ この届出書に事業行動計画書を添付して、融資金融機関にご提出ください。（金融機関から信用保証協会に提出されます。）

※ 複数の金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける金融機関を併記してください。

※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。

※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の諾否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。

事業行動計画書

1. 事業者名等

住所	氏名
法人	代表者氏名
又	又

【情報提供の同意】

総量力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げられた情報を経営産業省に対して提供することにより、「**[金融機関名]**」から提供された情報を経営産業省に対して提供することに同意いたします。

「**[金融機関名]**」が保証協会に対して提供する、及び保証協会が以下に掲げる当社の情報を、以下に掲げられた情報を経営産業省に対して提供することにより、「**[金融機関名]**」から提供された情報を経営産業省に対して提供することに同意いたします。

1. 提供される情報	① 活動内容 ② 活動の目的・意義 ③ 活動の成果・効果 ④ 活動の課題・今後の展望
2. 提供される利用目的	① 活動の成果・効果の検証 ② 活動の課題・今後の展望の把握

***事業者名は経済産業省に提供されません。**

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

令和 年 月 日	承認年月日	時 分	承認時間	承認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本店名・確認者
				☐ 電話 ☐ 郵便振替 ☐ 相手の口座振込 ☐ その他（ ）	

【認定経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関名	当社が受ける経営支援の内容

※「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識(※1)

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 近距離分析

直近の決算期	
①売上増加率(売上持続性)(%)	④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)
②営業利益率(収益性)(%)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)(ヵ月)
③労働生産性(生産性)(千円)	⑥自己資本比率(安全性)(%)

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

令和6年7月1日制定

★「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

		単位				
		年				
		計				
EBITDA	計	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
有利子負債倍率	倍					

*借入事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

* ①、現状認識 ②③のいずれか1つでも可。①について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定の年とする事業年度となります。改善目標達成率(%)は、「(3. 財務分析)②」～④に添く)のいずれかの指標を記載し、目標値に1年間で目標達成率を記載してください。【木質資源の活用促進】を中心に課題を②～④に添く)課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に添く)してください。

課題	主な取組					
	計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)	
	取組計画等					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、頁数など)						

6. 収支計画及び返済計画

直近決算の状況 (計画(実定前)) (令和 年 月期)	計画1年目 (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
売上高					
営業利益					
税引き後当期純利益					
減価償却費					
借入金返済額					

「本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。」

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 計画終了時点における将来目標 ☐ 5. 具体的なアクションプラン ☐ 6. 収支計画及び返済計画

1. 1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における勘察ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。ローカルベンチマークの概要については以下図表または添付コードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。

参考) 財務分析の視点 ～ 6つの財務指標～

① 国産品	① 国産品
② 国産品	② 国産品
③ 国産品	③ 国産品
④ 国産品	④ 国産品
⑤ 国産品	⑤ 国産品
⑥ 国産品	⑥ 国産品
⑦ 国産品	⑦ 国産品
⑧ 国産品	⑧ 国産品
⑨ 国産品	⑨ 国産品
⑩ 国産品	⑩ 国産品
⑪ 国産品	⑪ 国産品
⑫ 国産品	⑫ 国産品
⑬ 国産品	⑬ 国産品
⑭ 国産品	⑭ 国産品
⑮ 国産品	⑮ 国産品
⑯ 国産品	⑯ 国産品
⑰ 国産品	⑰ 国産品
⑱ 国産品	⑱ 国産品
⑲ 国産品	⑲ 国産品
⑳ 国産品	⑳ 国産品
㉑ 国産品	㉑ 国産品
㉒ 国産品	㉒ 国産品
㉓ 国産品	㉓ 国産品
㉔ 国産品	㉔ 国産品
㉕ 国産品	㉕ 国産品
㉖ 国産品	㉖ 国産品
㉗ 国産品	㉗ 国産品
㉘ 国産品	㉘ 国産品
㉙ 国産品	㉙ 国産品
㉚ 国産品	㉚ 国産品
㉛ 国産品	㉛ 国産品
㉜ 国産品	㉜ 国産品
㉝ 国産品	㉝ 国産品
㉞ 国産品	㉞ 国産品
㉟ 国産品	㉟ 国産品
㊱ 国産品	㊱ 国産品
㊲ 国産品	㊲ 国産品
㊳ 国産品	㊳ 国産品
㊴ 国産品	㊴ 国産品
㊵ 国産品	㊵ 国産品
㊶ 国産品	㊶ 国産品
㊷ 国産品	㊷ 国産品
㊸ 国産品	㊸ 国産品
㊹ 国産品	㊹ 国産品
㊺ 国産品	㊺ 国産品
㊻ 国産品	㊻ 国産品
㊼ 国産品	㊼ 国産品
㊽ 国産品	㊽ 国産品
㊾ 国産品	㊾ 国産品
㊿ 国産品	㊿ 国産品

兵庫県信用保証協会 御中
申込金融機関 御中

令和 年 月 日

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名

【事業者の選択】

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記〔確認項目〕①に該当する場合は0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の諾否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

【誓約事項】

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

1. 保証の委託の申込みをした日（以下「申込日」という。）以降においても、次の（１）及び（２）を遵守します。
 - （１）申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - （２）申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
2. 上記1. の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。
3. 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

（注）「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%（※）が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

（裏面に続く）

【確認項目】

次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	資格要件	保証料率 上乗せ
①	【要件1】【要件2】及び【要件3】（1）、（2）の全ての項目を満たす。	0.25%
②	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】（1）又は（2）のいずれかを満たす。	0.45%
③	法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
④	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

【要件確認】

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。

なお、②については【要件3】（1）及び（2）の数値を入力の上、いずれかに該当することを確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェックのみで、要件確認欄への記入は不要です。

要件確認欄				項目
①	②	③	④	
				【要件1】 申込日以前過去2年間（法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
				【要件2】 申込日の直前の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
				【要件3】（1） 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。 直前決算期：令和○年○月期 純資産額（ ）円
				【要件3】（2） 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 直前決算期：令和○年○月期 経常利益（ ）円＋減価償却費（ ）円 ＝減価償却前経常利益（ ）円 直前決算前期：令和○年○月期 経常利益（ ）円＋減価償却費（ ）円 ＝減価償却前経常利益（ ）円

◎記入上の留意点

- ・直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
- ・各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記「事業者の選択」及び「誓約事項」について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 1. 電話 ☐ 2. 対面面談 ☐ 3. オンライン面談 ☐ 4. その他（ ）	

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和○年○月○日

金融機関本・支店名

代表者名

兵庫県 信用保証協会 御中

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

申込金融機関として、申込人 _____ が直前の決算（ _____ 年 _____ 月期決算）
 において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていること
 を確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

【資格要件（財務要件）】

① 資産超過である。

純資産合計 _____ 円

② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。

EBITDA有利子負債倍率 _____ 倍

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（ _____ ）円	－	現預金（ _____ ）円
営業利益（ _____ ）円	＋	減価償却費（ _____ ）円

③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。

また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上
 適切な範囲を超えていない。

④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益＋減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債－現預金」は「0」（ゼロ）
 以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は、当該
 期間の始期の前日を基準として確認することでも差し支えありません。

【本制度利用に係る金融機関の責務】

本制度と同時に次のいずれかまたは両方を実行することを確約します。

（該当する確認欄に○を付けてください。）

確認欄	責務の内容
【責務1】	経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること
【責務2】	経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部または一部 について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

※保証申込時における既往のプロパー融資残高の一部について、経営者保証がなく、かつ、保全がない場合であっても、本保証付融資と
 原則同時に【責務1】【責務2】のいずれかまたは両方を満たす必要があります。

【本制度の保証限度額】

経営者保証を提供していない プロパー融資残高（i）	同時に実行する経営者保証を不要と するプロパー融資金額（ii）	同時に経営者保証を解除する プロパー融資金額（iii）
0 千円	0 千円	0 千円

経営者保証を提供していない プロパー融資残高（iv）※1 （i＋ii＋iii）	≧	本制度の利用残高（v）※2
0 千円		本制度申込金額（vi） ※3
		0 千円（ 0 千円）

※1 本制度の保証限度額と金融機関の責務の内訳は保証限度額等確認シートでご確認ください。

※2 申込金融機関における本制度の既保証分も含まれます。

※3 本制度の申込金額（vi）は（v）の内数となります。

年 月 日

兵庫県 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名

【情報提供の同意】

プロパー融資借換特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社の情報を、以下に掲げる利用目的のために、貴協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	商号、所在地、資本金、法人設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、プロパー融資残高
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

【借入申込の内容】

(年 月 日現在)

借換（内入れ）対象資金（経営者保証を提供している既往プロパー借入金）の内容※1			
借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
合計		0 円	
借入申込額※2		円	

※1 本制度で借換える既往プロパー借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

経営者保証を提供していない借入金は対象資金に含まれません。

※2 借換対象資金（経営者保証を提供している既往プロパー借入金）の範囲内となります。

【確認状況記載欄】

本書面が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
年 月 日	時 分	☐ 1電話 ☐ 2対面面談 ☐ 3オンライン面談 ☐ 4その他()	

この度、申込人から経営者保証の解除要請を受けた上記借換対象資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和を行っていません。

また、上記借換対象資金が「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

この度の信用保証付き融資金については、経営者保証に依存しない融資を促進するものであり、当金融機関では、今後も申込人の事業の発展のため、積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名
又は氏名

【誓約事項】 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社（私）が補助相当額を負担することを誓約します。

（注）「協調支援型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.11%~0.95%に相当する額が補助されます。
ただし、条件変更により追加で発生する信用保証料は、全額お客様のご負担となります。

【資格要件】 次の要件（１）または（２）のいずれかに該当すること。

要件（１）

確認	項 目						
	・ 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資※1を受けること。 <table border="1"> <tr> <td>本件申込額【Ⅰ】</td> <td>同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円（ か月 ）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】</td> </tr> <tr> <td>% ≥10%</td> </tr> </table>	本件申込額【Ⅰ】	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）	円	円（ か月 ）	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】	% ≥10%
本件申込額【Ⅰ】	同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間）						
円	円（ か月 ）						
同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】							
% ≥10%							

※1 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。なお、資金使途は事業資金に限ります。

要件（２）

確認	項 目
☐	・ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

【確認状況記載欄】 本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることを次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		()	

上記申込人が「協調支援型特別保証制度要綱」に規定する申込人資格要件に該当していることを確認しました。

また、要件（１）を適用する場合、上記項目に記載しているプロパー融資について、本保証付き融資と原則同時に実行することを誓約します。

申込金融機関支援方針等（経営行動計画書を踏まえた事業性の評価や今後の支援・取組方針等）※2

※2 要件（２）を適用する場合のみ、記載してください。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書

1. 事業者名等

注 文 者 名	
法 人 名	
代 表 者 名	
又 は 氏 名	

【金融機関名】 今後 【金融機関名】 との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。
【金融機関名】 協調支援型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、
【金融機関名】 協調支援型特別保証制度に対して提供すること、及び保証協会が
【金融機関名】 から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金額期間、保証申込金額、保証者担当、保証承諾金額、保証申込時のプロパー派遣有無、本保証付与融資実行後のプロパー派遣要行有無、プロパー融資実行時の本制度融資、金融機関の訪問回数、決算・経営報告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

※ 事業者名は経済産業省に提供されるません。
※ 「プロパー派遣」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。	金融機関本支店名、確認者
確認年月日	確認方法（該当する項目にチェック）
令和 年 月 日	時 分 □ 電 話 □ 対面談話 □ その他（ ）

2. 現状認識 (※1)

No.	項 目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 財務分析

直近の決算期	
①売上増加率(売上持続性) (%)	④EBITDA有利子負債倍率(健全性)(倍)
②営業利益率(収益性) (%)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)
③労働生産性(生産性)(千円)	⑥自己資本比率(安全性)(%)

※ 貴中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

※ 「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な中長目標を記載してください。直近決算の売上営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標										
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	倍	計画2年目	倍	計画3年目	倍	計画4年目	倍	計画5年目	倍
	※ 個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。									

5. 具体的なアクションプラン

※ 「2. 現状認識」の課題（※3のいずれか一つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。
「本資金の活用方法」は、取組計画との関連性を十分に考慮してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	主な取組									
	取組計画等	計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)				
	取組計画									
	改善目標指標									
	目標値									
	取組計画									
	改善目標指標									
	目標値									
	本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)									

6. 収支計画及び返済計画

	直近決算の状況 (計画策定期) (令和 年 月期)	計画1年目 (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
	売上高					
	営業利益					
	繰引き後当期純利益					
	減価償却費					
	借入金返済額					

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

□ 2. 現状認識 □ 3. 財務分析 □ 4. 計画終了時点における将来目標 □ 5. 具体的なアクションプラン □ 6. 収支計画及び返済計画

※ 1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における現時点とアラインメントを作成している場合には、同シートの出出でも差し支えありません。

ローカルベンチマークの概要については以下URLまたは印刷コードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/location/

※ 2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下「6つの財務指標」の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年売上高)×100－1 【意 義】 キャッシュフローの源泉である売上高の増減を確認することが可能であるとともに、事業性の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】 事業の収益性を測る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】 従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－短期借入)/(営業利益＋減価償却費) 【意 義】 (営業利益＋減価償却費)の部分で運営するキャッシュフローを借入に示すもので、有価証券報告書の「自己資本比率」を比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上総仕入－期間資産－買入債務)/月間売上高 【意 義】 営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べて営業運転資金の増減を確認することが出来ます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝自己資本/総資産 【意 義】 総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。

